

平成30年第1回定例会

鋸南町議会会議録

平成30年3月6日 開会

平成30年3月16日 閉会

鋸南町議会

平成30年第1回鋸南町議会定例会議案一覧表

発議案第1号	議会の議員の報酬年額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
発議案第2号	地域高規格道路「館山・鴨川道路」の早期実現を求める意見書(案)について
議案第1号	バーベキューハウス佐久間小学校の設置及び管理に関する条例の制定について
議案第2号	一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第3号	町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第4号	鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第5号	鋸南町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
議案第6号	鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第7号	鋸南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第8号	鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第9号	鋸南町水道水源保護条例の一部を改正する条例の制定について
議案第10号	鋸南町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
議案第11号	動産売買契約の締結について(循環バス)
議案第12号	動産売買契約の締結について(スクールバス)
議案第13号	平成29年度鋸南町一般会計補正予算(第6号)について
議案第14号	平成29年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
議案第15号	平成29年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
議案第16号	平成29年度鋸南町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
議案第17号	平成29年度鋸南町病院事業会計補正予算(第1号)について
議案第18号	平成29年度鋸南町水道事業会計補正予算(第3号)について
議案第19号	平成30年度鋸南町一般会計予算について
議案第20号	平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について
議案第21号	平成30年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第22号	平成30年度鋸南町介護保険特別会計予算について
議案第23号	平成30年度鋸南町病院事業会計予算について

- 議案第24号 平成30年度鋸南町水道事業会計予算について
- 議案第25号 動産売買契約の締結に係る追認について
- 議案第26号 動産売買契約の変更に係る追認について

平成30年第1回鋸南町議会定例会会議録目次

招集告示	1
第1号(3月6日)	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	2
本会議に職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣言	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	6
提案理由の説明、諸般の報告	6
一般質問	14
鈴木 辰也 君	14
三国 幸次 君	23
渡邊 信廣 君	34
笹生 正己 君	50
散会の宣言	62

第2号（3月7日）

議事日程	63
本日の会議に付した事件	64
出席議員	64
欠席議員	64
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	64
本会議に職務のため出席した者の職氏名	65
開議の宣言	66
議事日程の報告	66
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	69
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	76
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	79
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	82
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	85
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	86
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	93
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	96
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	97
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	101
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
議案第19号の上程、説明	105
議案第20号の上程、説明	116
議案第21号の上程、説明	120
議案第22号の上程、説明	122

議案第 23 号の上程、説明	124
議案第 24 号の上程、説明	128
散会の宣言	130

第3号（3月16日）

議事日程	132
本日の会議に付した事件	132
出席議員	132
欠席議員	132
地方自治法第121条の第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	132
本会議に職務のため出席した者の職氏名	133
開議の宣言	134
議事日程の報告	134
議案第19号の委員長報告、討論、採決	134
議案第20号、21号、22号、23号、24号の委員長報告	140
議案第20号の討論、採決	141
議案第21号の討論、採決	142
議案第22号の討論、採決	142
議案第23号の討論、採決	143
議案第24号の討論、採決	144
議事日程（第3号の追加）	146
追加日程の決定	147
議案第25号、26号の提案理由の説明	147
議案第25号、26号の上程、説明、質疑、討論、採決	148
閉会の宣言	150

鋸南町告示第6号

平成30年第1回鋸南町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成30年3月1日

鋸南町長 白石 治 和

- 1 期 日 平成30年3月6日（火） 午前10時
- 2 場 所 鋸南町役場議場

10平成30年第1回鋸南町議会定例会議事日程〔第1号〕

平成30年3月6日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 一般質問〔4名〕
① 7番 鈴木 辰也 議員
② 12番 三国 幸次 議員
③ 4番 渡邊 信廣 議員
④ 10番 笹生 正己 議員

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（12名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 田久保浩通君 | 2番 青木悦子君 |
| 3番 笹生久男君 | 4番 渡邊信廣君 |
| 5番 小藤田一幸君 | 6番 緒方猛君 |
| 7番 鈴木辰也君 | 8番 黒川大司君 |
| 9番 伊藤茂明君 | 10番 笹生正己君 |
| 11番 平島孝一郎君 | 12番 三国幸次君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | |
|--------------|--------------|
| 町長 白石治和君 | 副町長 内田正司君 |
| 教育長 富永安男君 | 総務企画課長 増田光俊君 |
| 税務住民課長 平野幸男君 | 保健福祉課長 杉田和信君 |
| 地域振興課長 飯田浩君 | 建設水道課長 平嶋隆君 |
| 教育課長 福原規生君 | 会計管理者 福原傳夫君 |

監 査 委 員 柴 本 健 二 君

総務管理室長 寺 本 幸 弘 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長 笹 生 矩 義

書

記 安

藤

睦

…………… 開 会 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………
〔開会のベルが鳴る〕

◎開会の宣言

○議長（小藤田一幸）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、平成30年第1回鋸南町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

配付漏れなしと認めます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小藤田一幸）

日程第1「会議録署名議員の指名」をいたします。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、

2番 青木悦子君、10番 笹生正己君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（小藤田一幸）

日程第2「会期の決定」を行います。

この件については、去る2月26日午前10時から議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今定例会の会期及び日程について議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長 鈴木 辰也君。

〔議会運営委員会委員長 鈴木辰也 登壇〕

○議会運営委員会委員長（鈴木辰也）

皆さんおはようございます。

議長から報告の求めがありましたので、去る2月26日、午前10時から議会運営委員会を開き、平成30年第1回鋸南町議会定例会の会期及び日程等について協議しましたので、御報告申し上げます。

今定例会の会期は、本日から16日までの11日間とし、日程は、御手元に配付されております議事日程により行います。

今定例会には、発議案2件、町長提出議案24件が提出されております。

本日はこの後、町長から今定例会に提出された議案に対する提案理由の説明、及び諸般の報告を求めた後、4名の一般質問を行い、本日は散会したいと思います。

明日7日は、午前10時から会議を開き、発議案第1号から議案第18号まで、順次上程の上、質疑、討論の後、採決までお願いし、議案第19号から議案第24号までの平成30年度各当初予算関係については、順次上程の上、当局からの説明を受けるだけといたします。

なお、当初予算の審査については、予算審査特別委員会を設置し、審査することで、議会運営委員会では協議されておりますことを、併せて御報告します。

8日から15日までの8日間は、議案調査のため休会とします。

16日は午後2時から会議を開き、当初予算関係の議案第19号から議案第24号までについての質疑、討論を行っていただき、採決を願いたいと思います。

一般質問であります。一般質問一覧表のとおり、今定例会には、三国幸次君、渡邊信廣君、笹生正己君、そして私、鈴木辰也の4名から通告がなされております。

一般質問の時間は、答弁時間を含め60分以内とし、1回目の質問は15分以内といたします。

また、再質問は一問一答方式で、回数は定めないことといたします。

以上、簡単ではありますが、議会運営委員会での協議の結果を御報告申し上げます。議員各位の御賛同をお願いいたしまして、委員長としての報告を終わります。

○議長（小藤田一幸）

ただいまの、議会運営委員長から報告ですが、今定例会の会期は本日から16日までの11日間とし、一般質問については、通告あった議員が4名、質問の時間は60分以内とし、1回目の質問時間は15分以内、再質問は1問1答方式で回数は定めないとのことあります。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から16日までの11日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（小藤田一幸）

日程第3「諸般の報告」をいたします。

議長としての報告事項を申し上げます。

今定例会に説明要員として、出席通知のありました者の職・氏名は別紙報告書で報告したとおりです。

今定例会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和 登壇〕

◎提案理由の説明並びに諸般の報告

○町長（白石治和）

皆さんおはようございます。

本日、ここに平成30年第1回鋸南町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には、公私とも御多用のところ、御出席を賜りまして厚く感謝申し上げる次第でございます。

本定例会に、町長として、御提案申し上げます議案は、平成29年度補正予算案、平成30年度の一般会計、特別会計並びに企業会計の当初予算案、条例の制定及び一部改正等24議案でございます。

議案の概略を御説明する前に、新年度に向けての所信を申し述べさせていただきます。

日本の経済状況は、内閣府が本年2月21日に公表した月例経済報告によりますと「景気は、緩やかに回復をしている。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが、期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」としております。

また、平成30年度の国の地方財政対策では、地方が子ども・子育て支援や地方創生等の重要課題に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方税及び地方交付税等の一般財源総額について、平成29年度を356億円、率にして0.1%上回る62.1兆円を確保している。としております。

しかし、一般財源総額は前年度並みとはいえ、社会保障費の充実分を含めると、地方においては一般財源が不足することによる経常収支比率の悪化が懸念をされるところでござい

ます。

さて、本町では、鋸南町人口ビジョンにおける人口の将来展望に向け、「鋸南町まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「鋸南町総合計画」などの諸計画に基づき、まちづくりに取り組んで参りました。地方創生の拠点であります都市交流施設「道の駅保田小学校」も3年目を迎え、多くの方々にお越しいただき交流の場としての賑わいをみせております。また、国のまち・ひと・しごと地方創生関連事業として、平成30年度では、引き続き地方推進交付金を活用して「空家等を活用した企業誘致」に取り組んで参ります。

この他にも、特別交付税措置を受けて、平成29年度では地域おこし協力隊員を3名採用し、地域に居住し様々な活動を実施をしていただいておりますが、平成30年度では、さらに2名の方を募集していく予定でございます。

子ども・子育て支援では、今年度は教育施設再編の締めくくりとなる、鋸南幼稚園新園舎建設が完成する運びとなり、更なる子育て支援施策を実施していくために、国に先行して4月から幼稚園保育料の無償化を実施して参ります。

それでは、鋸南町の平成30年度予算編成についてであります。本町の財政見通しは、歳入が地方における景気の低迷と少子高齢化の影響等により、町税の増収は見込めず、歳入の約4割を占める地方交付税も国の概算要求の内容からは、伸びを期待できない状況にあることから、平成30年度の一般財源は減少すると見込んでいるところでございます。

公債費については、依然として一般財源における公債費の割合が高い状況にありますが、実質公債費比率は、平成19年度から公債費負担適正化計画を進めてきたことが実を結び、平成27年度決算において、18%以下に下がったため、起債は許可から協議団体となり、平成28年度決算では14.7%となりました。

また、財政調整基金は、平成29年度末では12億円を超える見込みとなり、少しずつですが財政の安定化が図られて参りました。

しかし、さらなる高齢化の進展による社会保障関係経費の増、インフラや公共施設の老朽化に伴う改修、維持補修費の増等が見込まれることから、引き続き厳しい財政運営が予想されます。

このような状況の中で、総合計画で掲げた3つの政策目標である「活力ある産業づくり」・「輝く人材づくり」・「安心生活づくり」を基本に、住民サービスの低下を招かず、活力あるまちづくりのための施策の展開を図り、深刻な人口減に対する施策を推進する必要があります。

このため、行財政改革の一環として実施しております、特別職及び管理職の給料削減については、平成30年度においても、給料の削減を継続いたしたく、関連議案を提出させていただきました。

それでは、今定例会に御提案いたします議案の概要について御説明申し上げます。

議案第1号「バーベキューハウス佐久間小学校の設置及び管理に関する条例の制定につ

いて」であります。旧佐久間小学校の特別教室棟跡地に地方創生拠点整備交付金を活用して整備を行っているバーベキュー施設について、設置及び管理に関する規定を定めるものでございます。

議案第2号「一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、給与の独自削減については、課長及び室長等管理職手当支給対象職員にあっては100分の1の減額の措置を、平成31年3月31日まで、お願いするものでございます。

議案第3号「町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。平成17年度から町長30%・副町長及び教育長は20%それぞれ削減し現在に至っております。本年3月31日までの時限条例ではありますが、現在の財政状況から平成30年度も継続して、削減する改正をお願いするものでございます。

議案第4号「鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。この条例では、特別職の給料のほか期末手当の支給について規定されておりますが、附則で規定されている期末手当の算定の特例の期間を1年間延長するものでございまして、町長等の給料月額の特例に関する条例の規定にかかわらず、減額前の額で算定をお願いするものでございます。

議案第5号「鋸南町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について」であります。小学校4年生から中学校3年生までの、子どもの通院にかかる医療費に対して助成する際の、支給要件である所得制限の廃止をお願いするものでございます。

議案第6号「鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」であります。国民健康保険法の一部改正等に伴い、基礎賦課限度額の引き上げ及び保険料の減額に係る算定基準の改正、並びに国民健康保険料の普通徴収に係る保険料の納期の変更をお願いするものでございます。

議案第7号「鋸南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、国民健康保険の住所地特例を受ける被保険者については、後期高齢者医療保険においても引き続き住所地特例の被保険者とするための改正をお願いするものでございます。

議案第8号「鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」であります。主に平成30年度から32年度までの保険料率を改正するものでございます。

議案第9号「鋸南町水道水源保護条例の一部を改正する条例の制定について」であります。地方検察庁との協議終了に伴いまして、鋸南町水道水源保護条例に罰則規定を追加するものであります。

議案第10号「鋸南町消防団条例の一部を改正する条例の制定について」であります。消防団員の任命については、条例第7条で年齢55年以下と規定しておりますが、第2項を新たに追加し、この規定にかかわらず団長が必要と認める場合、町長の承認を得て任命でき

るようにしようとするものでございます。

議案第11号「動産売買契約の締結について（循環バス）」であります。循環バス購入にかかる、動産売買契約を締結いたしたく、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第12号「動産売買契約の締結について（スクールバス）」であります。スクールバス購入にかかる、動産売買契約を締結いたしたく、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第13号「平成29年度鋸南町一般会計補正予算（第6号）について」であります。歳入歳出それぞれ、389万7千円を減額し、補正後の総額を43億4,528万2千円にしようとするものであります。「貸切風呂建築事業」など4事業、1億863万6千円を平成30年度へ繰越して執行するため新たに「繰越明許費」の設定をお願いするものでございます。また、個人情報保護制度対応支援業務を委託するため、債務負担行為補正をお願いするものです。その他、各費目とも決算を見込んでの歳入歳出補正となっております。なお、財政調整基金関係では、3月補正余剰分などで、4,858万9千円を積立し、平成29年度末の財政調整基金の残高は12億792万5千円となる見込みです。

議案第14号「平成29年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」であります。歳入歳出それぞれ、6,217万8千円を減額し、補正後の総額を、14億6,691万3千円にしようとするものであります。補正の主なものは、歳出では、一般・退職被保険者の保険給付費を医療費の給付動向を勘案し、2,006万6千円を減額、また、共同事業費拠出金では、額の確定により、3,529万5千円の減額をお願いしております。

議案第15号「平成29年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」であります。歳入歳出それぞれ、340万円を減額し、補正後の総額を、1億2,245万5千円にしようとするものでございます。決算見込みを踏まえまして、歳入歳出の過不足分の調整をお願いするもので、後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定及び保険料の見込み額により補正をお願いするものでございます。

議案第16号「平成29年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」でございます。歳入歳出それぞれ、875万7千円を増額し、補正後の総額を、13億1,332万7千円にしようとするものであります。補正の主なものは、居宅介護サービス給付費643万3千円、地域密着型介護サービス給付費199万1千円、居宅介護サービス計画給付費116万5千円を増額等でございます。

議案第17号「平成29年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第1号）について」であります。国保会計補助金の交付等に伴い、収益的収入では、119万2千円を増額し、補正後の総額を5,373万1千円とし、収益的支出で207万9千円を増額を予定し、補正後の総額を8,998万1千円にしようとするものです。資本的支出では、ガス滅菌器購入費で169万6千円を増額し、3,816万1千円とするものでございます。

議案第18号「平成29年度鋸南町水道事業会計補正予算（第3号）について」でありま

すが、収益的収入では、77万3千円を増額し補正後の総額を5億2,793万1千円とし、収益的支出では109万円の増額を予定し、補正後の総額を4億7,338万6千円にしようとするものであります。資本的支出では、事業費確定により、1,530万1千円の減額をし2億2,561万1千円とするものであります。

議案第19号「平成30年度鋸南町一般会計予算について」であります。歳入歳出それぞれ37億3,362万2千円と決めました。前年度当初予算に比べますと、8.2%減、3億3,430万9千円の減額となりました。はじめに、歳出であります。主な事業を申し上げますと、総務費ではコンビニ収納サービスの導入、循環バス運行委託、空き家等活用した企業誘致支援業務、民生費では、学童保育、幼稚園一時預かり、農林水産業費では、鋸南町有害鳥獣対策協議会委託、鳥獣被害防止総合対策交付金、中山間地域等直接支払事業交付金、佐久間地区活性化推進協議会貸付金、勝山漁港・農山漁村地域整備事業負担金、保田漁港・吉浜船揚場補修、商工費では、地域おこし協力隊、観光案内看板設置、土木費では、住宅取得奨励金交付事業、リフォーム補助事業、橋梁補修設計、道路維持補修、橋梁及びトンネル補修、国土調査、消防費では、防災行政無線デジタル化、消防ポンプ自動車購入、自主防災組織等補助金、教育費では、小学校教育用パソコン更新、小学校校務用パソコン更新、中学校校務用パソコン更新、中学校体育館LED灯改修、海洋センタープール設備等改修、スクールバス運行業務委託、学校給食センター設備購入、学校給食センター調理・配送業務委託、次に各会計への繰出金につきましては、国民健康保険特別会計等3つの特別会計には3億734万9千円、企業会計へは、水道会計に1億80万円、病院会計に5,545万4千円を計上いたしました。

次に、歳入であります。町税は7億3,001万8千円で、前年度比2.8%、2,116万6千円の減額を見込みました。普通交付税、特別交付税及び臨時財政対策債の合計は17億8,500万円となり前年度比3,500万円の減を見込みました。繰越金は1億円を計上し、予算調整の結果、不足する一般財源は、財政調整基金から8,182万円を繰入することといたしました。当初予算後の財政調整基金の残高は、11億2,610万6千円となる見込みでございます。

議案第20号「平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」であります。歳入歳出予算の総額は11億9,490万3千円で、前年度比15.5%減、2億1,922万2千円の減となります。平成30年度からの国保制度改革により、国保財政の広域化が図られ、国費や交付金は県が受け入れ、県から市町村へ保険給付に必要な費用を交付する。また、市町村は国保連合会等に給付費を納付し、県に国保事業費納付金を納付する仕組みとなります。主たる歳出である保険給付費は、8億8,160万4千円で、前年度比2.2%増、1,937万1千円の増、新たな費目として国民健康保険事業費納付金2億6,295万8千円等となっております。主たる歳入では、保険料は前年度比8.9%減の、2億1,478万9千円を見込みました。県からの交付金は8億4,457万5千円を予定いたしま

した。一般会計からの繰入金は9,941万1千円で、繰越金は2,500万1千円とし、なお不足する額については、財政調整基金からの繰入金1,000万円を予定いたしました。

議案第21号「平成30年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について」でございますが、本年度予算額は、1億3,252万9千円で、前年度比5.3%増の667万4千円の増額を予定いたしました。歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金1億2,688万1千円で、歳出総額の95.7%を占めるものでございます。次に歳入では、保険料は、前年度比8.3%増の8,997万7千円、一般会計繰入金3,905万円が主たるものでございます。

議案第22号「平成30年度鋸南町介護保険特別会計予算について」でございますが、本年度予算額は、前年度比0.9%減、1,168万2千円減額の12億2,784万7千円を予定しました。歳出の主なものは、保険給付費で、前年度比1.8%減の11億6,043万5千円で、予算額の94.5%を占めるものでございます。歳入のうち、第1号被保険者の保険料は前年度比5.2%増の2億4,300万円、町からの繰入金は保険給付費に対するものと事務費繰入金を合わせて1億6,888万4千円を予定しております。

議案第23号「平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について」でございますが、収益的収入では、一般会計負担金98万円、一般会計補助金4,151万2千円、財団からの負担金100万円及び文書料324万円等、合計5,021万8千円の収入を予定いたしました。収益的支出は、企業債償還利息147万6千円、減価償却費3,556万6千円、指定管理者交付金4,000万円及び町が負担すべき修繕料、委託料等を合計し、8,248万2千円を予定いたしました。資本的支出では、医療機器整備費540万円、企業債償還元金1,296万3千円を予定し、資本的収入では、1,296万2千円全額を一般会計出資金で予定しております。

議案第24号「平成30年度鋸南町水道事業会計予算について」であります。収益的収入は、5億2,234万2千円を予定いたしました。収益的収入のうち、給水収益は2億8,008万6千円、一般会計補助金は、前年度比14万円増の1億80万円、県総合対策事業補助金は9,700万円等を予定いたしました。収益的支出では、前年度比1.1%減の、4億6,774万8千円を予定いたしました。支出には、南房総広域水道の受水費、1億4,834万1千円が含まれております。資本的収入では、配水施設改良事業及び浄水施設改修事業にかかる企業債7,000万円を予定し、資本的支出では、建設改良費8,803万5千円及び企業債償還元金は、1億3,924万3千円、合計で2億2,727万8千円を予定いたしました。

平成30年度の一般会計、特別会計及び企業会計を合わせた、町の予算総額は、歳出・支出ベースで、前年度比6億100万2千円減の70億8,474万2千円となるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

この際、諸般の報告を申し上げます。

はじめに、鋸南町表彰条例による表彰について申し上げます。

去る、2月6日に表彰審議会が開かれ、田中久枝さん、高木君枝さん、福岡千鶴子さん、生貝清子さんの4名の方々を功労表彰として、また、久江忠さんが、善行表彰として、平成29年度鋸南町表彰を受賞されることとなりました。

誠におめでとうございます。

次に、鋸南町児童及び生徒表彰要綱による表彰について申し上げます。

鋸南小学校6年の金木玲奈さんが、第63回青少年読書感想文全国コンクールで小学校高学年の部において文部科学大臣賞を受賞され、鋸南町児童及び生徒表彰要綱に基づき町長表彰を受賞されることになりました。

誠におめでとうございます。

なお、表彰式は、本日、午後1時15分から、この議場において、開催させていただく予定でございます。

次に出産祝品の贈呈について御報告申し上げます。

昨年3月から本年2月までに31名のお子様が生まれました。昨日、5日にそれぞれの御自宅を訪問させていただき、お祝いに桜の苗木をお届け致しました。お子様達の健やかな御成長と御家族の御多幸をお祈り申し上げます。

次に鋸南病院の医師の異動について申し上げます。

現在、内科医として御勤務いただいております、山本大夢医師におきましては、3月をもって他の病院への勤務となります。後任として、4月1日から、自治医科大学卒業の吉池安隆医師をお迎えすることとなります。

山本医師におかれましては、平成28年から2年間にわたりまして、町民に対し、親身に診察・治療していただきましたことを、深く感謝申し上げますとともに、山本医師と吉池医師の今後の御活躍を御期待申し上げます。

次に、鋸南町健康福祉まつりについて申し上げます。

去る1月20日（土曜日）中央公民館において、「健康と福祉、介護予防を考える場」といたしまして開催をいたしました。社会福祉協議会主催の社会福祉大会と共催して今回で10回目となります。

当日は、12グループによる介護予防活動の実践発表や社会福祉大会による表彰・福祉作文の発表をはじめ、鋸南病院・保健推進員協議会・食生活改善協議会の皆様による活動発表や抽せん会など、盛りだくさんの内容で、多くの方々の参加をいただきました。今後もこのようなイベントを通じて町民の皆様の健康づくりに努めて参りたいと考えております。

次に、花観光について申し上げます。

はじめに、花まつりの第一章であります「水仙まつり」は、12月16日（土曜日）から2月4日（日曜日）まで開催されました。本年は、例年よりも3週間ほど早い開花となり、

一番の見頃の時期が正月休みと重なったこと、また、年初から全国的に強い寒気の影響により厳しい寒さが続きまして、花卉の凍結、中旬には降雪もありまして、倒れてしまった水仙も多く見受けられました。こういった要因もあり、期間中の入込は、昨年を1万1千人下回る、7万2千人となったところがございます。しかしながら水仙まつりの期間中には、毎年恒例の江月水仙ひろば及び佐久間ダム公園で、地域の方々の御協力をいただきながらイベントを実施し、多くのお客様にお楽しみいただきました。

第2章となります「頼朝桜まつり」は2月17日（土曜日）から3月11日（日曜日）まで開催しております。本年の頼朝桜は、1月19日に開花宣言をし例年よりも早い開花となりました。当初は、気温の低い日が続きお客様もまばらでございましたが、2月の連休前後に陽気が緩んだことから一気に開花が進み、多くのお客様に御来訪いただいております。期間中は、保田駅を発着場所として、保田川沿いの頼朝桜をめぐるJRの駅からハイキング「鋸南頼朝桜と菜の花のお花見ハイキング」も開催しております。また、3月3日（土曜日）には、権現橋から天王橋の間の頼朝桜の下において、毎年好評を博しております、「保田川竹灯籠まつり」が開催されました。3,600名程のお客様で賑わいました。

また、花まつりの最終章となります「桜まつり」は、3月17日（土曜日）から4月15日（日曜日）まで開催いたします。期間中の4月1日（日曜日）には、佐久間ダム公園で恒例の「にぎわいイベント」を開催いたします。今後も地域の皆様と協力して、多くの観光客の皆様をお迎えできるよう努めて参ります。

最後にオリンピック・パラリンピック関係について申し上げます。

鋸南町元名在住で拓大紅陵高校3年生の大浦直繁さんが、トライアスロン種目で東京オリンピック強化指定選手に選出されました。大浦さんは、昨年7月に開催された日本アンダー19ジュニアオリンピックカップにおいて準優勝の成績を修め、また、日本代表選考会でも7位に入賞した実績から強化指定選手に決定し、本格的なサポートを受けております。トライアスロンは、東京オリンピックの注目種目であり、今後の活躍が大いに期待されます。

以上で、諸般の報告を終わります。

よろしく、お願いいたします。

○議長（小藤田一幸）

この際、報告事項ではありますが、何か確認したいことがありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

特になしと認めます。

以上で、諸般の報告を終了いたします。

ここで、10時55分まで休憩します。

…………… 休憩・午前10時48分 ……………
…………… 再開・午前10時55分 ……………

○議長（小藤田一幸）

休憩を解いて会議を再開します。

町長から発言を求められましたので許可します。

町長 白石治和君。

○町長（白石治和）

先ほどの提案理由の説明の中で、私一部読み間違いをした部分がありました。

訂正をさせていただきたいと思います。

議案第23号 平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計予算の部分で、委託料を合計して8,248万円というような読み方をしましたが、8,245万2千円ということでございますので、訂正をしていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

◎一般質問

◎7番 鈴木辰也

○議長（小藤田一幸）

日程第4 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、一般質問一覧表のとおり4名から通告がなされております。

はじめに7番 鈴木辰也君の質問を許します。

7番 鈴木辰也君。

[ベルが鳴る]

○7番（鈴木辰也）

私は、高齢者福祉について、観光施策についての2点質問させていただきます。

まずは、高齢者福祉について質問いたします。

鋸南町は、65歳以上の単身世帯が943人、65歳以上の2人世帯が619世帯。65歳以上の単身世帯・2人世帯の合計は1,562世帯で、鋸南町の2月1日現在の世帯数3,677世帯の約42.5%になります。

高齢者福祉政策は、どこまで行うかということは難しい問題です。町の施策として行われているなかで、緊急通報装置の設置について伺います。

今現在、町では3社の事業者と提携しこの事業を行っております。この事業の内容、

周知の方法、現在の利用者状況等をお伺いします。

2点目、観光施策について質問いたします。

N I K K E I プラス1 平成30年1月27日付の新聞に、外国人が次に目指す「ディープジャパン」15選の記事にて鋸山が紹介されました。記事によると、「海外からニッポンを目指す観光客が年間3千万人の大台に近づいてきた。東京や京都など「ゴールデンルート」を経験した人たちは、次にどこを目指すのだろうか。訪日経験があり滞在日数が長い米国人とオーストラリア人に聞いたところ、日本人には意外な“ディープジャパン”が見えてきた。」とあります。

和歌山県高野町「高野山奥の院」に次いで、鋸山が第2位となっております。大変素晴らしいことだと思います。これからますます海外からの来訪者が増えるのではないかと期待しております。

そこで、登山客をいかに鋸南町へ誘導したらいいのかが課題となってきます。町として今までに行ってきた施策にプラスして今後はどのような施策を考えているのかお伺いします。

以上です。

○議長（小藤田一幸）

7番 鈴木辰也君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和 登壇〕

○町長（白石治和）

鈴木辰也議員の一般質問に答弁いたします。

御質問の「町の緊急通報装置設置事業の状況はどうか」についてでございますが、当町では、平成25年5月1日から、鋸南町緊急通報体制整備事業実施要綱を定めまして、在宅のひとり暮らし高齢者等が、緊急通報装置を設置することにより、日常生活上の不安解消や急病等の緊急時に、迅速かつ適切な対応を図り、福祉の増進に資することを目的に事業を実施して参りました。

この事業は、当町に住所を有する65歳以上の1人暮らしの世帯、重度身体障害者のみの世帯、その他これに準ずると認めた世帯を対象に、緊急通報装置の設置につきまして、町が3事業者に委託をし、その設置費用を町が負担することとしております。

設置後の緊急通報装置の保守及び使用料につきましては、利用者に負担をお願いしております。

3事業者の緊急通報装置は、それぞれ特徴が異なっており、1つ目は、安心電話方式で、本体やペンダント型の緊急ボタンを押すことで、緊急通報が発信され、通話が可能となり、あらかじめ登録した御家族など、最大9ヶ所に順次通報されます。

2つ目は、警備会社方式で、本体やペンダント型の緊急ボタンを押すことで、警備会

社の管制室に通報され、自宅へ電話で確認がされると同時に、現場派遣員が急行し、異常の有無の確認と、現状に応じた対応や連絡が行われます。また、火災センサーと日常行動確認センサーも同時に設置をされます。

3つ目は、安心センター方式で、ペンダント型の緊急ボタンを押すことで、安心センターに通報され、待機する看護師を含むスタッフが状態を聞き取りし、緊急連絡先に登録されている方に連絡されますが、場合によっては、派遣員に連絡し確認が行われることもございます。また、聞き取りの際、緊急性を感じた場合には、消防署に直接救急要請するものとなっております。

利用者が負担する使用料であります。税別で安心電話方式が月額380円、警備会社方式は月額にしますと2,800円ありますが、年間契約となるため年額3万3,600円を納める必要がございます。

また、安心センター方式は月額3,200円となっております。

利用者の状況であります。事業開始の平成25年度末では34件の設置でしたが、現在では、安心電話方式で32件、警備会社方式で11件、安心センター方式で1件の合計44件が設置されております。

本事業の町民に対する周知の方法といたしましては、事業開始当時では、民生委員児童委員の方々に御協力をいただきまして、対象世帯の訪問により、設置の意向を確認していただいた経緯がございます。

また現在では、町広報誌や暮らしの便利帳への掲載、ケアマネージャー連絡会議での周知、民生委員児童委員連絡協議会において、高齢者世帯訪問時に周知をお願いしているところでございます。

当町の高齢化率は、今後も上昇していく見込みでありまして、1人暮らしの高齢者世帯も増加していくものと思われますので、引き続き、高齢者や障害のある方への、福祉施策の充実を推進するとともに、町民の皆さまと、地域の多様な主体が、自分の事のように支え合いながら、世代や分野を超えて、丸ごとつながることにより、社会を共に創っていく「地域共生社会」の実現を見据えながら、これからも安心して暮らせるまちづくりに努めて参ります。

御質問の2件目、「観光施策について」についてお答えいたします。

日経プラスワン、平成30年1月27日付け新聞掲載記事につきましては、「何でもランキング外国人がゆくディープジャパン」と題したもので、調査の方法は、専門家の助言を基に、日本を訪れたことのある外国人が次に行きたいと考えそうな観光地を全国から29ヶ所選出し、インターネット調査会社を通じて、訪日経験のある20代から60代の米国人、オーストラリア人144名を対象に「行ってみたい場所」を5ヶ所ずつ選んでもらったの集計と伺っております。

候補地選びには、日本の旅行・生活関連英文情報サイトの「ジャパンガイド」、旅行口

こみサイトの「トリップアドバイザー」、ロケーションデータ解析の「ナイトレイ」、インバウンドコンサルティング会社の「やまところ」、「日本政府観光局」の協力を得て候補地を選定したと記載がございました。

外国人観光客に人気の日本の観光地は、「スピリチュアル、いわゆる精神的なもの、宗教的なもの」また、「自然」「田舎」のいずれかの要素を備えているとのことであり、鋸山の自然、日本寺の雰囲気外国人の好む日本のイメージにつながっているものと考えます。

千葉県の観光入込調査のデータによりますと、日本寺には年間約39万人、ロープウェイには約52万人の観光客が来訪されているとございます。

両施設に聞き取り調査をしたところ、正式にカウントはしてはいないとのことですが、約1割が外国の方と推測をされるとのこととございます。

議員御指摘のとおり、これからますます海外からの来訪者も増えるのではないかと期待されているところであります。

御質問の「登山客をいかに鋸南町へ誘導したらいいのか、今後はどのような施策を考えているのか」についてであります。鋸山・日本寺へのアクセスについては、ある程度の場所まで車で登る方法もございます。その一つ、大仏広場下の無料駐車場を利用する方が、町全体を回遊できるよう情報案内板を設置し、平成30年度に県の補助事業を活用して実施する予定となっております。また、徒歩でのアクセスにつきましては、鋸南町側からは、国道のバス停「鋸山保田口」から日本寺表参道を利用して日本寺境内に入り頂上を目指す方法と、林道金谷元名線を利用し、林道口から尾根伝いに鋸山を縦走し頂上を目指す方法が一般的となっております。

富津市側からのアクセスにつきましては、御存知かとは思いますが、何コースかの登山コースの他に、ロープウェイで登るコースが主流かと考えます。富津市側からの登山者に対して、鋸南町側の情報を提供し案内・誘導することが重要と考えております。

現在は、ロープウェイ山麓駅や山頂駅、金谷ステーション、東京湾フェリー、横須賀米軍基地等に日本語の他、多言語の町パンフレットの配置をお願いし、情報提供を実施しております。日本寺境内にも、同様に配置をお願いしているところであります。今後関係者とともに情報の提供に努めて参ります。

また、鋸南町側に下山した来訪者に対しては、保田駅への案内、道の駅保田小学校への案内板の設置もしてありますが、新しい試みとして、簡単に手に取れる「鋸南町散策マップ」のようなものを作成し、案内板付近に設置、そしてまたインターネット上、例えばグーグルマップ上に施設情報を登録し、利用者がスマホを利用して回遊しやすい環境を整備するなど、回遊のきっかけを作って参りたいと考えております。

以上で、鈴木辰也議員の一般質問に対する答弁といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（小藤田一幸）

鈴木辰也君、再質問はありますか。

○7番（鈴木辰也）

それでは、まず緊急通報装置の設置について質問させていただきます。

今、答弁の中で、今現在44件設置されているということです。この利用者の方のですね、利用状況と言いますか、あんまりあっては欲しくないんですけど、緊急通報がどの位あったのか、もし、そういう状況があったのであれば、どのような状況だったのか等、そういう報告は事業者からあるのか、また、それを町として把握しているのかどうかお伺いします。

○議長（小藤田一幸）

はい、保健福祉課長 杉田和信君。

○保健福祉課長（杉田和信）

ただいまの御質問にお答えいたします。

平成28年度におきまして、緊急通報件数は、6件でございます。そして29年の4月から現在に至るまでは、10件の通報がありました。

内容でございますが、平成28年度の9件のうちの1件に関しましては、火災感知器によります通報ということで、とりあえずボヤで大事には至らなかったという結果でございました。そして、残りの8件につきましては、日常の行動確認センサーが働きまして、このセンサーと言いますのは、12時間人の動きがなかった場合に、警備会社へと通報されるものでございまして、そちらの方で8件ございましたが、特段派遣員がお伺いしたところ問題はなかったということでございます。そして、平成29年度につきましては1件、これは安心センター方式で1件がですね、緊急的になりまして、ここは救急の搬送をされて、直接病院の方へと搬送されましたが入院には至らず、今通院という形となっているようでございます。

そして、残りの9件につきましても、警備会社方式でございしますが、これに関しましても、日常の行動確認センサーが働きまして、こちらの方も特段派遣員が向かった際には問題はないということでございます。そして、こちらの方の3方式でございますが、警備会社方式と安心センター方式、この2つの方式によります確認には、毎月報告がなされてこちらの保健福祉課の方へと報告がなされているところでございます。ただ、安心電話方式につきましては、センターを通してのですね回線の通報でございますので、こちらの方については、こちらの方で把握していないところでございます。

以上でお答えを終わらせていただきます。

○議長（小藤田一幸）

再質問はありますか。

はい、鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也）

これを設置している方にとっては、本当に安心できる施策かなというふうに思います。件数については、きっとですね、結構思っていたよりも多かったなという感じはしています。ただこういう装置を設置することによって普段生活をして、1人暮らしで生活をしている人がですね、安心して暮らせるということは、本当に良いことだなというふうに思います。それで今、この設置した方の中で、平成25年からこの事業が始ったというふうにお伺いしていますが、取り外した、契約を解除したという方はありますでしょうか。

○議長（小藤田一幸）

保健福祉課長 杉田和信君。

○保健福祉課長（杉田和信）

ただいまの質問にお答えいたします。

平成25年の5月設置から現在まで、取り外した件数につきましては、8件ございます。安心電話方式で5件、警備会社方式で3件ございました。

○議長（小藤田一幸）

再質問ありますか。

はい、鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也）

この外す理由には、色々あると思うんですけども、この8件ですか。外した理由というのは、町の方に報告は上がっているのでしょうか。

○議長（小藤田一幸）

保健福祉課長 杉田和信君。

○保健福祉課長（小藤田一幸）

8件の内訳でございますが、施設へ入所しました関係で外した件数が3件ございます。そして、本人がお亡くなりになられたということで2件、そして入院で1件、そしてあと通報装置へとの、他の通報装置への切り替えが1件、そして本人の希望との相違で1件お外しになられていると。

以上でこの8件の理由は、以上のようになっております。

○議長（小藤田一幸）

鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也）

そうしますと、利用者の方の利用してみて、思っていたのと違ったなというような理由で外した方は、今の答弁を聞くと居なかったのかなと、付けた方はほぼほぼ満足というかですね、それを安心して今後付けて、継続して付けていって行くのかなというふうに思いました。

まずですね、この緊急通報装置の申込みをするにはですね、保健福祉課の方に連絡をして、説明をまず聞いて、それでその申請書を町に出すということによろしいでしょうか。

○議長（小藤田一幸）

保健福祉課長 杉田和信君。

○保健福祉課長（杉田和信）

ただいま議員さんが申し上げられたとおりの申請になります。

○議長（小藤田一幸）

はい、鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也）

そうしますとですね、町が緊急通報装置の設置についてという時に説明に使う資料だと思います。それと、鋸南町の暮らしの便利帳こちらにもこの緊急通報装置の設置についてのことが載っています。これは3社ともですね、税別で月額380円、2,800円、3,200円というふうに書かれておりますね。それでただ答弁の中で、この3社のうち1社については、月額にすると2,800円ですが、年間契約となるため年額3万3,600円を納める必要があります。というふうにありました。他の2社については、契約を打ち切った時点でその月までの使用料を支払うという、そういった理解でよろしいでしょうか。

○議長（小藤田一幸）

はい、保健福祉課長 杉田和信君。

○保健福祉課長（杉田和信）

すみません。今議員さんが申されたとおりですね、警備会社方式につきましては、中途解約できない年契約であるにかかわらずですね、月額で表示を行っておりましたので、これに関しまして、早急に鋸南町の暮らしの便利帳でございますけれども、記載箇所の訂正を行うとともにですね、町報等で周知を図って参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小藤田一幸）

鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也）

私はこの色々と緊急通報装置の設置について、叔母が利用していた関係があつて、ちょっと調べたんですけれども、この月額表示というのにですね、3社とも月額表示ということに関しての違和感があつたんですね。それは、たまたま叔母がこれを取り外さなければいけない状況になって、警備会社の方に電話をしたら年度契約の途中では解約をしても1年分の金額を払ってもらわなくてはいけない。途中で止めても月割りで止めることはできないんですかということでしたら、聞いたら、そういうふうだど。契約です

からそれはそれとして、私は町が高齢者の方にそういう説明をするときにですね、この事業について、しっかりと把握していただければ、これを月額と他の2社と同じように月額表示をするのではなくて、やはり課長が答弁していただきましたけども、年額というふうな表示をすべきだと、私はその時思いました。ただ今後ですね、できうれば町の方でその事業者ですね、他の2社と同じように月契約ができるのかどうか、またもしできないのであれば、できないのであれば年額表示に私は資料を書き直すべきだと思いますし、お話をさせていただいて事業者の方で考えていただいでですね、月でやれますよということであればこのまま月額の表示で良いと思いますけども、今後そういった業者とのお話というのは、町の方で行っているのでしょうかね。

○議長（小藤田一幸）

はい、保健福祉課長 杉田和信君。

○保健福祉課長（杉田和信）

ただいま、この警備会社方式には、年額ということで途中解約ができない契約でございますので、町といたしましても警備会社の方へとですね、途中解約ができるよう要望を行って参りたいと思っております。

なお、その要望を行っている間ではございますけども、御指摘のとおり年契約というもののものがございますので、先ほど申したとおり便利帳等に関しましてはですね、年額の表示をさせていただいて、警備会社の方と話が済みましたら、とりあえずそちらの方で要望を聞き入れていただけることでありましたら、その所を訂正した中でですね、お示しをさせていただきたいと思っております。

○議長（小藤田一幸）

はい、鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也）

是非お願いしたいと思えます。

町長もいつもお話の中で、役場は役に立つ場だというお話をしていますので、この事業に限らずですね、全ての町が行っている施策、特に高齢者に対する福祉というのは、相手の方は高齢者ということがありますので、今以上もう少しですね、そういう利用者の立場に寄り添っていただいで、施策を進めて行っていただきたいというふうに思います。

次に観光施策について質問をいたします。

答弁では、平成30年度に鋸南町全体を回遊できるような情報案内板の設置を実施する予定という答弁がありました。この看板についてどのようなものなのかお伺いしたいと思います。

○議長（小藤田一幸）

地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

現在ですね、既に6枚、5枚、6枚程ですか、設置をされておりますけども、勝山の駅前、あるいは保田の駅前といったところに5カ国語の言葉で表示をされている看板がございます。それと同様のものを設置をする予定で考えております。

○議長（小藤田一幸）

はい、鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也）

分かりました。

また答弁でですね、グーグルマップ上に施設情報を登録し利用者がスマホを利用して回遊しやすい環境の整備をするというふうに答弁がありました。今はやっぱりスマホ時代と言われて、色んなこういう外国人に限らず日本の方でもそういう観光地に行くんですね、スマホを片手に情報を収集して、その観光地を回るというようなことが主流になってきていると思います。このグーグルマップ上に情報を上げるということは、利用者に頼まずにですね、簡単にできるものなのかどうか、私はちょっと詳しくないので分かりませんが、そここのところが分れば教えていただきたい。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

情報の載せ方ということですが、すみません。私も実際に自分でそれらをやったことが無い訳ですけども、うちの若い職員等で、やはり今の子達はそういうものに精通しておりますので、そういう方にですね、聞きながら自分自身も実際にやってみて、どんどん色んなものを載せていきたいというふうに考えております。

○議長（小藤田一幸）

鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也）

今のお話を聞けば、業者に頼まなくてもできそうな感があります。そうであればですね、できるだけ早く色々な情報をですね、町の情報を載せていただいて町内を回遊できるような環境を整えていっていただきたいなというふうに思います。

この観光というのは、非常に難しく何が良いのか、鋸南町、鋸山に来た登山客が何を求めて鋸山に来て、何を求めて鋸南町側に降りてくるのかというような、そういったところを捉えるのも非常に難しく大切なことなんですけども、ハード面については、色々町が今、案内板とか5カ国語の看板とか設置していただいて十分ですね、ハード面については、やっていただいていると。また話を聞いたら金谷側とも連携をして同時に同じような展示会というんですか、を催して金谷に行ったら鋸南にも行けるというようなこともやっていただいているという話を聞いております。兎にも角にもですね、鋸南町

全体の魅力をアップするというのが一番だと思います。人に関しても、環境に関しても全てですね、それはやっぱり町に全てお願いするのではなくて、観光業、また商工業と連携をしていただいでですね、今後施策を進めて行っていただきたいというふうに思います。

今現在も、確かに色々な団体を作って活動をしているということは分かっておりますけども、改めてですね、またこういう海外の方を対象にしたことに関しては、また一から皆で力を合わせてやって行っていただければ、より鋸南町の来訪者が増えて行くのではないかなというふうに思いました。

以上で終わります。

○議長（小藤田一幸）

以上で7番 鈴木辰也君の質問を終了します。

ここで休憩します。

なお、鋸南町表彰式が午後1時15分から議場で行われます。

時間前に参集願います。

…………… 休 憩 ・ 午前 1 1 時 3 0 分 ……………

…………… 再 開 ・ 午後 1 時 3 5 分 ……………

◎一般質問

◎ 1 2 番 三国幸次君

○議長（小藤田一幸）

休憩を解いて会議を再開します。

次に三国幸次君の質問を許します。

1 2 番 三国幸次君。

[ベルが鳴る]

○ 1 2 番（三国幸次）

私は、働き方改革について質問します。

電通の若い女性社員の過労自殺が労災認定され大きな社会問題となりました。過労死・過労自殺は労災認定されただけでも、2015年度で189件にのぼり、2日に1回過労死事案が起きていることとなります。

日本で過労死が叫ばれるようになって40年も経過しますが、悲劇は繰り返され、悪化し続けています。

長時間労働に社会的な批判が高まるなかで、一部の大企業では、業務量も、目標も、成果主義も、そのまま、「残業はするな」「とにかく会社から出ていけ」というだけの「働き方改革」が横行しています。

労働者は、「会社の電気が消えた後は卓上ライトを持ち込んで仕事をしている」あるいは「パソコンを持ち帰り自宅や24時間営業のファストフード店などで仕事をせざるを得ない」など、「会社に隠れて仕事をする」という異常な事態まで生まれています。

長時間労働は、働く人の身体と心の健康を傷けるとともに、家族や子育て、地域社会など日本社会の健全な発展にも大きな妨げになっています。

過労死という悲劇が繰り返され、長時間労働の是正が叫ばれ続けながら、事態が悪化し続けたのは、日本の労働法制に2つの決定的な弱点があるからだと考えています。

その1つが、残業時間の上限規制も、勤務と勤務の間に最低取るべき休息时间、インターバル規制もないことです。

これらはヨーロッパ諸国では当然の労働時間管理のシステムとなっています。しかし日本では、労使協定を結べば残業ができることになっていながら、その上限規制が法律にないために、長時間労働が野放しになっています。

インターバル規制がないために、深夜まで残業しても、翌日は定時で出勤させられません。

もう1つが、残業代によって、長時間労働を経営的に抑制するという役割がきちんと発揮されていないことです。

残業代の割増率が25%というのは、アメリカ・イギリスの50%、フランスの週8時間まで25%、週8時間以上は50%、ドイツの1日2時間まで25%、それ以上は50%などこれらに比べても低いというのに、残業時間を過少に申告させる、規定以上の残業代は認めないなど、「サービス残業」という会社による違法行為、これは企業犯罪とも言えますが、これがまかり通っています。

過労死の背景には、長時間労働での精神的・肉体的疲労とともに、職場でのパワーハラスメントがあります。

そもそも「過重な仕事の押し付け」は、厚生労働省が示している「パワハラ6類型」の一つである「過大な要求」に該当します。

達成できないノルマを課して精神疾患や過労死・過労自殺に追い込むことは、厚労省の見解に照らしても、職場であってはならないパワハラです。

しかし、現行の労働法制にはパワハラを規制するものはなく、企業への「啓蒙指導」で終わっています。適切な法規制が必要だと考えています。

長時間労働を是正し、過労死をなくすためには、残業時間の上限規制と割増残業代をきちんと支払わせる、という二つの「歯止め」を強化し、きちんと機能するようにしなければなりません。

最近では、医師の長時間労働、そして教師の長時間労働、などがマスコミで取り上げられて問題になっています。

そこで、4点質問します。

1点目、役場職員の働き方についての現状はどうか。

2点目、教職員の働き方についての現状はどうか。

3点目、医師や看護師の働き方についての現状はどうか。

4点目、上記それぞれ、業務改善についての取り組みはどうか。

以上で1回目の質問を終わり、答弁を求めます。

○議長（小藤田一幸）

12番 三国幸次君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和 登壇〕

○町長（白石治和）

三国幸次議員の一般質問に答弁をいたします。

「働き方改革について」お答えいたします。

近年、過労死等が多発し大きな社会問題となっていること、そして、本人はもとより、その遺族または家族のみならず社会にとって大きな損失であるとして、防止のための対策を推進するとともに、その重要性について、広く国民の関心と理解を深めるための取り組みが進められております。

そのような中、長時間労働の是正を始めとする働き方改革は、官民や国・地方を問わず、我が国の重要な政策課題となっているとして、平成29年3月28日に取りまとめられた「働き方改革実行計画」において、「仕事と子育てや介護を無理なく両立させるためには、長時間労働を是正しなければならない。働く方の健康の確保を図ることを大前提に、生産性を上げつつ、生活と仕事のバランスを改善し、女性や高齢者が働きやすい社会に変えていく」等の基本的な考え方が示されたところであり、このことは地方公務員にも共通する課題であると言われております。

議員から「働き方改革について」4点の御質問を受けておりますが、4点目の「業務改善についての取り組みはどうか。」につきましては、1点目から3点目の答弁の際に併せてお答え致します。

御質問の1点目、「役場職員の働き方についての現状はどうか。」についてであります。まず時間外勤務の状況でございますが、平成28年度のデータによりますと本庁・出先機関等を合わせた全体で、災害対応を除き年間3,384時間、月平均282時間となっております。

これは、あくまでも時間外勤務手当の支給実績に基づく数値で、対象者81名のうち支給実績57名のデータでございます。

1人あたりに換算しますと、月平均5時間となりますが、一方で時間外勤務が際立って多い職員が、ある程度存在していることも把握しております。

改善策と致しましては、以前より毎週水曜日をノー残業デーと位置付け実施してきましたが、昨年度、さらに意識を高め徹底するよう指示を出し、管理職員による声かけを実施し早期退庁を促す取り組みを続けております。まだまだ完全実施という状況ではございませんが、今後も継続して実施し、さらに浸透させていきたいと考えております。

次に年次有給休暇の取得状況であります。付与日数は年間20日でございます。平均取得日数は6日と2時間となっておりますが、イベントや行事の参画が多い部署などは平均を下回る取得日数となっております。イベントの開催どうしても土日祝日が多くなってしまうことから、担当職員については休日を平日に振り替えて対応しておりますが、他の職務もあるためこのような取得状況にあると認識しております。

次に特別休暇の取得状況であります。療養休暇を取得された方は4名、育児休暇を取得された方は2名となっており、介護休暇を取得された方はおりません。また、夏季休暇として7月から9月までの期間内に5日付与されておりますが、平均取得日数は、4.2日となっております。

時間外勤務の縮減を含む働き方改革の取り組みは、職員一人一人が、まずは自分のためと意識を持ってもらい、これが家族のため、組織のためになり、町民サービスの向上に繋がるというような気運を醸成することが必要であると考えております。

しかしながら、職員個人の努力だけに頼るのではなく、具体的な方策や支援について管理職のマネジメントによる組織全体での対応も必要だと思っております。

自治体の存在意義は、「住民福祉の増進」であり、住民サービスの向上という使命があるため、24時間動いている地域の暮らしへの対応も求められております。加えて、近年では、地方創生・移住定住・空き家対策等の新たな課題も出てくるなど仕事は多様化し業務量も増えているのが現状であります。

このような状況下で、働き方改革を進めるのは容易なことではありませんが、業務改善を行うことは職員の仕事に対する意欲が高められ、むしろ行政サービスの向上につながるものと思っておりますので、先進的な取組例を参考にしながら、より効率的かつ柔軟な働き方の推進を検討して参りたいと思います。

御質問の2点目、「教職員の働き方についての現状はどうか。」についてであります。昨年11月に千葉県教育委員会は、県内の公立校職員の勤務時間の実態調査を実施しました。これは、市町村立の小中学校の中から5%程度を対象にしたもので、鋸南小学校も回答した調査であります。

その結果を見ますと、1週間平均の在校時間が60時間を超え、月間の残業時間換算で過労死の危険が高まる「過労死ライン」に達した管理職以外の職員の割合が、中学校では65.9%、小学校では35%、中学校の教頭で約80%に達しております。

主な理由として、部活動指導、学級や学年の担当業務があげられています。

当町の小中学校の教職員も、勤務時間を過ぎても業務を続けている教職員が多数おります。直近の勤務状況を見ますと、小学校では退勤時間が午後4時30分と定められておりますが、午後7時を過ぎても4割の方は残っている状況であります。

中学校では、退勤時間が午後4時25分と定められておりますが、7時以降も5割の方が残っている状況であります。

勤務時間が増加している要因として、平成20年度の学習指導要領の改訂による、いわゆる「脱ゆとり教育」への転換により「授業時間」が増となったことから、それに伴い「授業準備」、「成績処理」等も増加していることがあげられます。

また、生徒指導や特別な支援を要する児童生徒の増などが、学校現場の抱える問題も多様化していることもあげられます。

中学校においては、これらに加えて土曜日、日曜日の部活動の指導もあり、部活動の指導に必要な技能を備えていない教員が、顧問を担わなければならないことにより、負担を感じていることも「働き方の問題」として存在をいたします。

当町では、教職員の負担軽減策といたしまして、幼稚園及び小中学校に、特別な支援の必要な児童生徒に対して、担任を補助する学習支援員の配置や、学校図書室を整理する図書司書等、専門スタッフの配置を行っております。

今年度、新たな取り組みといたしましては、平成29年8月25日付けで鋸南町教育委員会から幼稚園及び小中学校の教職員宛てに「鋸南町教職員の負担軽減を図るために」という標題の通知をいたしました。

その内容は、平成29年9月1日から毎週月曜日を「一斉ノ一部活動日及びノー残業日」として、業務負担の軽減等を目的としたもので、その完全実施を促すものであります。また、平成29年8月29日付けで、中央教育審議会初等中等教育分科会の学校における働き方改革特別部会から「学校における働き方改革に係る緊急提言」がございました。その内容は、

1. 校長及び教育委員会は学校において「勤務時間」を意識した働き方をすすめること
2. 全ての教育関係者が学校・教職員の業務改善の取り組みを意識した働き方を推進していくこと
3. 国として持続可能な勤務環境整備のための支援を充実させること

となっております。この提言を受けまして、「勤務時間」を意識した働き方をすすめることという観点から、12月議会において予算をいただき、小中学校にタイムレコーダーを導入し、平成30年1月から使用しております。これは、学校管理職が容易に教員の勤務実態を把握できること、また、教職員一人一人が、どれくらい勤務時間を費やしているのかを把握してもらうことを目的としたものであります。タイムレコーダーを導

入してから概ね2カ月が経過しましたが、教職員からは、「勤務時間を意識するようになった」との声が聞かれており、教職員の業務内容が変わった訳ではありませんが、勤務時間を意識することにより帰宅時間が若干早くなったようであります。

今後も学校現場と連携し、行政が積極的に支援するスタンスで、この課題に取り組んでいく所存であります。いずれにいたしましても、教職員が疲労や心理的負担を過度に蓄積し、心身を損なうことがあってはなりません。教職員が毎日、健康で児童・生徒と接することができるような勤務環境整備に取り組んで参ります。

御質問の3点目、「医師や看護師の働き方についての現状はどうか。」についてでございますが、医療法人財団鋸南きさらぎ会に確認したところ、労働基準法第32条の規定による週40時間、1日8時間労働による勤務時間で勤務表を作成し運営してきたとのことであります。また、時間外労働に関しては、労働基準法第36条の規定により、労使間で1日4時間、1ヶ月45時間以内として毎年協定を締結しているとのことであります。

しかしながら、昨年10月18日に木更津労働基準監督署の立入検査を受けた結果、日直及び宿直業務について通常業務に値するものであり、時間外労働になると是正勧告を受けたところであります。従来から行っている日直及び宿直業務における救急医療に対する認識が労働基準監督署と異なっていたことが是正勧告の原因であります。財団は労働基準法を遵守して業務を行ってきたものと思っていたとのことです。この立入検査により、宿直業務を行う職員7人全て、月の時間外労働時間が64時間から80時間以内、医師にあつては2人が80時間から100時間以内であると認定されました。

なお、救急診療を補助する看護師に関しては、日勤、夜勤の通常業務の中で対応していることから、是正勧告は無いとのことです。

この是正勧告を受け、診療時間外の宿直に関しては、今年1月から業者委託することで既に改善は図られております。

また、医師にあつては、理事長自ら出身大学病院等へ働きかけ、現在、医師の確保に努めているところでございます。

以上で、三国幸次議員の一般質問に対する答弁といたします。

よろしく申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

三国幸次君、再質問はありますか。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次）

職員の働き方のところで、時間外勤務が際立って多い職員がある程度存在していることも把握しておりますという答弁がありましたけども、これだと具体的にどの程度なのか分からないんですね。例えば、何十時間位の人がこの位いる、あるいは職員全体に対

してこの位の割合の人がこの位の残業をしているとか、もう少し詳しい具体的な状況を分かりましたらお答え願えますか。

○議長（小藤田一幸）

はい、増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

それでは、時間外勤務が際立って多い部署についてですね、平成28年度の状況から申し上げたいと思います。

勤務時間についてもということですので、平成28年度の状況でございますが、総務企画課でございますが、消防防災担当で年116時間、企画の担当で年166時間、また地域振興課においてはですね、まちづくり推進室4名でございますが、平均で年55時間、農林水産振興室2名でございますが、年平均で79時間、建設水道課水道室で2名でございますが、浄水係平均年724時間、工務係で平均65時間、建設環境室で土木災害担当でございますが、年86時間、人数的には今申し上げました13名が該当いたしております。

○議長（小藤田一幸）

三国幸次君。

○12番（三国幸次）

役場の職員については、過労死ラインなんて言われる程の人はいないような状況は分かりました。答弁の中でも改善の方向で色んなことをやっているということも分かりました。その中で、管理職のマネジメントによる組織全体での対応も必要だというような答弁がありました。これは働き方に関してのことですけれども、管理職のマネジメントによる組織全体というよりも、言い方がちょっと、管理職を中心としたマネジメントによるという方が正しいのかなというふうに思います。そういう意味で言って、今までに、例えば町の年間を通じてこの時期はある部署に仕事が集中する、だからこういう支援体制を取っているとか、それからこういうことに対しては縦割りではなくて、もっと横も連携して対応しているとか、そういう取り組み、これ役場の本庁だけではなくて、保健福祉課なんかも町民に対する事業などいくつかやっていると思うんですね。そういう意味で特徴のある事例というのがありましたらお答え願えますか。

○議長（小藤田一幸）

はい、総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

まず時間外勤務が発生するですね、特徴的な部分といたしましては、全般的に各課で言えることでございますが、年度当初、また年度末においては、補助金の申請・実績報告そういった、また当初予算編成時期等、そういった時期には残業での対応をせざるを得ない状況もありまして、時間外労働が増えてまいります。また他に、税務住民課の税

務収納室における確定申告時期、また地域振興課の観光の方においてはですね、夏の海水浴場開設シーズン、また冬から春にかけての花観光のシーズン、こういった時にはですね、どうしても時間外勤務が増えているという状況はございます。

また、突発的な部分もございまして、特徴的なものとしたしましては、平成29年度では、昨年10月にございました衆議院議員の解散総選挙、またその時期に大型台風の襲来による災害の発生、そういったことの対応によります時間外勤務の発生等もございます。またイレギュラーに国の会計検査院によるですね、実地検査等も入る場合もございまして、そのような対応をしなければならない場合もございます。こういった予定していなかった業務といたしまして、時間外での対応が発生いたします。これに対しましてですね、前向きな取り組みでございまして、一部の担当職員にですね、なるべく負担がかからないよう横の連携を取りながら事業を進めるというケースもございまして、例えばですね、総合健診、特定健診これについては、保健福祉課と税務住民課で連携・協力しております。また、就学前の乳幼児に対する取り組みにおいてはですね、教育課と保健福祉課が連携しての事業を行っているところでございます。その他にも530運動、河川清掃など、またイベントなどですね、それぞれ主管課が中心となって行うものでございますが、場合によってはですね、他の課の職員も協力して実施をしているところでございます。今後においてもですね、横の連携、また効率的な業務の遂行に努めまして時間外労働勤務の改善に努めて参りたいと考えております。また、管理職のマネジメントについてはですね、課長、また室長において職員の仕事量や勤務状況をよく把握をいたしまして、課内での協力体制を、また課の中での職員同士の連携等、よく注意をして把握をいたしましてですね、代休の取得やノー残業デーの実施等ですね、管理職としてもですね、適正な労働管理に努めて行くことが大きな役割の一つと考えております。

以上でございます。

○議長（小藤田一幸）

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次）

答弁の中でも出てきていなかった問題として、色んな取り組みなんかには職員が自主的に色んな行事に参加したりとか、職務上役場の仕事という面ではないですけどもサービシ的な感じで色んなことをやっているというのがあると思いますね。そういうのは、私達も一応地元の人達と一緒にやるとか活動などでも役場の職員さんも出てきてくれたりとか色々ありますのでね。厳密に線引きは難しいと思います。役場の管理職で把握できる部分と、特別に意識しなければ把握できない部分がかかなり多いと思います。特に町民のためにという自負を持って、積極的な人など見ればかなり年間では、相当な時間を町民のために職員が時間を費やしているというのは、私実感しております。そういうものを含めて、できれば町としても目を光らせてそういう職員が体調を壊したりしないよ

うな方策を取って欲しいなどこれは要望ですけども、現在、今課長も答えましたけども、横の連携を取ってとかということをやっていると思います。それらのことがマニュアルみたいにきちんと体系化されているのかね、されているものがあったり、なかったりするのとかそういう点でその連携の仕方とか、協力しあいの仕方とかということそういうものが職員全体にきちんと認識されているのかどうか、文書化されているのかどうかその辺についてどうでしょう。

○議長（小藤田一幸）

はい、総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

ただいま御質問のありました、課で連携して業務にあたっているものについてマニュアル化ということでございますけれども、それぞれですね、ここ数年ですね、そのようなことで取り組んでおりますので、それぞれの課の中でですね、協議をしながら進めているという状況と考えております。

○議長（小藤田一幸）

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次）

役場の職員については、かなりそういう意味では以前から改善の努力も継続してやっている、それからこの間の社会情勢においても働き方のことが問題になっているので、意識的な改善の方向の意識はあるんじゃないかなと思います。しかし、まだまだそういう意味で不十分な面もあると私は思いますのでね、できればそういうもの、できるだけきめ細かく職員全員が色んな状況を認識して問題意識を持ってもらって、改善の方向、これ計画的にできるようにして欲しいなど。そして、これはマネジメントという点でいけば、計画を立て、実行し、その結果を比較・分析・審査する、これを継続してやっていくということで次の計画を合理的にしたりとか、色んな配慮をしたりとかということが出てくると思います。答弁にあったマネジメントというのは大事なことだと思いますので、全体で認識してもらって、より役場の職員の皆さんが合理的に働き、町民のために、町の発展にという方向に力を入れて欲しいなどというふうに思います。

続いて、学校の教職員の問題に移ります。

答弁を見ますと、半数以上がかなりの残業時間をやっているんですね。国の方は、指導要綱の改定などはしょっちゅうやります。しかし、それを実行するための裏付けとなる財源や教職員の配置の方は国の方で配慮がないと私感じるんですね。だから、指導要綱一つ変わっただけで教職員の業務が途端に増えると。一時期ゆとり教育と言って、授業時間が減りました。2年位前ですか、脱ゆとり教育ということでコマ数が増えた。脱ゆとり教育という指導要綱の改定の方向で、全国的に教職員が過重労働という問題が表面化してきました。これは、町の職員ではないんだよね。国は県の方針によって、教

職員は県の職員ですのでね、町が関知できる部分、関知できない部分あると思いますけども、町としては、側面から支援するしかないんですよ。そういう意味では、そういう点からも県や国にこうするには、こういう財源補助が必要とか前向きな要望等随時上げて行く必要があると思います。その点についてどうでしょう。

○議長（小藤田一幸）

はい、教育課長 福原規生君。

○教育課長（福原規生）

教職員の業務改善と言いますか、例年ですね、地方教育3団体ですか、要望を出しております。その中でですね、色々教職員の業務改善に繋がるような要望もしているところですよ。例えばですね、部活動の指導員に対する補助とかですね、そういうものについて要望をしております。

○議長（小藤田一幸）

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次）

学校の関係については、マスコミでも報道されていますけども、教員業務改善分科長通知ということで、13項目で教育委員会に対策を求めるといような文書が、これ都道府県宛てですけどね。こういうのも発行されております。中を見るとやはり抽象的なんですね。13項目もこういうふうにとというのが抽象的な文言で具体的にやるにはどうするだという点では、裏付けのない対策を求めるものになっています。

千葉県などは、国からそういう通知を受けておりますので、鋸南町の教育委員会では、その辺の内容のこととか、あるいは県からの指導とかそういうものはあるのか、ないのか。あるいは、具体的に独自にこう考えているとかというのが何かありましたらお答え願えますか。

○議長（小藤田一幸）

はい、教育課長 福原規生君。

○教育課長（福原規生）

学校における業務改善についての取り組みの方策としてですね、文部科学省から各県教育委員会にですね、業務改善方針、計画の策定及びフォローアップなど13項目が提示されました。その中でですね、鋸南町においてですね、県の方から対応していただいているものがございます。例えばですね、専門的スタッフの確保として、スクールカウンセラー、専門職ですが、これをですね、鋸南町では小中学校に1名ずつ配置していただいております。また、中学校にはですね、教職員と連携して授業準備を行う学習サポーターという方がおりますが、それもですね、配置していただいております。教職員の方ですね、負担軽減に繋がっております。町単独でですね、何かやっていないかということですが、先ほど町長の答弁でも申し上げましたが、学習支援員や図書司書その配

置を行っております。来年度以降もですね、引き続きお願いして行く予定であります。そしてですね、新たな取り組みといたしまして、平成30年度からですね、夏休み休業中に年次休暇を先生方が確保できるようにですね、学校閉庁日というのですね、5日間程度ですね、設ける予定で今進めております。また、部活動対策といたしましては、スポーツ庁が策定を予定しております運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインというのがございますが、それがですね、示されることとなっております。それらを踏まえて必要に応じてですね、見直しをして行かなければならないと考えております。先生方の働き方につきましてはですね、学校だけではなかなか解決できない課題だと思っております。保護者の皆さんや、地域の方々それらの理解と協力も必要だと考えております。したがって教育委員会としてもですね、積極的に取り組んで行く考えであります。

以上です。

○議長（小藤田一幸）

はい、12番 三国幸次君。

○12番（三国幸次）

学校の教職員については、最初の答弁にもあったように過労死ラインの教職員がかなりの割合になっていきますね。そういう意味では、問題が起きていないからと言ってそのままにするのではなくて、積極的にそれを減らす対策を町の方も積極的に関わって行って、それにしても学校の場合、町が独自に対応すると、全て町負担の町の財源負担でやらなくてはいけないことも結構多いんですね。他所の市とか大きいところでは、独自の先生を配置したりとかというマスコミの報道などありますけども、教師の負担を減らそうと町が一生懸命やるとその分町負担が多くなるという事例をありますのでね、この辺の財源のことも含めて考えていくと同時に財源の方も県や国に要望して行くということも並行してやっていかないといけないと思います。これ要望で終わります。

次に、医師や看護師の問題です。

答弁で労働基準監督署から指摘があったという話がありました。答弁でいくと認識の違いによってとかという答弁がありました。この点でいくと鋸南病院のきさらぎ会がそういう運営検査を受けたということですが、これどうなんですかね。他の病院とかでもこのような是正勧告が出ているのかどうか、もし分ったらお答え願えますか。

○議長（小藤田一幸）

はい、保健福祉課長 杉田和信君。

○保健福祉課長（杉田和信）

ただいま千葉県内には、各所管の労働基準監督署からですね、立入検査が行われておまして、特に千葉市辺りの救急病院においては、全ての医療機関において鋸南病院同様にですね、是正勧告を受けているということで聞いております。とりあえず近いとこ

ろでは南房総市の富山の国保病院におきましても同じ様に是正勧告を受けたところでございます。

○議長（小藤田一幸）

はい、12番 三国幸次君。

○12番（三国幸次）

この日直とか宿直とかというのはね、通常業務になるんだという認識でね、指摘されたと思うんですね。今までは何とか手当とかということをやっていたのではないかと思うんですね。この辺では、役場の職員もそういうようなものがあると思います。公務員の場合は、地方公務員法に基づいて色んな働き方をしていると思うんですね。地方公務員法には、労働時間についての規定とか、労働基準法に関するようなものの規定がないんですよ。結局労基法に準拠したような考え方で時間管理とかやっていると思うんです。しかし、同じ町でも現業の企業会計をやっているところでは、労働基準監督署の検査を受ける範囲になるんですね。だからそういう意味でいくと、同じ町でも地方公務員法に従ってやる人達、それから企業と同じように労働基準監督署に基づいて働かなくてはいけない人達がいると思うんです。そういう意味では、そういう点も含めて色んな難しい点もあると思いますけども、これからも引き続き職員の健康や家族の、それから町のためにもなるためにできるだけ今までやっていると思いますけれどもさらに前向きな取り組みを全ての部署でやるように、それでそれが職員全体の認識に繋がるような取り組みをして欲しい。これ要望して終わります。

○議長（小藤田一幸）

以上で、12番 三国幸次君の質問を終了します。

ここで、14時30分まで休憩します。

…………… 休 憩 ・ 午後 2 時 2 0 分 ……………

…………… 再 開 ・ 午後 2 時 3 0 分 ……………

◎一般質問

◎4番 渡邊信廣

○議長（小藤田一幸）

休憩を解いて、会議を再開します。

次に、4番 渡邊信廣君の質問を許します。

4番 渡邊信廣君。

[ベルが鳴る]

○4番（渡邊信廣）

それでは私からは1件、旧佐久間小エリアの将来構想を明確にすることについて質問をいたします。

このことについては、関連を含めて過去2回程質問をさせていただきましたが、その時の回答としては、旧佐久間小については、広域避難場所を基本とした自衛隊の活用から、年2回ですよね。及び体験活動の場とするとの答弁でございました。既に保田小については、道の駅保田小学校として、そしてまた旧勝山小については、教育施設の拠点として最終段階に入っております。

旧佐久間小エリアにおいては、将来計画が示されないまま特別教室棟跡地にバーベキューハウスの建設が着工され、隣接する老人センターでは貸切風呂の建設工事が予定されております。本来、将来計画をしっかり定め計画的に事業を執行することが町づくりの基本であり、財政面からも効率的であることから検討委員会等による将来計画の策定を要望して参りましたけれども、未だ計画は示されておられません。

本田宗一郎の言葉の中に、「果報は練って待て」というような名言がございます。まさにそのとおりだと思いますし、将来計画は非常に重要だと私は認識をしております。

そこで4点質問をいたします。

1点目、広域避難場所である体育館の耐震結果及び耐震対策について。これはどうなっているのか。

2点目、旧佐久間小での工事が進む中、今後の自衛隊の利用をどのように考えて行くのか。

3点目、普通教室棟屋根等修繕について、年次計画に基づき実施とのこととございますけれども、実施の状況はどうなっているのか。

最後になりますが、バーベキューハウスについては、老人センター管理とのこととございますけれども最終的に旧佐久間小エリアの計画をどのようにするのか。これが一番大事なことですよね。

ということで、以上4点について答弁を求め1回目の質問を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

渡邊信廣君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

[町長 白石治和 登壇]

○町長（白石治和）

渡邊信廣議員の一般質問に答弁いたします。

「旧佐久間小エリアの将来構想を明確に」についてお答えいたします。

御質問の1点目、「広域避難場所である体育館の耐震結果及び耐震対策について。」でありますが、旧佐久間小学校体育館の耐震診断につきましては、平成28年度に実施しておりますが、総合的な耐震診断結果として、「本建物は倒壊の危険性があるので、補強が必要である」との報告結果を受けております。建物を16のフレームに分けゾーニングを行い、ゾーン毎に診断値を算定した結果、8ゾーンが目標値を満たしていないというものでございました。耐震診断は、災害時の避難施設として、安全性を高めるため耐震補強等の検討を行ったもので、この結果を参考に必要な対策を検討していくことと致しました。

今後の耐震対策ということですが、耐震補強工事を含めた施設の整備のための財源として緊急防災・減災事業債を見込んでおりましたが、起債の対象となる事業費は、あくまでも耐震のための補強工事のみであり、老朽化した屋根や床、トイレ等の改修は対象にならないということがございます。従いまして、平成30年度では、避難所としての機能を持たせつつ、多目的に使用できる建物といった選択肢を含めた検討を行い、財源の検討と併せて方向性を出して参りたいと考えております。

御質問の2点目、「旧佐久間小での工事が進む中、今後の自衛隊の利用をどのように考えているのか。」についてであります。当町での自衛隊レンジャー訓練については、議員も御承知のとおり、半世紀前より宿营地として利用いただいております。ある意味伝統として築かれているものがございます。自衛隊OBの方も毎年訪れ、過去に親交のある町民との懇親も深め、ボランティアに参加される方も多くいらっしゃると伺っております。

過去に答弁させていただいておりますが、平成26年度から旧佐久間小学校に空挺レンジャー訓練の宿营地を移しました。年2回60日、延べ約6千人程度が当町で生活していただいていることで、地元での食材の購入や笑楽の湯の利用等で経済効果も上がっております。

昭和47年に発生した山火事では、空挺団が消火活動に加わっていただいているなど、有事の際には、強力な支援も期待できるものと考えております。そういった総合的な観点から、将来的にも引き続き、自衛隊のレンジャー訓練の拠点として鋸南町を利用していただきたいと思っております。

現在、バーベキューハウス佐久間小学校の建設工事が進められておりますが、新しい施設の利用に関しては、自衛隊が利用する期間との調整を図りながら、効率的かつ有効的な利活用ができるよう努めて参りたいと思っております。

御質問の3点目、「普通教室棟屋根等修繕について、年次計画に基づき実施とのことだが実施の状況は。」についてであります。旧佐久間小学校の施設の修繕に関しましては、自衛隊が宿営する普通教室棟について、大きな修繕等は町が負担し、細かな修繕等は自衛隊にお願いし維持管理を行って参りました。

普通教室棟屋根修繕の実施状況でございますが、雨漏り対策として平成25年度には、

管理棟の軒下の修繕を実施、平成27年度と平成28年度には、教室西棟、教室東棟のそれぞれ南側全面をガルバニウム鋼板による屋根の貼り替え修繕を実施しております。平成29年度には、管理棟と教室西棟の一部の屋根張り替えを実施したところでございます。平成30年度においては、管理棟の屋根の貼り替え修繕を実施する予定となっております。以降の年次計画ですが、平成32年度までの2か年で屋根等の修繕を完了させる計画で取り組んで参りたいと考えております。

御質問の4点目、「バーベキューハウスについては、老人センター管理との事だが、最終的に旧佐久間小エリアの計画をどのようにするのか。」についてであります。旧佐久間小学校に関する利用計画については、何度か御質問いただき答弁させていただいております。

校舎棟については、自衛隊の訓練基地として利用する期間があるため制限はありますが、農業体験の受け入れなどの取り組みや地域振興が図られるような検討、より良い活用の仕方があれば、佐久間地区の拠点としての利活用を当然考えていかなければならないと思っております。

また、全体を広域避難場所及び避難所としても位置付けをしております。災害発生時には、被災者を収容及び滞在させることから、受け入れ可能な構造や設備を有するために、体育館の耐震補強等の検討もさせていただいてきたところでございます。

佐久間地区の祭礼日の8月15日には、各地区の屋台が集結し合同祭の主会場として校庭を活用し、町外から帰省し祭礼を楽しむ方達のコミュニテイの拠点ともなっていることは御存知のとおりだと思います。そういった中で、佐久間地区の地域振興策として特別教室棟を解体し、その跡地に地方創生拠点整備交付金を活用してバーベキュー施設を建設することについて御理解をいただき実施させていただいております。同時に、近隣の笑楽の湯の機能アップとして、エレベーターの増設や貸切風呂の建築も地方創生関連の交付金や過疎対策事業債を活用し整備していくところでございます。

議員おっしゃるように、今後は、旧佐久間小学校のみならず笑楽の湯も含めたエリアを対象として計画を検討していく必要があるという認識に立っておりますので、体育館の整備についても可能であれば多目的に利用でき笑楽の湯との連携も視野に入れるなど様々な選択肢を検討できればと思っております。

旧佐久間小エリアの計画については、佐久間地区の住民の方々が、地域でどういったことに取り組みたいかといった意見もいただきながら、少し時間をかけて、より良い計画を立て地域振興のために取り組んで参りたいと考えております。

以上で、渡邊信廣議員の一般質問に対する答弁といたします。

よろしく申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

渡邊信廣君、再質問はありますか。

はい、渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣）

それでは、再質問をさせていただきます。

1点目の広域避難場所である体育館の耐震結果及び耐震対策についてでございますけれども、耐震結果については分かりました。なお、耐震対策についてはということで、広域避難場所として体育館の総合的整備、これについては当然屋根だとか、床だとか、トイレ等の整備、こういうものであれば当然緊急防災、あるいは減災事業債の対象にはならないのは当たり前だと思っています。しかし、大規模改修事業であれば少なくとも地方創生交付金事業というような総合戦略の中での位置付けですとか、あるいは今回も笑楽の湯の貸切風呂等で利用していますけれども、過疎債等の活用は可能だったというふうに思っておりますけれども、この辺についていかがなのかお答えいただければと思います。

○議長（小藤田一幸）

はい、総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

これまで旧佐久間小学校、また笑楽の湯の改修につきましては、国の交付金、また過疎対策事業債を活用して整備をして参りました。今後もですね、大規模改修等を実施していく上では国の財政支援を受けながらということが必要だと考えております。

そこで議員がおっしゃっております、地方創生関連の交付金でございますが、地方創生推進交付金につきましては、活用も可能とは思われますが、この交付金はですね、ソフト事業が中心でございます。現在地方創生関連事業委託を行っている交付金事業でございますが、補助率が2分の1、ソフト事業分と同額しか対象となりませんので、ハード分としての補助率は全体事業費の4分の1となって参ります。したがって、なかなか現実的ではないと考えております。今後の国の動向なども視野に入れまして地方創生関連交付金だけでなく事業として活用できる補助金があれば積極的に活用して参りたいと考えているところでございます。また、過疎対策事業債でございますが、こちら充当率が100%、また元利償還金の70%が交付税措置される有利な地方債でございます。過疎対策事業債にも大まかでございますけれども、産業振興施設、交通通信施設、厚生施設、教育文化施設などが対象となって参りますので、今後の計画で過疎対策事業債が活用可能ということであれば、当然のことながらですね、過疎対策事業債を活用して参りたいと考えているところでございます。

○議長（小藤田一幸）

再質問はありますか。

はい、4番 渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣）

総務課長の答弁で、今の地方創生のですね、総合戦略に基づくものだとか、過疎債については分かりましたけれども、いずれにしても全体計画というものがあれば、あらゆる角度から色んな検討ができたと思いますので、この辺についてはですね、十分検討していただくということが一番大きな、今のこの私が質問している中で大きな課題だと思っています。そういう中で、今答弁にあったことについて、あえて質問しますけれども、今申し上げましたようにね、全体計画というのが非常にない中で進んでいるということに対してですけれども、とりあえず答弁の中では、体育館を平成30年度避難所としてと併せて多目的な選択肢を含めて検討というようなことが町長の答弁にございました。これについては、たまたま体育館のことですから体育館について御質問しますけれども、体育館についてどんな形でね、これから検討されていくのか、その辺具体策があればお聞きしたいと思います。

これは何故かと言うと、町長も前回の答弁の時に、今非常に地震が多かったり、あるいはですね、異常気象による災害が非常に多い訳です。そういう意味の中では、佐久間の一体をですね、広域の避難拠点とするとうようなことでありました。したがってこれはですね、何時そういう災害が来るかということになれば早い時期にこの辺の対応をしなければならぬだろうという観点からですね、今はとりあえず体育館をどんな形でこれをですね、検討して行くのか。小さな問題ですけれども、とりあえずお答えいただければと思います。

○議長（小藤田一幸）

はい、総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

体育館の整備につきましては、先ほどの町長からの答弁にございましたとおり、避難場所の機能の他にもですね、多目的な利用とまた笑楽の湯との連携なども視野に入れた様々な選択肢の検討ということで答弁したところでございますが、その検討後についていかがだったかということですが、平成29年度に地方創生推進交付金事業として実施をしております廃校利用を核とした生涯活躍のまちづくり実施計画策定業務、この中にですね、旧佐久間小学校の施設についても検討がされているところでございます。ワークショップなどもですね、開催をしているということでございます。現在はですね、この事業については計画の策定中でございますので、今後これらの計画がですね、成果として上がって参りますので、そのような計画を参考ともいたしまして、地域のこの施設のですね、有効利用に向けて計画を立てて行きたいと考えております。

この施設の整備の計画をするにあたりましては、当然ながら行政だけでですね、進めて行くというものではなくですね、地域の方々の御意見もいただきながら進めて行くことが重要であると考えております。したがってましてですね、ある程度地域の方々にもお

示しできるような段階になりましたら、ワークショップ等開催いたしまして一緒に検討を加えて行くというようなことができるといふふうに検討の方法については、考えているところでございます。

○議長（小藤田一幸）

はい、4番 渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣）

そうですね、色んな意味で役所だけではなくてね、地域の方々とかそういう方の意見を聞きながらワークショップ等ということは一歩前進したのではないかなと思ってます。そういう中において、まだ予算を通過してないことですが、この平成30年度の予算の中に大学連携プロジェクトと言って5大学の学生さんのユニークな発想のですね、今までも笑楽の湯のリニューアルの事業ですとか、あるいは桜の駅で佐久間ダムのところにはバス停を作るとか色んなことで学生さんに活躍をいただいて、色んな事業を展開していただいて非常に良かったと思っておりますけれども、そういう中において、そのような学生さんですよね、そういう方もこのプロジェクトだとか、そういう中にね、参画をさせるのかどうかについても、もしも考え方があればね、お伺いしたいと思います。

○議長（小藤田一幸）

はい、総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

ただいま大学連携のプロジェクトということで御質問いただきましたけれども、平成30年度の一般会計の当初予算、こちらに域学連携研究委託費ということでですね、50万円の予算を計上させていただいているところでございます。

域学連携、地域の域と大学の学の域学連携ということでございますが、2月27日に中央公民館の講座室を会場にいたしまして、これまで実施してきました鋸南町へのプロジェクトの成果、学生の代表の方々から発表をいただいたところでございます。

首都圏5大学の学生の皆さんには、道の駅保田小との関わりから始まりましてですね、笑楽の湯であったり、佐久間ダム等でもですね、色々と活動をいただいて鋸南町にも精通をしていただいているというところでございます。

30年度予算の中でですね、この予算を可決いただければですね、また学生さんの研究のテーマとして取り組んでいければと考えておりますが、その研究テーマについてはですね、佐久間地区以外にもですね、様々なテーマがございまして、それにつきましてですね、今後ですね、どのような内容で検討していくかというのは今後詰めていくこととなりますが、またこの域学連携についてはですね、町としては30年度のみ予算ということではなくて、これからはですね、将来に渡ってですね、継続して進めていきたいというふうな考えでございますので、佐久間地区の活性化についてもですね、今後

色々な面で学生さん達のアイデアともですね、活用できるのではないかというふうに考えております。

○議長（小藤田一幸）

はい、4番 渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣）

1点目の問題については、学生さんの話を出しましたけども、これはすぐにそれだけの問題でということはどうか分かりませんが、いずれにしても学生さんアイデアというのは、色んな若い力というのは色んなアイデアを持っていますし、それが実現可能かどうかはいずれにしても、これからの地域社会を作る上では、やはり若い方々の意見というのはね、これは鋸南町にこういう方々が来て色んなことで関わってくれることについては、大変良いことだと思いますので、その辺は期待をさせていただきたいと思っております。

2点目のですね、佐久間小での工事が進む中での自衛隊の今後の利用をどのように考えているかということについてでございますけれども、私は佐久間地区の拠点として建物の活用が制約されるということから町内の他の場所にですね、自衛隊さんを誘致すべきだと前回は申し上げてきております。この場所での自衛隊は重要だというような答弁がございましたので、これ以上言うことはございません。

続いて3点目のですね方に移らせていただきたいと思います。

普通教室棟の屋根等の修繕についての実施の状況ですけれども、32年度の完成というようなことが先ほど町長の方から答弁があったと思います。これはですね、雨漏りというのは後々の修繕費が大変かかってしまうというようなことからすれば、あの建物はまだこれから使っていくんだと私は思っていますので、そういうことになりますけれども、そういう面では、あまり時間をかけないで、32年とはまだ2年、3年先までのことですよ。そこまで待っていたらば、あの建物がどういうふうになってしまうのかということを考えればね、予算の関係もあるかと思えますけども、とにかく屋根だけでも早く修繕をすることがあの建物を維持して行く上では、修繕費をあまり使わないでという結果になろうかと思えますので、この辺についてはね、町の年次計画があるということですからこれ以上申し上げられませんが、いずれにしても早い段階で予算が許せばですよ、早い段階で屋根だけでも、修理だけでもすることが得策ではないかなと思えますので、これは要望ということで御理解をいただければと思っています。

続いて、過去に管理棟普通教室棟の耐震診断を行っていると思います。その結果についてどうだったのか、分かれば教えていただければと思います。

○議長（小藤田一幸）

増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

旧佐久間小学校管理棟教室棟の耐震診断でございますが、平成7年度に実施しております。平成8年2月29日付けで結果報告書が提出をされております。

この建物はですね、昭和49年度に建設をされたものでございます。当時の基準となるですね、昭和62年に制定をされました官庁施設の総合耐震計画標準、官庁施設の耐震点検改修要領の2次評価法に準拠した方法による診断の結果となっておりますが、診断の結果は、本建物は耐震性に劣る判定でございました。この基準によりますとIS値、この値がですね、1.0以上の場合耐震基準を満たすとしている訳でございますが、管理棟はX方向0.33、Y方向0.67、教室棟はX方向0.34、Y方向0.97という結果でございまして、したがって、耐震基準を満たしていないという判定でございまして。

以上です。

○議長（小藤田一幸）

はい、4番 渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣）

結果的には、古い建物ですからね、耐震については基準を満たしていないということですが、現行自衛隊がですね、建物を使用しておりますけれども、これは利用する上で安全性の確保ということからした時に、利用に制限があるのかどうか。どの程度制限だとか、活用できる範囲がどの程度なのか、例えば今は町の方としてはね、自衛隊さんの活用と、それからちょっとまだはっきり出で来ないんだけど、体験的な部分でというような形と、さらには避難場所としてというのは、はっきり見えませんが、そういう形での活用なのかと思っておりますが、そういう場合にはこの建物は耐震補強をしなくても現状のままですよ、活用というのが可能なのかどうか。今後の色々な意味での耐震というのは、将来構想を見た時にですね、重要な問題だと思いますので、今現状での対応については、どんなふうな形なのかお聞かせいただければと思いますね。

○議長（小藤田一幸）

はい、総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

建築基準法ではですね、法令の改正などが行われた場合、耐震基準がですね、厳しくなったりした場合、既存の建築物は既存不適格というふうな状態ではございます。しかし、ただちにその建物を耐震基準が改正された後の基準に適合させなければならないということまでは求められている訳ではございません。ただし、その建物をですね、今後と言いますか、増改築等を行う場合は当然ですね、現行の建築基準法によるですね、耐震基準を満たす建築物に適合させなければならないという仕組みでございまして。

したがいまして、現在自衛隊のレンジャーの訓練の宿营地として、自衛隊が利用していることについてはですね、建築基準法上はですね、特に規制がある、または問題があるというふうなことは考えてはおりません。今後ですね、その他の利活用等、仮にですね、そういったことですね、考えて行った場合には、それぞれ不特定多数の方が宿泊をするとかですね、そういったような場合があればですね、また他の法令等、また抵触したりする部分もあるかと思いますが、現在のところではですね、そこまでは把握しておりませんので、そういった意味では今後の課題の1つであるかとは考えております。

○議長（小藤田一幸）

はい、4番 渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣）

自衛隊さんについてはね、なんとか今の状況でというような話の中で、これから例えば民間開放、これは体験もそうだと思うんですけどね、そういう場合にこれが自衛隊さんとは違ってどうなのかなというのがね、これから心配になりますけども、その辺はどうなんでしょうかね。

民間開放というかね、自衛隊さんも民間かもしれないけれども、自衛隊さんとは違った形で自然体験だとかそういう形で民間に開放するような形で教室を使った場合にね、その辺についてはどうなっていくのか。

○議長（小藤田一幸）

はい、総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

普通教室棟管理棟について、利用をする場合どうかという御質問でよろしいでしょうか。

普通教室棟また管理棟について、体験等でですね、自衛隊以外が使う場合についてでございますけれども、先ほどの答弁と同じになってしまうんですけども、具体的な利活用案まではですね、こういった場合、こういった場合というところのケースまではですね、私の方もまだ検討把握等していない状況でございます。

○議長（小藤田一幸）

はい、4番 渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣）

台詞がダブってしまうんですけどね、当然今バーベキューハウスが着工になってね、体育館等の計画もある程度、今の答弁の中では、避難所として具体的に検討していくというような話になってきています。そういう中で、当然体験だとか色んなことも答弁の中に出てきておりますけれども、体験と有効的な利活用ができるよう努めていくというような中で当然これからバーベキューができて、それから体育館のですね、耐震補強とか、それを総合的に整備していくということになれば、当然全体佐久間小エリアの

中で、管理棟と普通教室棟だけがあのままポコンと今の形で残ってしまったとしたらです、ね、これから佐久間の拠点ということになると私思っていますけれども、アンバランスな施設エリアになってしまうのではないかと思います、その辺についての考えというのがありますか。

プールも同じですよ。プールも含めて。

○議長（小藤田一幸）

はい、総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

雨漏りの対策として、屋根の修繕を計画的に実施しているところがございますが、普通教室棟及び管理棟につきまして、老朽化している部分も確かにあると思います。先ほどの答弁と重なってしまいますけれども、まだ具体的にはですね、この施設をこのレンジャー訓練以外としてですね、利活用していこうという具体的な案はまだ決まっておられませんので、現在自衛隊の方からですね、屋根以外の修繕に対する要望はございませんので、当面はですね、平成32年度まで屋根の修繕を行っていこうと、現時点ではそのように考えております。

あと、プールという御質問もございましたけれども、プールの施設についてはですね、こちらについても具体的な計画はまだございませんので、こちらについてもですね、今後地域の方々の意見等、ワークショップ等でですね、伺いながら少し時間をかけてですね、検討していければと考えております。

○議長（小藤田一幸）

はい、4番 渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣）

教室棟管理棟についても具体的な計画がないと思いますけれども、それはそれで良いですよ。最終的にね、私が言いたいのはこの4点目のことになってきますが、その最終的にはね、旧佐久間小のエリアの計画をどのようにするのかと、これが一番大事なことだと思っています。先ほどの答弁にあった笑楽の湯との関係だと色んなのがあってということでは、やっぱりそのより良い計画を立てて地域振興に取り組むというようなことを答弁でも先ほど述べておいでになりましたけれどもね、まずお聞きしたいと思いますが、佐久間ダムも勿論だと思いますよ、その中で佐久間小も笑楽の湯もですね、佐久間地区の拠点だというふうに私は思っていますけれども、執行部の皆さんはいかがですか。

○議長（小藤田一幸）

はい、副町長 内田正司君。

○副町長（内田正司）

今議員がおっしゃる通りですね、誰が誰に聞いてもと言うとちょっと語弊があるかもしれませんが、旧佐久間小学校、笑楽の湯、佐久間ダム、パッとその3つがですね、

併せて地区のですね、あるいは鋸南町と言っても良いかもしれませんが、活性化の資源と言いますか、拠点ということでは認識は皆同じだと思っております。

○議長（小藤田一幸）

はい、4番 渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣）

これはね、誰が考えてもそうだと思うんですよ。だとすればですよ、全体計画と言うんですかね、これは具体的にどのように取り組むかということが、これが前から言っているんだけど、これは早急にね、取り組まなくてはいけない課題だと私は思っているんですね、1つの例ですよ、こないだ房日の方に出た小湊小とね、旧小湊中の跡地活用についてということで、これはシンクタンクである構想日本の協力ということで記事を見て、100人会議というようなね、記事が出ておりました。100人会議はいずれにしてもですね、先ほどあった皆さんからあった地元の意見は勿論だと思いますし、専門化を交えたような形でね、これから佐久間地区の全体の計画をね、作って行くことが非常に重要だと思っています。やはりそれが当初言ったように、全体の青図ができていけば、例えば国の場合だってそうですよ、皆さんが御苦労なさっているように、急に地方創生の拠点整備事業だとか、3月位にポンと来る、それに対して計画を作らなければならない、限られた何週間かの間に計画を作らなければいけないというのが、今国の予算を上手く使う意味で皆さんが苦労されていることですよ。そういう意味では、さっき「果報は練って待ちなよ」ということを本田宗一郎さんのことで申し上げましたけれども、計画を練っていくことイコールこれが町、鋸南町お金がない、これを効果的に執行する上で非常に大事だというふうに私は申し上げている訳で、それに対しての今も笑楽の湯もそうですね、佐久間小学校もそう、あれは佐久間地区の大きな拠点ですよ、佐久間ダムもそう、総合戦略の中では、そういう色んな物を道の駅保田小学校の色んなものを集めて、周遊ルートの整備だとかということも総合戦略の中でうたっていますけれども、それ以前にこの佐久間地区の特に旧佐久間小学校、あるいは老人センター、佐久間ダムもそうです。これからまだまだ整備をしなくてはならないと思います。それぞれのサテライトかもしれない、でもそれをコアにしていくという意味では、計画を重視しなくてはならないと思いますが、どんなふうにこれから計画を練って行くのか。先ほどワークショップの時に異論になりましたけども、これはね非常に重要なことなんですよ。これも計画上で行けば総合計画の中にもですね、平成30年度で計画ですよ。150万でこの佐久間地区の計画を策定するというようなことが載っておりました。これは計画ですからね、そのように計画通り行く訳ではないんですけども、そのように重要な場所について、どんなふうにね、これから時間をかけてというような状況ではなくて、これは30年度で早急に取り組んでですね、有識者含めて取り組んで行くべきだと私は考えております。もうちょっと細かいことね、今地方創生交付金関わっての計画策定費

だとか、それも28年度で道の駅保田小学校だとか、今も29年度色んな計画策定を国の事業だとか半分の事業だとか、計画策定をしていますけれども、3本か4本やっていますよね。やっていますけれども、例えばこれはそれをおいてもね、この佐久間小学校の計画というものを早急に立てて行くべきだと考えていますけれども、どんなふうこれからそれを早急に取り込んでいただけるのか、その辺がねこれからの鋸南町にとっては一番重要なことだと思っていますので、早急にという意味で私は質問していますけれども、その辺の取り組み方についてをお聞きしたいと思います。

○議長（小藤田一幸）

はい、副町長 内田正司君。

○副町長（内田正司）

今後の取り組みということで、先ほど答弁をさせていただいている通りでございます。今年度ですね、地方創生事業の関係で公共施設の利用等についてのコンサル業務は入っております。その成果をですね、そのコンサル業務の中には、一部学生さん等もですね、関連もあって関わってもらっているところがございます。そのまず成果の報告があると思いますので、その成果を精査する、また域学連携のお話もさせていただきましたけれども、学生チームの方にですね、緊急と言いますか、急ぎの課題があると思っております。1つには鋸南幼稚園の後活用、あるいは佐久間小のですね、今後の活用等についてもそうでございます。色々な手法の中で、ワークショップというのは1つの手法だと思いますし、また議員がおっしゃったような100人会議のようなことも、それぞれ物事を決めていく上でのですね、あるいは広く意見を聴取することの1つの手法だと思っておりますので、そのワークショップ等を主体とする中でですね、関係の皆さんの意見を集約して、ある程度の何案か出た中でですね、また皆さんにお示しをする中で決定をしていきたいと思っております。

1つにはですね、体育館の活用につきましては、緊防災がですね、骨組みしか使えないということの中で、広くそれを多目的、あるいはトイレの整備、諸々床の整備とかありますので、それらもどういうふうにしていったら良いかということも含めてですね、検討させていただきたい。

それについてはですね、30年度中に目鼻をつけて、31年度の事業化に進んでいければ良いなと思っております。

それと、地域の活用の話で体験うんぬんということでございますけれども、場所としての体験学習としては使えると思っております。今具体的に建物を使ってそこに体験の宿泊をさせるとかそういうようなことはですね、少し耐震補強等をしなればできないと思っておりますけれども、その場所としての活用ということであれば、を考えてその体験等に広く使えるのではないかとと思っております。

○議長（小藤田一幸）

はい、4番 渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣）

いずれにしてもね、この問題というのは何年も前からこの辺の佐久間の核だと思って私はいますしね、あれだけの良い場所があつて、それをあのままにされていて結果は、ポツと開けてみたら、国の事業があつて、バーベキューハウスをポンとつくったとか、今度も家族風呂をつくるとか、補助金があつてやることは非常に良い事なんですよ。あだし、全体計画を作って、その中でやるのがですね、財政的にも効率的にも非常に重要だと私は思っております。

皆さんそうですよね。自分の家のこれから大きな計画を立てる時に、その場的に、場当たりのものをやりますか。

やらないと思うんですよ。

だとすれば、自分のお金と思ってやれば、当然私が言っているような考え方になると思うんですよ。計画的に物をつくって、青図を作って、その中で年度はそれぞれに分けて事業があつたらそこに当てはめていくとか、そういう意味でこれからですね、具体的な計画を作って、それは組織を作ってという意味を含めてですよ。やったらどうですかと、それも早いうちにとということです。できれば30年度にこの全体構想を作る上げることについて私は要望しますけども、その辺についてお答えをいただければと思います。

本当にこれ大事なことだと思いますよ。佐久間にとっては。

○議長（小藤田一幸）

町長 白石治和君。

○町長（白石治和）

渡邊議員おっしゃる通り非常に重要なことでありますから、当然ですね、それを踏まえまして、計画は作って行かなければいけないとそう思っていますし、議員もですね、当時職員だった時もある訳でありますから、それは色々な意味でですね、計画を作りながらやったことと思います。そしてまた、突然というような話もございしますが、どうしてバーベキュー場をつくったかと言いますとね、色々な意味合いがございします。色々な所でも説明をさせていただきました。そして、またもう1つの視点はですね、有害獣のこともございしますので、その辺も踏まえましてのこともございしますし、先ほど副町長から体験というような話もございまして、それにはですね、現在の校舎棟は使えないということであれば、そのバーベキュー場の施設はですね、耐震はクリアできる訳でありますから、施設としてはですね、そこも使えるということでございます。

もう1点はですね、笑楽の湯の貸切風呂と言いますかね、どうしてそういう形を計画したかということもですね、何回かお話はさせていただいておりますが、当然現在の風

風呂はですね、かなり混雑をしているということ。もう1点はですね、私はやはりあそこはですね、ある意味では老人福祉センターというような福祉の視点も持たなければいけないだろうと。そういう意味で貸切風呂を作っておけばですね、混雑をした時に使えると同時にですね、ある意味ではハンデをお持ちの方々がこちらの方に観光に来られた方がですね、使うこともできるだろうと。そういう意味がかなりあるもんですから、我々の町もですね、ある意味では福祉に優しいと言いますかね、ハンデのある方に優しいというような視点もあって良いのではなかろうかと、そういうような視点もございました。当然議員がおしゃるうように、自分のお金だと思って使えばという話でありまして、自分で自分のお金だと思えば、なお一層ですね、ああいうものを整備するということは大事なことだろうと。そう思っていることでありまして、全体計画そのものはですね、なかなか計画として明確にはなっていない状況ではあった訳ではありますが、その方が町にとってですね、有効的な、ある意味では使い方であろうと。そういう判断をさせていただいたところでございます。

今後、佐久間のあの地域についてはですね、鋸南の拠点となるべき、そういう場所でもございますし、避難というようなこともございます。多目的に使っていかなければいけない場所でありますから、特に佐久間地区の皆さんの思いの多い場所であろうと思えますので、素晴らしいと言いますかね、有効活用できるような計画を作って参りたいとそう思います。それには大学生、そしてまた有識者の方々もですね、参画をして地域の住民の方々も参画をしていただければ、なお良い話でありますから、そういう計画は使わせていただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（小藤田一幸）

はい、4番 渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣）

町長から前向きな意見をいただいた中で、もう一つ具体的にという部分で、計画を作っていただけという話、これはね、良いことだと思いますけれども、これはもう1年が1年なんだと思います。したがって全体計画、青図をしっかりと作る作業をね、これは別にそんなにお金がかかることじゃないと思いますよ。色んな知恵を、3人集まれば文殊の知恵ということもありますけれども、色んな方で計画を作るだけは、この30年度で私はやるべきだと思っています。今の笑楽の湯の家族風呂は貸切風呂だとか、あるいはバーベキューハウスだとか、その辺についても私も分かります。国の事業だとかね、そういうのを見れば分かるんですけども、それもさっき言ったように、全体計画をしっかりと持っていれば、そこにこれはできる、できない当てはめて行くことが可能だということからですね、この30年度で計画をしっかりと作っていただけることができるかどうか、これは色んな方々も含め、有識者も含めてですよ、そういうチームを作ってやるこ

とが必要だと思っておりますが、その辺についてやっていただけるかどうか、これは最後に確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（小藤田一幸）

はい、副町長 内田正司君。

○副町長（内田正司）

どういう形になるか分かりませんが、広く意見を取り入れて、また慎重にですね、有効に活用できるように検討して参りたいと思っております。

○議長（小藤田一幸）

はい、4番 渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣）

検討って、やるってことですか。

やっていただけるということでしょうか。

これ本当に佐久間にとってね、これしつこく言いますけれども、佐久間にとっても非常に重要なことだし、今保田の小学校もお客さんが増えてきている、これから色んなところに核を作ることで鋸南町の滞在時間を増やすことが鋸南町の活性化、お金を落してもらうための一番有効な手段ですよ。そういう意味からも、今年度中にという意味での、やりますということをお願いできればと思いますが、その辺はいかがですか。

○議長（小藤田一幸）

はい、町長 白石治和君。

○町長（白石治和）

重く受け止めて検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（小藤田一幸）

はい、4番 渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣）

重く受け止めてということですので、了解をしました。

いずれにしても、これからですね、色んな意味で町が少しずつですね、観光客だとか色んなお客さんが来て、町活性化には進んでいると思っておりますので、さらにそれぞれの核を整備をして鋸南町の滞在時間を長くして交流人口が増えて、さらには定住人口が増えるようにという意味でこれを御期待申し上げましてね、私からの質問を終わらせていただきます。

○議長（小藤田一幸）

以上で、4番 渡邊信廣君質問を終了します。

ここで、15時35分まで休憩します。

…………… 休憩・午後 3時24分 ……………
…………… 再開・午後 3時35分 ……………

◎一般質問

◎10番 笹生正己

○議長（小藤田一幸）

休憩を解いて会議を再開します。

次に、10番 笹生正己君の質問を許します。

10番 笹生正己君。

[ベルが鳴る]

○10番（笹生正己）

私からは、2件の質問を通告してありますので質問させていただきます。

まず、道の駅の現状とそしてこれからの将来について伺います。

鋸南町には、2015年12月に開業した「道の駅保田小学校」と確か供用開始が平成9年頃だったと思いますけど「道の駅きよなん」この2つの施設がございます。

保田小学校については、廃校を利用するとのアイデア、そしてまた惜し気のないと言ったら語弊があるかもしれませんが、惜し気のない投資と相まってマイナス運営となっている施設の多くなっている昨今、他人事のように聞こえたら申し訳ありませんが、現状維持は良く健闘していることと考えます。町長が何度かおっしゃっておいででしたが、「同じことを継続しては飽きられたら長くは続かない」私もそのように思います。今後の保田小学校をどのように描いているのかお聞かせください。

また一方、道の駅きよなんについては、どのように考えているか伺います。

2件目、持ち主が不明と思われる土地、また荒廃している里山について質問いたします。

全国で相続未登記などの理由から所有者が分からなくなっている可能性がある土地の総面積が九州、ちなみに九州は368万ヘクタールだそうです、それよりも広い410万ヘクタールに達するのではないかと推計結果が公表されました。これは有識者からなる所有者不明土地問題研究所で昨年6月に公表されたものです。

この研究会は、座長が元総務大臣ですのでうがった見かたをすれば、今度の相続税を変えるのに布石を打っていると思う方もいるかもしれません。でも、土地の筆数で見た所有者不明率は、農地で18.5%、林地で25.7%、宅地ですら14%と総務省のサンプル調査と似た傾向になっています。このような土地の増加が森林の荒廃や土地取引の停滞に繋がることは提言によらなくとも明らかであります。

自分の住む吉浜地区でもこの可能性のある土地が存在しています。漁協が公園で買収した時に、手が付けられない土地が小字で「ドウノヤシキ」というところ、その上の方に何筆も、何人も所有者がいて筆が細かくなっている場所があります。それはもうほとんど不明、このような土地と言って良いと思います。私、元名の土地もある程度詳しいですけど、先の代、先代の名前にそのまま登記がなされている土地もあります。これは高齢化の進んでいるこの鋸南町では、近い将来大きな問題になると思われるので、あえて町の見解を伺わせていただきます。

また、私達自分達が遊んでいた山は既に荒廃し、とても里山と呼べない状況になっています。多くは個人の所有ですので、行政、町がどうこうしてくれ、そのようなことは筋が違うとは分かっている。その上での質問ですが、山林の多くが荒廃、あるいはその危機にある。我が町のことについてどのように考えているのか伺いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（小藤田一幸）

10番 笹生正己君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和 登壇〕

○町長（白石治和）

笹生正己議員の一般質問に答弁いたします。

1件目の「道の駅の現状と今後に関して」についてお答えいたします。

御質問の1点目、「道の駅保田小学校」について「同じこと（改良することは勿論）を継続しては長く続かない」〈これから〉をどのように思っているか伺いたい。」であります。保田小学校は平成27年12月のオープン以来、御承知のとおり「廃校を活用した道の駅」として、その特色が多くのメディア等で紹介され、順調なスタートを切ることができました。

先般の議員全員協議会において報告をさせていただきましたとおり、平成29年度上期の状況は、平成27年12月のオープンから2年度目を迎え、直売所のレジ通過数ではありますが、客数は前年同期と比較して2,365人減の13万8,105人と、若干の減少はあるものの、直営部分の売上は前年同期と比較して319万5千円増の2億3,747万5千円と、前年同期と遜色ないものとなっております。

町民のステージであります、直売所での販売に関しましては、出荷組合員数が10人増の198人と、多くの生産者の御協力をいただいております。

直売所全体の売上は1億9,702万4千円であり、町内生産者と業者の売上については6,415万7千円となり、前年同期と比較して444万9千円の増となっております。

今後の展開につきましては、8月の議員全員協議会でも御報告させていただきました

が、宿泊の稼働率を上げるため、体験を組み込んだ平日お得プランの開発を現在検討中でございます。

この他、国の動きとしまして、E T C 2. 0 搭載車が対象ではありますが、良好な運転環境を実現するため、高速道路からの一時退出を可能とする「賢い料金」の試行が3月24日から全国20か所の道の駅で開始され、その一つとして道の駅保田小学校でも実験が開始されます。

これに伴い、高速道路上に大きく案内標識が設置されるなど、誘客への波及効果は非常に大きいものがあると考えております。

今後も関係機関、指定管理者である共立メンテナンスとともに、より良い施設となるよう協議を重ねて参りたいと考えます。

また、将来的な展望としまして、他の類似施設の優良事例を参考に、保田小施設のみならず、周辺農地を活用した、体験型プランの構築など、都市交流施設を基点とした機能の充実についても関係者と協議を図って参りたいと考えております。

御質問の2点目、「道の駅きょなんんについてはどうなのか。」であります。道の駅きょなんんは、町を代表する施設の1つでございます。

鋸南町歴史民俗資料館、通称「菱川師宣記念館」に併設し、また、東京湾に面し、富士山や大島、鋸山を見渡せ、まさに風光明媚な立地を活かした安らぎの空間となっております。

施設の整備に関しましては、駐車場の舗装工事やトイレ改修、屋外休憩スペースの設置、案内板の整備などを進めてきたところであります。なお、入口に整備しました観光案内板でございますが、昨今増えております、外国人観光客の利便性向上のため、インバウンド対応として日本語の他に、外国語標記をしたところでありますが、翻訳の一部に誤りがあるとの御指摘を受け、正しい標記につきまして、現在確認中でございます。確認でき次第に修正をさせていただきたいと思っております。

また、物産センターでは昨年5月末で1店舗空きができましたが、8月に新たな入居者が決まり、業態としては、クラフトビールの製造販売を行います。これまでに、税務署への酒類製造免許の申請、併せて店舗内の備品整備等を行っており、オープンまで間もなくと伺っており、施設内すべての店舗が営業できる運びとなっております。

その他、町と関係が構築できております、首都圏5大学の建築学科の学生の知見、外からの視点の若い力をお借りして、より良いまちづくりの御提案もお願いしながら、訪れるお客様にゆったりとした時間を過ごしていただける施設として、今後、必要な整備を行って参ります。

御質問の2件目、「持ち主不明の土地及び里山について」お答えいたします。

持ち主不明の土地の問題は、森林保全等の問題のみならず、日本の各地で、災害復旧、道路整備、山林管理、農地集約、地籍調査、土地区画整理といった様々な公共事業を進

める上で、コスト増の要因、処理時間の延長の要因となるだけでなく、民間においても土地の有効利用や放棄・放置不動産の管理を進める上で大きな障害ともなっております。

土地等の相続未登記が連鎖することで、問題は時を経るに従ってネズミ算的に拡大し、人口減少社会の日本の将来にとって、マイナスの影響は所有者にとって中々身近に感じることがなく、気がついたときには既に対応が困難になってしまうという、やっかいな性格を有している課題であると認識しています。

国としまでも、国土交通省を主務官庁とする「一般財団法人国土計画協会」が、昨年12月25日、所有者不明土地問題への対応策を考える「国土計画シンポジウム」を都内で開催し、同協会の有識者研究会・所有者不明土地問題研究会が提言した、相続登記の義務化と所有権放棄の制度化の実現性を検討しております。

研究会では、そもそも土地が「所有者不明土地」に該当するのかは、探索等をしてはじめて判明することから、そもそも議論の前提となるその実態は明らかでないとしながらも、一方で、所有者不明の土地面積は、全国で約410万ヘクタール程度、先ほどの笹生議員の御指摘のとおりで、九州の面積と同規模程度あるのではとの試算もしております。

御質問にあります、「森林の荒廃や土地取引の停滞などの弊害が指摘されている。この可能性のある土地は自分の住む地域にも有り、今後代変わりによりさらに増えると予想される。登記に義務化が検討されているが、町としての考えを伺いたい。加えて、山がすでに荒廃し「里山」と呼べない状況にある。町としての考えを伺いたい。」についてであります。まず、当町における「持ち主不明の土地」の実数ですが、固定資産税が課税されている土地は、所有者の追跡を行うものの、免税点未満の土地に関しては、追跡調査を行っていないのが現状でありますので、その実数は不明であるというのが現状です。現在、特効薬となるような処方箋は存在をしておりませんので、短期的には、所有権の移転登記の義務付けや、登記手続きの簡素化、登記費用の低減など、国の法的整備とその啓発の必要性とともに、中長期的な視点からは、個人が所有する形態から公共や法人などが所有する形態への転換等により、相続による未登記のリスクを少しでも軽減していく、という発想が重要ではないかと推測されるところでございます。

平成30年度の税制改革で森林環境税が創設されることとなり、地球温暖化、間伐や再造林などの森林整備等の対策を目的とし、森林所有者の高齢化、所有者不明化、担い手不足等で整備されず荒れたまま放置されているこの問題に対し、森林所有者に代わって市町村等が行う間伐などに活用するなどの方針が示されております。まだ、具体的な内容が示されていない状況であります。この問題の未然の防止措置にもつながるものではないかと期待をしているところでございます。

笹生議員御指摘の、里山保全の問題も、かつて、里山は、人が住む集落周辺にあり、住人が手入れをして利用してきた場所であり、単に換金目的で材を切り出す大規模商業

林とはことなり、薪や肥料、林産物など、生活必需品を多く賄ってくれる、自給自足の要のような存在であり、そこに独自の生態系が育まれてきたものであります。

しかしながら、戦後の経済変革によって、その役割を失い、カヤで屋根を葺く、薪や落ち葉など集め火をたくなど、里山からもたらされた、様々な日用品やエネルギーが、石油製品や電力・ガス、水道など、便利で安価なものに取って代わり、「里に人無く、山に価値無し」という状態に追い込まれてしまったのが現状であると認識しております。

この里山の荒廃は、管理する所有者がいなくなったことの要因も少なからず存在するとは思いますが、しかしながら、その根幹は、里山そのものの価値が低下したことにより、所有者が管理の必要性がなくなったということに起因することが大きいと考えております。里山は生物の生息地として無くてはならない存在であるということは言うまでもなく、日本の原風景である棚田や農村風景、文化や習慣のよりどころでもあり、日本の文化・伝統の大きなゆりかごであることに間違いありません。

我々は今、こうした有形無形の様々な価値を持つ貴重な里山を、経済的な側面だけで役割を図り、消耗品のように切り捨てるのではなく、将来残すべき資源として考えていかなければならないと考えております。

現在、町内全域で、人々を悩ます有害獣の問題もこの里山保全の問題に大きく関連し、里山の持つ環境保全や供給の能力、人と野生動物とのかかわりを正しく理解することが、求められる時代が来ていると思えます。

町としても、森林資源を活かした体験学習やワークショップ、鳥獣害対策の講習会等の開催、狩猟エコツアー等による都市住民の参画、地域ぐるみでの推進が里山保全に最も重要と考えており、ひいては、治山能力、防災能力の強化にもつながることと考えております。

里山の環境は人の手によって造られ、維持されたものであります。今後は、所有者と地域が連携して関与する仕組みと、それを行政が支援する仕組みを模索していかねばならないと考えております。

以上で、笹生正己議員の一般質問に対する答弁といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（小藤田一幸）

10番 笹生正己君の再質問ありますか。

はい、笹生正己君。

○10番（笹生正己）

再質問に入る前に、1つ申し上げておきたいことがあります。

最近だけではなく、観光客の質と流れが随分変わる機会が多ございます。

私、中学の頃は観光客、夏の観光客で溢れていました。商店街も賑やかで、浜に行けば学生のテントがあつて、そこでダンスなんかしたりしていました。それが、よくこの

頃言われますけれど、花観光に移行しつつあると言うから、もうしたというふうになって、冬のお客が多くなっています。それとまた週休2日になって変わったことがあります。土日に来るお客、それは普通のお客、すごく良いと言わないけど良いお客です。そして今、最近ですね、高齢社会が言われるようになって日曜日だけじゃないですよ。土日じゃなくて日曜日に来て月曜日に帰るお客が随分増えています。それは良いお客です。お金も余裕がある。暇も余裕がある。その方達が帰って行く時、随分買って行くそうです。多分他の道の駅に聞いたらそうだったから、保田小学校も曜日によって土・日・月、曜日によってガラガラの時もあります。天候によってガラガラな時もあります。その逆にいっぱいの時もあります。だからそれに対応して、変えていかななくてはいけないということが、まず前提になると思いますので、先に話しておきます。

現在の客数、そして売上それについては、先ほど町長から答弁ありました。そしてまた情報発信、これについては駅長や出荷組合を含めた関係各位の御努力の賜物と敬意を表するものであります。

さらに、答えの中にあつた「賢い料金」これが施行されるということで、ここも20カ所の中へ入っているということで、これの波及効果も期待できるものと、私も期待したいと思います。ただ、今一番最初に目につくこと、駐車場が狭いかなと私は思います。

先月2月のどの土曜日だったか忘れましたが、前を通りました。臨時駐車には4台車が停まっていた。それで元校庭の駐車場には停めるスペースではない所も一列ずっと両脇の広い所に全部停まっていた。案内の人は随分苦労していましたね。それでもなおさらそこへ入って行くんですよ。臨時の方へ誰も行かないです。やっぱりちょっと歩くのも嫌いな人結構多いですよ。だから駐車場の問題は少し考えて行かなければいけないと思います。

この一部2階の駐車場、これは料金度返ししての話ですけど、そういう意見私も言ったことがあります。町づくりで質問された時、ヒアリングと言うんですか、その時に言ったことがあります。他の人もそうやって言っていた方もいます。駐車場をどのように考えているのかなと思ひまして、それをまず聞きたいと思います。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

今御質問がありましたように、お陰様で多くの方に御利用いただいております。御指摘のように駐車場が一杯で、駐車に時間がかかって御迷惑をかけてしまっているというケースもございます。しかしながらですね、2階建ての駐車場といったようなことにつきましては、現在のところはそのようなことは考えておりません。

○議長（小藤田一幸）

はい、10番 笹生正己君。

○10番（笹生正己）

今、四苦八苦ししている、それはそれで臨時の方へ回す案内もされたいかかなと思いますし、先ほどの渡邊議員の時に、幼稚園の活用というのをこれから考えて行かなければいけない。まだ幼稚園は移っていませんけど、それも含めて周辺の土地の、2回お金がかかってそういうものは検討しないよと言うのでしたら、そういうことも含めた検討が必要かと思います。最初の質問で、一番最初ですね、質問で現状維持は良くやっていると申しました。現在運営が良いとされている道の駅は、段々売り上げが伸びてきた施設が多いはずで。となりの富楽里もそうですね。それで震災で1割以上ガタンと落ちましたよね。それでしばらく同じだったです。最近のデータももらっていませんけど、また増えてきかけたところまで見ています。道の駅の良くやっているところと言われているところは、段々段々上がってきて、それでピークに達するのかな。鋸南町の場合はピークが最初に来たから現状維持は良くやっていると私は思っているんですけど、案内所の提示、広報についてですね、前の自治会館、千葉新みなとの近くにありますね、ホテルオークラでしたか、あそこに県内各自治体のパンフレットが置いてあるんですよ。それでその中に南房総市と一緒にあったかな。どこかと一緒のところに鋸南町というところもありました。そこには何も置いてなかったです。ここで来たお客にそれを、パンフレットを配ってもあまり意味がないんじゃないかなと思うんですよ。イベントは見ますよ。こういうイベントをやっているのかというのは分かりますよ。だけど他所に配ってこそ初めてそれが生きるんじゃないかと思います。

それが違っている場合は困るんですよ。これ道の駅のパンフレットです。これは2017年、年度で言えば今もそうです。これが最初に道の駅が移った時の、移った後ですよ。それで、道の駅きょなんにいた店が移りました。どの店か分かると思いますけれども、道の駅きょなんに載っているんですよ。保田小学校には載っていないんですよ。こういうのを見て、私以前ね、お客さん、お客さんて来町者ですかね、その方とお話したことがあります。困っていました。それでお話したんですけど、今日もちょっと道を聞かれましたけれどもね。ギャラリーでポスター見たそうです。ギャラリーにこれ見たいなと思って来たそうです。そしたら月曜日で休みだった。こちらの人は月曜日が休みだって分かっていますね。だけど他所から来る人は、その人が都合の良い日に来る訳ですから、普通道の駅に休憩所があって初めて道の駅に認定されるはずなんですよ。それで休憩所のあるところが鍵がかかっている。それで外にスタンプは出ていても分からない。後でまた同じようなことを聞きますけれども、それだと困るんですよ。困ると言うか、そのお客さんすごく困っていましたよね。1回来て茂原の方だって。違うのは担当者、先ほども三国議員の質問で、職員も忙しい、それはよく分かります。私もよく分かりますけど、こういうチェックはしておかないといけないと思います。そのお客さんによっては、それを頼りに来る人もいるんですから。

それどう思います。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

御指摘のパンフレットにつきましては、安房道の駅連絡会、鋸南町も当然そこに入っておりますけれども、そちらの方で作成をした南房総道の駅ガイドマップ2017というものでございます。御指摘のとおりですね、移転しました店舗が誤って記載されておりました。作成時のチェックが不十分であったということは反省をしております。そして、現在2018年版がもう既に作成をされておまして、こちらでは修正がなされていることを確認しております。また、営業時間等についてはですね、そちらの方にも記載がありますように、黄色い屋根については月曜日はお休みと、そして時間についても記載がございます。そして、物産センターの各店舗につきましては、スペースの関係がございまして、一応店舗により異なるというようなことで表記の方をさせていただいております。今後もですね、分かりやすい情報の提供に努めて参りたいというふうに考えております。

○議長（小藤田一幸）

はい、10番 笹生正己君。

○10番（笹生正己）

今も話しましたがけれども、道の駅きよなんの方ですね、月曜日に来たお客、休みが月曜日の方もいらっしゃいますよね。例えば床屋さんとか、そういう方が日帰りでポッと来る、そういう方も私見たことがあります。話したことがあります。それで案内所が閉まっている。それで空いている店も一時期ですね、今は埋まりましたという答弁がありましたから、全部が営業することになると思います。私のスマートフォンに移っている昨年7月4日14時13分、農産物直売所だけ空いていました。全部閉まっていた。それで、その直売所の前に車が3台。その写真がこのスマホの中に入っています。そんなものあるんですよね。お客は曜日によって違うよと言われてそれまでですけども、以前ですね、わたしすぐ傍で聞こえたんですけども、来たお客さんに自戒も込められていると思うんですけども、「ブービーな道の駅です」と「ここだけですか」とお客さんが言ったんだ、その後こちらの方が「ブービーな道の駅です」って言ったんです。そしてその人が「これ以下の道の駅があるんですか」と言ったんですよ。それを聞いたらちょっと、私も他の道の駅見えていますから、後からできるの程良いというのは分かります。これはなんでかというのは、知らない方が多いかもしれないので、概略を申し上げますと、平成5年春、町が産業振興のために建設省が進めていた道の駅を検討していました。そこである企業に協力を依頼し了解を得て、その会社の紹介で国会関係者に陳情にも行っています。それで計画を出せということで、建設省に出すのにあたり、町では立案が

難しいので企業にどこか良い所ないかということをお願いしたんですよね。それでスーパーゼネコンの関連会社ここに立案を依頼しています。それでJ Vから平成6年3月に提出された最終案を基に町は翌月、翌月ですね、すぐもらってから次の月に千葉国に計画書を提出しています。それで自分の土地かどうかというそういう問題で購入しなくてはいけないようになって、町はお金を出せませんよということでしばらく停滞していたんですよね。その話が。それで造らせたいというのがあったと思います。休憩所もトイレも駐車場もあるから、それで現状のまま認可されました。ですから元々あった物産センター、トイレも改修していますよ、もちろん、トイレもあった、休憩所もあった、物産センターの中に休憩所がありましたからね。それでそのままだったからこうやって言われるようなことも起きるんだというのは分かります。でも今後ね海の見える、最初の計画は凄かったんですよ。やっぱりゼネコンの関連会社ですからね、海の見える、先ほど町長の答弁にありました風光明媚な土地柄ということがありましたけど、それを利用したレストランとか凄い計画図だったですよ。私も見たことがあります。そういうのがもうボツになって今の道の駅ですけれど、ただその今の道の駅、これが現実にある訳ですからそれをどうやって変えて行くのか。先ほどの答弁ではちょっと足りないんですけれど答えてもらえますか。この先どうやってって言われても困りますか。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

先ほどの町長の答弁の時にもございましたように、訪れるお客様にゆったりとした時間を過ごしていただける施設として必要な整備を図って行きたいということは基本にございます。それらに関してもですね、またこの地域に所縁のあります先ほどから出ていました域学連携の学生さん達、そういう方達の色々な若い人達の意見そういったものも多く取り入れながらですね、どういう施設にしていったらば今の方達、あるいは大勢に受け入れられる施設になるのかと、いうことを模索して参りたいと考えております。

○議長（小藤田一幸）

はい、10番 笹生正己君。

○10番（笹生正己）

間違いは、チェック漏れは全てなくすなというのは無理な話です。この話はそんな小さい話ということで片づけられちゃうような問題だと思います。それで最初の町長の答弁の中にあつた外国語表記が間違っているということですが、これは私も友達に聞きました。言ってきた人がいるよということで、それで私もちょっと見ました。ちょっと見てすぐ分かりました。英語が違っています。最近直しましたね、今から出す保田のハンブル、消してありますけど、この表記がすぐ分かったのは「マウント鋸山」、鋸山だけで良いでしょう。英語少しは皆さん分かりますよね。日本寺が「日本寺テンプル」鋸

山山ですよ。日本語で言ったら。日本寺寺ですよ。それすぐおかしいと思いました。それでハングルを調べていったらすごい。あっちもこっちも違っているんですよ。例えばですね、「水仙ロード」「江月ソンド」となっています。これは固有名詞だから「江月水仙ロード」って書くべきだと思います。ここにパソコンで出したハングルと日本語の、発音が少し違いますよね。強めるところとかあるんですけど、ちょっと違いますけどほとんど日本寺と、これ私調べるのに借りました。日韓英辞典、それとこれは会話の本、これがハングル読み書きドリル、あと他にも100均で買ったやつそれが一番役に立ったんですけど、最初は分からなかったからこれで見ました。あとは、その後はパソコン、パソコンは簡単でした。ちょっと横にズレましたけど、「水仙ロード」をハングルにすると水仙は「セオンファ」と言うそうです。道路は「ギル」あるいは「ドロ」または「ゴリ」です。その言葉が全然ないので、調べたら「先導」と意味で先に導く、「ソンド」というのは。パソコンですぐ出ました。また他にも道の駅の小学校というのがあります。小学校は名詞でしょ、名前でしょ。道の駅保田小学校の小学校は。国道に書いてある表示は「保田小学校」ローマ字で書いてあります。間違えないですよ。そのまま読めませう。だけこのままを訳すと小学校は子どもの小学校ではないんですよ。子どもの通う小学校は「エレメンタリースクール」ですよ。だからどういうふうになるのか全然分からないです。こういうのはいっぱいあるし、それで間違っているのは、案内所で見ると目の前にその縦長の去年つけたやつ、それでこちらにその前についていた、案内所の前で両方見えるんですよ。そっちが全部直してないです。極め付けは、これは議長に許可をもらったものです。これ消してありました。この縦長の方は消してありました。これ「ほた」です。これが「やすだ」です。保田は「HO」これで「HO」です。「TA」です。「ほた」です。これが。もうなんか最初言ってきた人はすぐに分かったそうです。普段見ないですよ、私ども地元の間人はね、案内板はあんまり見ないです。前に私保田の駅前観光案内板が違っていると言って、すぐ直してもらったんですけども、それが間違いだらけ。それで、間違いだらけの一部指摘されたところですかね、それだけ消してありました。私に言わせると、なんですぐ対応できないんですかと、先ほど町長答弁の中には、どなたが作ったか分かりませんが、町長答弁の中には確認していますとなっていました。いつまで確認するんですかね。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

色々御指摘をいただきましてありがとうございます。今おっしゃられましたように、ハングル「ほた」というものが「やすだ」ということになっているという御指摘いただきまして、確認をしましたところ確かに間違っていました。

今御指摘あったように、そちらの方指摘をされましたので、一旦表示を消すことを選

扱をしました。ただ、他のものについてもですね、どうなんだろうかということで、こちらの方を一回見てみようということで色々見ていたところ、どうやら他にも間違えがあるようだということが分かりましたので、一旦表示については、一度消させていただいて、正しい表現の仕方と言うんですか、そういったものをもう一度確認をして、そして、正しい表記に直していきたいと考えております。

○議長（小藤田一幸）

はい、10番 笹生正己君。

○10番（笹生正己）

私、これ聞いてから少し勉強させてもらったって言っても何時間でもないですよ。すぐ分かりますよ。韓国語を1日で覚えられますなんてパソコンで出てきました。読めるんでしょうね。私は読めません。だけどね、これが指摘を受けて看板の間違いに気付いたのはいつですか。私が又聞きしたのは、2月の初めだったんですけれども、いつ聞いて、いつ気が付いたんですか。間違いを確認したんですか。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

私の方がですね、直接聞きましたのは2月の6日だったと思います。で、担当者等に聞きましたところ、2月の3日に指摘を受けていましたということで、報告を受けました。

○議長（小藤田一幸）

はい、10番 笹生正己君。

○10番（笹生正己）

私この前、課長とお話した時にすぐできるでしょうと言いましたよね。ガムテープでもなんでも貼っちゃえば良いんですよ。痕が残らないものでなくてはいけませんけど、私も最初は、見る人が見たら恥ずかしいものだからすぐ消すと思ったんですよ。それであればここで質問する必要ないんですよ。この件に関しては。全協で言えばそれで済むんですよ。だけど、なんでやらないのかなと思って、それでこの看板を直すということは、お金が発生しますよね。塗り直しですか、何て言うんですか。今はシールだと思いますけれどね。そのシールもただではないと思いますけれど、どのように考えますか。業者さん、あるいはその下請けという話も、その友達が言っていましたけど、業者さんが出すのか、下請けが出すのか、町の方は一旦了解して受けている訳ですからね。だからどちらがそのお金を持つことになりますか。それほど高くないと思いますけれど。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

この外国語表記がされています看板につきましては、黄色い屋根の案内所の前にあります四角い大きなもの、あれと同様のものが町内に5ヶ所立っております。あと道の駅の入口に先ほど御指摘いただいた縦長がもの、それが1枚ということで、全部で6枚程そういった看板がございます。一応その外国語表記の部分につきましては、町の方からこのような形で書いてくれということで指示をして作っていただいたこととなりますので、それらの修繕につきましても大変申し訳ないですけれども町の予算の方で対応させていただければというふうに考えております。

○議長（小藤田一幸）

はい、10番 笹生正己君。

○10番（笹生正己）

町の予算でというのは、ちょっと納得いかないですけど、さっき言った英語で、ちょっともう一つ言いたいことがあったんですけど、この両方見えるこっちは北から書いてあるから「元名ビーチ」となっています。こっちは「元名バッシングビーチ」となっています。同じところを見たのに、こっちとこっちで違うというのもおかしいですから全体に違っているところを直して欲しいと思います。

お客さんというのと、人というのは違います。人を把握しようと思ってもそれは無理です。通り過ぎる人と同じですから。お客さんは商売している人から言わせればお金を使ってくれる人達です。その人達の中には色んな人がいます。耳があっても聞かない、目があっても見ない、誰でも多少はあるとは思いますが。私も勿論あります。トイレの近くで、あのトイレの近くですね、道の駅のきょなんの方の。トイレ何処ですかと聞かれたことがあります。案内所が見えるところで案内所はどこですかと聞かれたこともあります。表示が分かりにくいのかもしれませんが、そういった人達を少なくするのが案内板、案内の標識だと思うんですよ。前から色んな人が言っていると思いますけれど、案内所が入口にあるからしょうがないと言えばしょうがないですけど、案内所を聞く方が随分多いですよ。それはこういうようにしましたというのが一度ありましたからしょうがないですけど、そういった人達の案内、今も聞かれますのでもうちょっと工夫していただきたいと思います。

町が出すよと言われれば、それは止めます。

続いて、先ほどの不明の土地これについて、質問を変えます。

随分長い丁寧な回答ありがとうございました。けど、これは町に言うことじゃない、それにはっきり分からない、それは分かっての質問です。里山っていうのは分かります。里山って調べると広辞苑にも、里山って載っていますよね。先ほど町長が説明したその通りだと私も思います。野草を採ったり、薪を切ったり、入会地というのが問題になりましたね広域の。入会地と同じ目的と言うんですか、ソダを切ったり、昔はありました。

今は誰も入らないです。私はね、地元の山も県外の山も比較的入ると思います。無許可で入っているとされれば怒られるかもしれませんが、かなり普通の人より、この中に有害鳥獣関係の人もいるからその方と同程度、いやそれ以上に入っていると思います。これは先ほど言ったように、猪の道とかね、木が大きくなってそれに藤、あるいは葛が絡まってもう下が薄暗らくなっているんですよね。場所にもよりますよ、ずっと同じ木が何十年も前からあんまり太らないで、太れないでいるところもあります。中佐久間の山もそれに近かったです。地籍調査の杭が転がっていましたが、そういうところはあんまり変わらないと思います。だけど猪の通り道、私の知っている荒廃したところですね、猪の通り道が凄くて、下が薄暗くて、下の灌木が枯れてしまうと土砂が流れるんですよね。南港今また一杯になりましたね。土砂で。その上の線路の上の畑には土砂が一杯になったことがあります。そういうのがね、これから問題になってくると思います。高齢化、先ほども町長の言っていた通りです。さらに荒廃していく、そうするともう高齢化した町では手が付けられなくなっちゃうと思うんですよ。どうかこれを気に留めていていただきたいと思います。私はもうこれで質問は致しませんが、以上申した通りよろしくお気留めいただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（小藤田一幸）

以上で、10番 笹生正己君の質問を終了します。

◎散会の宣言

○議長（小藤田一幸）

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

明日7日は、午前10時から会議を開きますので、定刻5分前に御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

…………… 散 会 ・ 午 後 4 時 2 9 分 ……………

平成30年第1回鋸南町議会定例会議事日程〔第2号〕

平成30年3月7日 午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 発議案第1号 | 議会の議員の報酬年額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第2 | 発議案第2号 | 地域高規格道路「館山・鴨川道路」の早期実現を求める意見書(案)について |
| 日程第3 | 議案第1号 | バーベキューハウス佐久間小学校の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第2号 | 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第3号 | 町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第4号 | 鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第5号 | 鋸南町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第6号 | 鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第7号 | 鋸南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第8号 | 鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第9号 | 鋸南町水道水源保護条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第10号 | 鋸南町消防団条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第11号 | 動産売買契約の締結について(循環バス) |
| 日程第14 | 議案第12号 | 動産売買契約の締結について(スクールバス) |
| 日程第15 | 議案第13号 | 平成29年度鋸南町一般会計補正予算(第6号)について |
| 日程第16 | 議案第14号 | 平成29年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程第17 | 議案第15号 | 平成29年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について |

日程第18	議案第16号	平成29年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第19	議案第17号	平成29年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第1号）について
日程第20	議案第18号	平成29年度鋸南町水道事業会計補正予算（第3号）について
日程第21	議案第19号	平成30年度鋸南町一般会計予算について
日程第22	議案第20号	平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について
日程第23	議案第21号	平成30年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第24	議案第22号	平成30年度鋸南町介護保険特別会計予算について
日程第25	議案第23号	平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について
日程第26	議案第24号	平成30年度鋸南町水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番 田 久 保 浩 通 君	2 番 青 木 悦 子 君
3 番 笹 生 久 男 君	4 番 渡 邊 信 廣 君
5 番 小 藤 田 一 幸 君	6 番 緒 方 猛 君
7 番 鈴 木 辰 也 君	8 番 黒 川 大 司 君
9 番 伊 藤 茂 明 君	10 番 笹 生 正 己 君
11 番 平 島 孝 一 郎 君	12 番 三 国 幸 次 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 白 石 治 和 君	副 町 長 内 田 正 司 君
教 育 長 富 永 安 男 君	総務企画課長 増 田 光 俊 君
税務住民課長 平 野 幸 男 君	保健福祉課長 杉 田 和 信 君

地域振興課長 飯 田 浩 君
教育課長 福 原 規 生 君
監査委員 柴 本 健 二 君

建設水道課長 平 嶋 隆 君
会計管理者 福 原 傳 夫 君
総務管理室長 寺 本 幸 弘 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局 長 笹 生 矩 義

書

記 安 藤 睦

…………… 開 議 ・ 午前 10 時 00 分 ……………

◎開議の宣言

○議長（小藤田一幸）

皆さん、おはようございます。

第 1 日目に引き続き議員各位には御苦労さまです。

定刻となりましたので、ただいまより会議を開きます。

ただいまの出席議員は、12 名です。

定足数に達しておりますのでこれより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小藤田一幸）

本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配布しておきました。

◎発議案第 1 号の上程、説明、質問、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第 1 発議案第 1 号「議会の議員の報酬年額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提出者 渡邊信廣君より主旨説明を求めます。

提出者 4 番 渡邊信廣君。

[4 番 渡邊信廣 登壇]

○4 番（渡邊信廣）

発議案第 1 号「議会の議員の報酬年額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、私のほか 4 名の議員の賛成を得て、提出したものであり、議員の報酬年額の 5% を削減しようとするものです。

日本経済は、雇用や所得環境が改善し緩やかな回復基調にあるものの、個人消費及び民間設備投資は伸び悩んでおり、地方においては依然として厳しい経済、雇用情勢にあると言えます。

また、町財政は税収入や地方交付税の伸びが期待できない状況にあり、実質公債費比

率は年々改善されているものの、財政力指数は依然として低い水準にあるなど、引き続き財政の健全化を図らねばならない状況であります。

このような中、執行部及び管理職の職員は、30年度においても引き続き給料等の削減を実施しております。

これらの状況を判断した中で、鋸南町議会議員の報酬年額を減額するための特例条例の一部改正について、平成29年度に引き続き議長、副議長及び議員の報酬年額について、1年間100分の5を削減しようとするものです。

なお本条例につきましては、本年4月1日から施行するものとし、教育施設の再編成が目前となっている現状に鑑み、更なる教育行政の充実の推進を願うものであります。

議員各位の御理解・御賛同をお願いいたしまして、趣旨説明を終わります。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第2号の上程、説明、質問、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第2 発議案第2号「地域高規格道路「館山・鴨川道路」の早期実現を求める意見書（案）について」を議題といたします。

提出者 緒方猛君より主旨説明を求めます。

提出者 6番 緒方猛君。

[6番 緒方猛 登壇]

○6番（緒方猛）

少し長くなりますけど、発議案第2号「地域高規格道路「館山・鴨川道路」の早期実現を求める意見書（案）」につきましては、私のほか5名の議員の賛成を得ましたので、提出いたします。

意見書（案）の朗読をもって、趣旨説明といたします。

道路は、社会インフラの根幹を成すものであり、輸送や移動など本来の機能に加え、産業、情報、観光、防災、人口対策など経済の発展や地域の活性化に欠かせない最大の要素である。その意味では道路整備の遅れは地域社会の発展を阻害する最大のマイナス要因と言える。

現在、南房総地域の道路体系は、東京湾アクアライン、首都圏中央連絡自動車道、東関東自動車道館山線を初めとした高規格幹線道路網の整備や関連する国道や県道等の整備促進により、半島性の解消が図られつつあり、観光客の増加など、地域経済へ波及効果をもたらしている。

しかしながら、安房地域、特に外房地域においては、茂原館山間を結ぶ地域高規格道路計画があるものの事業化が見送られており、国道127号富津館山道路と未接続となっている現状は、袋小路からの脱却を阻害するものであり、観光シーズンにおいては各所で慢性的な渋滞を招く要因ともなっている。

また、発生が懸念されている巨大地震とそれに伴う津波による災害に対する強い地域づくり、少子高齢化や人口減少、地域経済の衰退などの課題が山積する我が地域の市町においては、地域活性化による地方創生をめざしているが、これらを具現化するためには、地域間交通の利便性を向上させる地域高規格道路の整備が必要不可欠である。よって、国や県においては、国道127号富津館山道路から外房地域に繋がる地域高規格道路の計画路線となっている「館山・鴨川間」の早期実現のため、道路予算の確保など、特段の配慮をされるよう要望する。

以上であります。意見書は衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・財務大臣・総務大臣・国土交通大臣・千葉県知事に提出を予定しております。

議員各位の御理解・御賛同をお願いいたしまして、趣旨説明を終わります。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第3 議案第1号「バーベキューハウス佐久間小学校の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 増田光俊君。

〔総務企画課長 増田光俊 登壇〕

○総務企画課長（増田光俊）

議案第1号「バーベキューハウス佐久間小学校の設置及び管理に関する条例の制定について」御説明を申し上げます。

本条例は、地方自治法第244条の2第1項において公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例で定めることとされており、旧佐久間小学校の特別教室棟跡地に、バーベキュー場としての利用をメインに整備する施設について、設置及び管理に関する条例を制定するものであります。

第1条は、趣旨を規定したものでございます。

第2条は、名称及び位置として、施設の名称を「バーベキューハウス佐久間小学校」とするもので、設置位置は、旧佐久間小学校の住所を地番といたしました。

第3条は、施設内の機能を列記しています。

第4条は、当該施設で行う業務を定めたもので、町民の交流及び都市と農村の交流を促進し、地域活性化に資するため施設の提供を行うとしたものでございます。

第5条は、開館日及び開館時間は、規則で定めるとしたものでございます。

第6条は、利用の許可について規定したもので、利用しようとする場合、町長の許可を受けると定めたものでございます。

第7条は、利用者の利用制限等、町長が利用を許可しないことができる場合を定めたものでございます。

第8条は、利用料及び納付について定めたものでございますが、利用料金につきましては、3ページ目下段の別表を御覧ください。

利用料として小学生以上は1人一律300円とし、バーベキュー用具のレンタルを希望の場合は、用具一式2千円をさらに料金としていただくことといたしました。そのほか3時間を超えて利用しようとする場合、超過料金として1人1時間につき100円と定めたものでございます。

2ページ目にお戻り下さい。

第9条は、利用料に関し、減免の規定でございます。

第10条は、利用料は還付しないことと例外的に還付する場合の基準を定めたものでございます。

第11条、第12条は、利用に関し、目的外利用や許可のまた貸しの禁止、許可の取り消しについて行うことができる規定でございます。

第13条は、利用に関し、損害賠償義務を定めるものでございます。

第14条は、職務の執行上必要が生じた場合、利用中の施設の立入りの要求ができる規定でございます。

第15条は、販売行為の許可について定めたものでございます。

第16条は、本条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとした規則委任について規定するものでございます。

最後に附則でございますが、この条例は、平成30年4月1日から施行すると定めるものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案のとおり決定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第4 議案第2号「一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 増田光俊君。

〔総務企画課長 増田光俊 登壇〕

○総務企画課長（増田光俊）

議案第2号「一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

新旧対照表を御覧願います。

附則第8項は、給料の削減に関する規定ですが、第10条の適用を受ける職員、つまり課長及び室長等管理職手当支給対象職員については、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、引き続き1%の減額を行おうとするものであります。

附則第9項は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、職員が退職・失職・又は死亡した日における給料月額、本則の給料月額とするものであります。

附則第10項は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に支給される、管理職手当・時間外勤務手当・期末手当・勤勉手当の算定における給料月額は、減額前の給料月額とするものでございます。

なお、本条例は、平成30年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第5 議案第3号「町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 増田光俊君。

〔総務企画課長 増田光俊 登壇〕

○総務企画課長（増田光俊）

議案第3号「町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明申し上げます。

新旧対照表を御覧願います。

本特例条例は、町長の給料月額について30%削減、副町長及び教育長については20%削減する内容で、本年3月31日までの期限付きでありましたが、現在の財政状況から、更に1年、平成31年3月31日まで延長いたしたく、条例の改正をお願いするものであります。

なお、本条例は、平成30年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、説明を終わりますが、よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上

げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第6 議案第4号「鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 増田光俊君。

〔総務企画課長 増田光俊 登壇〕

○総務企画課長（増田光俊）

議案第4号「鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明申し上げます。

新旧対照表をお願いいたします。

議案第3号において、町長30%、副町長及び教育長については20%の給料月額を減額するものでございますが、減額の期間、平成30年4月1日から平成31年3月31日の間に支給される期末手当の算定における給料月額は、減額前の本則に定める給料

月額とするものでございます。

なお、本条例は平成30年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、説明を終わりますが、よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第7 議案第5号「鋸南町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 杉田和信君。

〔保健福祉課長 杉田和信 登壇〕

○保健福祉課長（杉田和信）

議案第5号「鋸南町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

現在鋸南町における子どもの医療費に対する保護者への助成について、入院に係る医

療費は、乳幼児から中学校3年生までの間、所得制限が無く助成されておりますが、通院にあっては、小学校4年生から中学校3年生までの間、助成保護者に対して所得制限を設けております。

今回、通院における所得制限を廃止し、通院の医療費に係る助成を拡大することで、子育て支援施策の拡充いたしたく、関係条例の一部改正をお願いしようとするものでございます。

それでは、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

右の欄が現行、左の欄が改正案でございます。

第2条におきましては、定義されておりました「乳幼児」・「小学校低学年児童」・「小学校高学年児童」及び「中学生」を削り、「子ども」を15歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある者、いわゆる中学校3年生までの間に改めるものでございます。

裏面、2ページをお願いいたします。

第3条の2の「所得制限」を削り、第4条「助成の対象医療」につきましては、所得制限の廃止に伴って、条文を整理したものでございます。

なお、本条例は平成30年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第8 議案第6号「鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 平野幸男君。

[税務住民課長 平野幸男 登壇]

○税務住民課長（平野幸男）

議案第6号「鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が、平成27年5月29日に公布され、国民健康保険法及び国民健康保険法施行令の一部改正が平成30年4月1日に施行されること及び本町における保険料の納期を変更することから、鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたので、条例改正をお願いするものでございます。

改正の主なものは、基礎賦課額の限度額の引き上げ及び普通徴収に係る保険料の納期の変更並びに保険料の減額に係る算定基準の改正でございます。

それでは、新旧対照表により、御説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

第1条及び第2条は、国民健康保険法の改正に伴い、町の責務、市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会設置の規定を整備するものでございます。

同じページ下段から2ページにかけまして、第11条の2「保険料の賦課額」につきましては、法施行令の改正に伴い、条文を整備するものでございます。

2ページ中段、第11条の3、ただし書きは、保険料の減免を行う場合の、算定基準を明確にするため、新たに規定を加えるものでございます。

その下から7ページ、同じく第11条の3、「一般被保険者に係る基礎賦課総額」につきまして、法施行令の改正に伴い、第1号では費用等に関し、5ページに移っていただきまして、第2号では収入等に関し、7ページでは、第3号では減免の額に関し、それぞれの算定基準を改正しようとするものでございます。

7ページ下段から8ページでございます。

第15条「一般被保険者に係る、基礎賦課額の保険料率」につきましては、保険料率算定に用いる被保険者数及び世帯の数を標準保険料率の算定基準に合わせるため、第3号では被保険者均等割について、第4号では世帯別平等割について、それぞれ改正を行お

うとするものでございます。

8ページ下段から9ページ、第15条の6「基礎賦課限度額」につきましては、法施行令の改正に伴い、一般被保険者及び退職被保険者等に係る限度額を54万円から58万円に引き上げる改正でございます。

同じく9ページ中段「第15条の6の2」から、11ページ「第15条の6の5」までは、後期高齢者支援金に関する改正、11ページ中段から「第15条の7」から13ページ「第15条の11」までは、介護納付金に関する改正で、その内容は「第11条の3」一般被保険者に係る説明と同様でございます。

13ページ下段から14ページ、第17条「普通徴収に係る保険料の納期」につきましては、仮賦課の廃止に合せ、従前の4月を第1期とした第6期までの納期から、7月を第1期とし、以降、毎月を納期とし、翌年2月を第8期とする、計8回の納期に変更するための改正でございます。

同じく14ページ上段、第18条「保険料徴収の特例」及び次のページ15ページ、第18条の2「徴収の特例に係る保険料額の修正の申告等」につきましては、仮賦課額に関する規定で、仮賦課を廃止することに伴いまして、削除するものでございます。

同じページの中段から17ページ第20条「保険料の減額」につきましては、法施行令の改正により、基礎賦課額の限度額ならびに5割軽減及び2割軽減に係る所得判定基準の算定に用いる金額が引き上げられましたことから、所要の改正を行うものでございます。

同じページ下段、第25条の3「特例対象被保険者等に係る届出」につきましては、特定個人情報の情報連携が開始されましたことに伴いまして、資格者証の提示が省略できることになりました。そのため、文言の改正を行うものでございます。

なお、この条例につきましては、平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜われますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第9 議案第7号「鋸南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 平野幸男君。

〔税務住民課長 平野幸男 登壇〕

○税務住民課長（平野幸男）

議案第7号「鋸南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成27年5月29日に公布され、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正が平成30年4月1日に施行されることから、鋸南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、条例改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、国民健康保険法の規定により住所地特例の適用を受けている被保険者が、後期高齢者医療保険制度に加入した場合、引き続き、従前住所地の被保険者とするための改正でございます。

新旧対照表をお願いいたします。

第3条、「保険料を徴収すべき被保険者」の規定中、第2号から第4号にあっては、法改正に伴う条文の整備でございます。

1ページ下段から2ページ第5号にあっては、法改正により国民健康保険法の規定の適用を受ける者の特例が設けられたことから、被保険者とする規定を追加するものでございます。

この条例は平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議の上、可決賜われますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第10 議案第8号「鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 杉田和信君。

〔保健福祉課長 杉田和信 登壇〕

○保健福祉課長（杉田和信）

議案第8号「鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、第7期介護保険計画の策定に伴い、介護保険料を改正しようとするものでございます。

それでは新旧対照表の1ページを御覧願います。

第3条第1項では、平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率を第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ各号に定める額とするものであります。

第1号では、生活保護受給者の方、世帯全員が市区町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方において、年額を3万5,700円に、第2号では、世帯全員が市区町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方は、年額を5万3,500円に、第3号では、世帯全員が市区町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方は、年額を5万3,500円に、第4号では、世帯の誰かに市区町村民税が課税されているが、本人は非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方は、年額を6万4,200円に、第5号では、第4号における合計が80万円を超える方は、年額7万1,400円に、第6号では、本人において市区町村民税が課税され、前年の合計所得金額が120万円未満の方は、年額8万5,600円に、第7号では、第6号における合計所得金額が120万円以上200万円未満の方は、9万2,800円に、第8号では、第6号における合計所得金額が200万円以上300万円未満の方は、10万7,100円に、第9号では、第6号における合計所得金額が300万円以上の方は、12万1,300円と規定するものでございます。

第3条第2項では、前項第1号の低所得者に対する特例の軽減措置がなされ、平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料を前項第1号の規定にかかわらず、年額を3万2,200円とするものであります。

裏面2ページを御覧願います。

第17条では、第2号被保険者である40歳から64歳までの方の配偶者や当該世帯の世帯主及び世帯に属する者に対しても正当な理由なしに資格、保険給付、保険料の算定等に係る文書等の提出や提示を拒んだり、職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁を行った際に罰則が科せられるものであります。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございますが、第3条にあっては、平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。

また、経過措置といたしまして、平成29年度以前の保険料は、なお従前の例によるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第11 議案第9号「鋸南町水道水源保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

建設水道課長より議案の説明を求めます。

建設水道課長 平嶋隆君。

〔建設水道課長 平嶋隆 登壇〕

○建設水道課長（平嶋隆）

議案第9号「鋸南町水道水源保護条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

現行の鋸南町水道水源保護条例の事業者の定義の変更及び罰則規定を付与するために一部改正をお願いするものでございます。

新旧対照表を御覧ください。

第2条定義、第4号事業者に「協議対象施設を設置しようとする者」に「使用する者」を加え、施設を譲り受けるなどして使用する者も協議の対象とするものであります。

これに伴い、第7条規制対象施設の設置の禁止について、規制対象施設の設置に「使用」を加え、第8条協議及び措置等に「協議対象施設を使用する」字句を加えるものであります。

併せて、第11条中止命令につきましては、2ページも御覧ください。

各号条文を一部修正し、第4号を新たに追加するものであります。

第13条氏名の公表は、罰則規定に伴い、勧告に従わないものは、内容及び氏名等を公表することができるとしております。

第15条、16条は条文を追加し、第15条罰則は、第11条中止命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すると規定しており、第16条両罰規定は、罰則の対象となる者は、法人の代表者・法人若しくは代理人、使用人その他の従業員としております。

以上が、改正内容であります。

なお、施行期日は周知期間を設けまして、平成30年6月1日から施行しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第12 議案第10号「鋸南町消防団条例の一部を改正する条例の制定について」

を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 増田光俊君。

[総務企画課長 増田光俊 登壇]

○総務企画課長（増田光俊）

議案第10号「鋸南町消防団条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

新旧対照表を御覧ください。

第7条中、消防団員の任命にかかる年齢要件の表記につきまして「18年」を「18歳」、「55年」を「55歳」に改めるものでございます。

次に、第7条の次に、第2項として「前項の規定にかかわらず、団長は特に必要があると認める場合においては、あらかじめ町長の承認を得て、年齢満55歳を超える者であって団員として経験のあるものをその他の団員として任命することができる」を加え、消防団員の意欲等に配慮し、必要な体制を確保するため、消防団員の任命規定の見直しをお願いするものでございます。

本条例は、施行は公布の日とし、平成29年4月1日から適用させようとするものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第 1 3 議案第 1 1 号「動産売買契約の締結について（循環バス）」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 増田光俊君。

〔総務企画課長 増田光俊 登壇〕

○総務企画課長（増田光俊）

議案第 1 1 号「動産売買契約の締結について（循環バス）」御説明申し上げます。

動産売買契約を締結しようとする内容でございますが、循環バス 2 台の更新でございます。

去る 2 月 2 2 日、指名競争入札方式により、入札を執行した結果、落札された、住所安房郡鋸南町保田 5 7 4 番地、有限会社鋸南自動車整備工場取締役白石和義と動産売買契約を締結しようとするものでございます。

契約金額は 2, 4 4 7 万 2, 8 0 0 円であり、予定価格が 1 千万円以上でありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第14 議案第12号「動産売買契約の締結について（スクールバス）」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 増田光俊君。

〔総務企画課長 増田光俊 登壇〕

○総務企画課長（増田光俊）

議案第12号「動産売買契約の締結について（スクールバス）」御説明申し上げます。

動産売買契約を締結しようとする内容でございますが、スクールバス1台の更新であります。

去る2月7日、指名競争入札方式により、入札を執行した結果、落札された、住所安房郡鋸南町保田574番地、有限会社鋸南自動車整備工場取締役白石和義と動産売買契約を締結しようとするものでございます。

契約金額は1,462万3,200円であり、予定価格が1千万円以上でありますので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありますか。

はい、6番 緒方猛君。

○6番（緒方猛）

契約金額が今あそこに書かれています。これに数社の入札があったんだと思うんですが、これに近い金額でですね、どの程度のものがあったのか分かったら教えていただきたいと思います。

○議長（小藤田一幸）

はい、総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

それでは、開札の結果でございますが、こちらは、消費税を含めない金額でございますが、落札された業者の入札金額は、1,354万円でございますが、それに近い金額ということでございますと、第2番目の入札書の金額は1,385万2,320円でございます。

○議長（小藤田一幸）

よろしいですか。

他に質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

それでは質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩し11時10分から会議を再開したいと思います。

…………… 休 憩・午前10時59分 ……………
…………… 再 開・午前11時10分 ……………

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

休憩を解いて会議を再開します。

日程第15 議案第13号「平成29年度鋸南町一般会計補正予算（第6号）について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 増田光俊君。

〔総務企画課長 増田光俊 登壇〕

○総務企画課長（増田光俊）

議案第13号「平成29年度鋸南町一般会計補正予算（第6号）について」御説明いたします。

今補正予算は、歳入歳出それぞれ389万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億4,528万2千円とするものでございます。

各費目とも決算を見込んでの歳入歳出補正となっております。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

19ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項、3目財産管理費、15節不用焼却炉解体撤去工事16万2千円は旧佐久間小学校敷地内にある、老朽化した焼却炉の解体撤去をしようとするものでございます。

4目企画費、8節報償費178万2千円の減額と13節委託料133万4千円の減額は、地域おこし協力隊員にかかる、不用見込となるそれぞれの費用について、減額補正をするものでございます。今年度4月から委嘱を予定しておりましたが、再募集となり、10月以降3名の方を委嘱することとなったためでございます。

19節鋸南町まちづくり支援事業補助金40万円の減額でございますが、補助金対象が、2年目佐久間ダム湖ファンクラブの1団体となったため、減額しようとするものでございます。

6目諸費、19節広域市町村圏事務組合負担金については、消防費分の減等によりまして、負担金415万円が減額となったものでございます。

20ページをお願いいたします。

第4項、2目衆議院議員選挙費は、昨年10月22日執行の不用額53万円を減額するものでございます。

21ページをお願いいたします。

第3款民生費、第1項、3目老人福祉費、19節千葉県後期高齢者医療広域連合負担金は、療養給付費負担金等257万3千円の減、28節後期高齢者医療特別会計繰出金は、決算見込みにより基盤安定分315万1千円を減額するものでございます。

22ページをお願いいたします。

5目介護保険費、28節介護保険特別会計繰出金は、介護給付費負担金の増等により、120万円を増額するものでございます。

8目障害福祉費、19節負担金補助及び交付金138万1千円の減額は、それぞれ対象者の減等によるものでございます。

9目障害者自立支援給付費、20節扶助費、障害福祉サービス費について、利用実績を見込み107万9千円の減額をするものでございます。

第2項、2目児童措置費では、児童手当支払い見込みにより266万円を減額するものでございます。

23ページをお願いいたします。

第4款衛生費、第1項、3目環境衛生費、19節家庭用小型合併処理浄化槽設置補助金は、決算見込みで、新設2基、転換2基、転換補助2基となったことにより57万円の減額、住宅用省エネルギー設備補助金も、決算見込みで、太陽光1件、蓄電池2件となったことにより90万2千円を減額するものでございます。

24ページをお願いいたします。

第5款農林水産業費、第1項、3目農業振興費は224万7千円の減額となりますが、主な内容は、有害獣の捕獲見込みの減により、19節鳥獣被害防止総合対策交付金を139万円減額し、多面的機能支払交付金は、対象農地の見直し等により73万2千円を減額するものでございます。

4目園芸振興費、19節園芸施設省エネルギー化推進事業補助金は、補助事業の不採択等によりまして200万円を減額するものでございます。

25ページをお願いいたします。

第3項、4目漁港建設費（勝山漁港）、19節農山漁村地域整備事業負担金は、事業費確定により402万2千円を減額し、5目漁港建設費（保田漁港）、15節水産物供給基盤機能保全工事は、事業費確定により440万円の減額となりました。

第6款商工費、第1項、2目商工振興費、19節鋸南町小企業等経営改善資金利子補給は、新規貸付者の増によりまして142万3千円を増額するものでございます。

26ページをお願いいたします。

第7款土木費、第2項、2目道路維持費、13節橋梁補修設計委託229万2千円の減及び橋梁長寿命化修繕計画更新業務委託96万6千円の減は事業費の確定によるもので、15節道路維持補修工事400万円の減は、町道2105号線の道路補修工事を予定しておりましたが、近隣において県の地すべり防止工事が実施されることとなりましたので、翌年度以降に先送りするものでございます。

27ページをお願いいたします。

第4項、第1目国土調査費、13節地籍測量委託は、補助金が減額となったことにより、事業規模を縮小したため486万5千円を減額するものでございます。

第8款消防費、第1項、2目消防施設費、19節自主防災組織等補助金は、自主防災組織の立ち上げが1団体のみでございましたので、不用となった240万円を減額する

ものでございます。

28ページをお願いいたします。

第9款教育費、第3項、1目学校管理費、15節冷暖房空調機器改修工事151万2千円の減額は、事業費確定によるものでございます。

第5項、3目民俗資料館費114万8千円減額の主な要因でございますが、企画展の開催ができなかったこと等による不用額を減額するものでございます。

29ページをお願いいたします。

第6項、3目町民体育施設費、18節備品購入費76万1千円は、海洋センターの備品で、老朽化した機器の更新をお願いするものでございます。

第7項、1目学校給食センター費、11節修繕料130万8千円は、給食センターの熱風消毒保管庫4台の修理及び食材洗浄に用いるシンクの改修をお願いするものでございます。

第10款災害復旧費、第1項、1目道路橋梁災害復旧費は、今年度に被災した町道3件について、事業費の確定により350万円の減額をするものでございます。

30ページをお願いいたします。

11款公債費は、町債償還の確定見込みにより償還元金は78万5千円の増額、償還利子は195万6千円減額するものでございます。

12款諸支出金、基金費ですが、1目財政調整基金費は、3月補正余剰分等で4,858万9千円を積立て、これによりまして、平成29年度末の基金残高は12億792万5千円の見込みでございます。

4目奨学資金貸付基金は、利子分8千円を積立するものでございます。

5目美術品取得積立基金費は、御寄付いただきました15万4千円を積立て、平成29年度末の基金残高は455万8千円の見込みでございます。

続きまして歳入関係でございます。

12ページをお願いいたします。

第1款町税では、収入実績を見込み、町民税から入湯税まで合計で530万7千円の減額をするものでございますが、主な要因は、第4項町たばこ税418万4千円の減額を見込んだことによるものでございます。

第2款地方譲与税から13ページの第7款自動車取得税交付金では279万9千円の増額と見込みましたが、国県からの財政情報による増減率を参考に算出したものでございます。

13ページ、第9款地方交付税、普通交付税631万8千円は留保額分を計上いたしました。

第11款分担金及び負担金、第1項、1目農林水産業費分担金、農山漁村地域整備事業分担金(勝山漁港)は、事業費減により120万7千円の減額となります。

14ページ、第12款使用料及び手数料、第1項、5目教育使用料、4節民俗資料館入館料では、決算を見込み100万4千円の減額をするものでございます。

7目社会福祉使用料は、笑楽の湯の利用者増加により、決算を見込み123万6千円の増額をするものでございます。

第2項手数料、5目民生手数料、介護予防サービス事業報酬は、サービス利用実績の見込みにより41万1千円の増額をするものでございます。

13款国庫支出金から15ページ、16ページ、14款県支出金は各事業の実績・見込み等による補正となっております。

17ページをお願いいたします。

第16款寄付金、1項、1目豊かなまちづくり寄付金は、決算を見込んで177万3千円の増額補正でございます。

2目教育費寄付金、美術品取得基金寄付金15万3千円は基金へ積立をいたします。

19款諸収入、3項、6目雑入のうち、後期高齢者医療給付費負担金返還金1,474万4千円は、前年度精算分でございます。

18ページをお願いいたします。

第20款町債は、事業費や補助金確定に伴い調整を行いまして1,080万円の減額をお願いするものでございます。

7ページをお願いいたします。

第2表は繰越明許費補正でございます。

新たに、貸切風呂建築事業などの4事業、1億863万6千円を設定を行いまして、また、道路長寿命化修繕事業・幼稚園建設事業の2事業は、限度額を2億4,231万3千円に変更しようとするものでございます。

今補正も含めまして、8事業、3億9,397万円を平成30年度へ繰越して事業を実施していく見込みでございます。

8ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正でございますが、今回、追加をお願いいたしますのは、個人情報保護制度対応支援業務委託でございまして、平成29年度中に準備をいたしまして、平成30年度に契約を行う予定でございます。限度額は399万6千円でございます。

9ページをお願いいたします。

第4表は、地方債補正でございます。

先ほど20款町債のところでお説明いたしましたが、決算見込みに併せまして補正をさせていただきます。

31ページをお願いいたします。

地方債に関する調書でございますが、表の右下46億557万4千円が平成29年度末の起債残高見込みとなります。

前年度と比較をいたしますと2億1,175万3千円の増額見込みとなっております。
32ページから33ページは給与明細書となりますので御参照をお願いいたします。
以上で、議案第13号「平成29年度鋸南町一般会計補正予算（第6号）」の説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

ただいまの説明の中で誤りが1点ございましたので、訂正をさせていただきますが、30ページ、美術品取得基金積立基金費につきまして、先ほど私の説明で5目と申し上げましたが、正しくは6目でございましたので訂正をさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、7番 鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也）

27ページ、8款消防費の2目の自主防災組織等補助金について伺います。

こちら1団体ということで、今回は240万の減額補正が出ていますけれども、この1団体組織されて今現在何団体組織されているのか。

補助金の制度が何年度まで行われるのかお伺いしたいと思います。

○議長（小藤田一幸）

はい、総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

これまでの町内におきます自主防災組織は、前年度まで7団体でございましたので、29年度の1団体を加えまして8団体でございます。

なお、県の自主防災組織に关します補助金でございますが、平成27年から5年間の制度でございますので、平成31年度まででございます。

○議長（小藤田一幸）

はい、7番 鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也）

町としては、基本的には全区に組織をして欲しいという思いはあると思うんですけれども、この事業で31年度までという補助金を使って全ての地区に組織というのは、なかなか難しいところがあるのかなというふうには思いますけれども、基本的に立ち上げることが目的ではなくて、立ち上がった後のですね、自主防災組織が各区で活動してもらおうという方が非常に大切だというのは、私も痛感しております、しかしながらですね、やはりきっかけは町の方でこういう区の方をお願いをして、まずは立ち上げて

らうということは、私は大切だと思っています。ですからですね、来年度も予算としては計上されておりますから30年度ですね、当初の行政委員さんの会議があると思いますので、是非ですね、町からの各区に対するお願いであって、強制ということではないと思いますけれども、できる限りですね、お願いをしていただいて各区で立ち上げられるような雰囲気ですね、気持ちが出るようお願いをしたいと思います。

○議長（小藤田一幸）

はい、総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

毎年、年度当初に開催をいたします行政委員会会議におきまして、色々なことをお願いをする訳でございますが、自主防災組織の拡大につきましてもですね、この会議の中で各区に対しましてお願いをしているところでございます。

ただいま議員の方からお話ございましたけれども、平成30年度におきましてもですね、自主防災組織の拡大ということで、この補助事業についても、また自主防災組織の活動につきましてもですね、組織の立ち上げについて御検討いただけるようお願いして参る所存でございます。

○議長（小藤田一幸）

よろしいですか。

他に質疑がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第16 議案第14号「平成29年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 平野幸男君。

[税務住民課長 平野幸男 登壇]

○税務住民課長（平野幸男）

議案第14号「平成29年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成29年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）ですが、決算見込みを踏まえ、歳入歳出の過不足の調整をお願いするもので、6,217万8千円を減額し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億6,691万3千円にしようとするものでございます。

それでは、歳出から御説明申し上げますので、11ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費につきましては、療養給付費の動向を勘案しまして、1,161万9千円の減額補正をお願いするものでございます。

2目退職被保険者等療養給付費、3目一般被保険者療養費、1つ開けまして、5目審査支払手数料につきましても、決算を見込み、減額補正をお願いするものでございます。

なお、4目退職被保険者等療養費は、充当財源の交付金が減少する見込みから、財源内訳を補正するものでございます。

その下、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費及び、次のページ、2目退職被保険者等高額療養費は、充当財源の国県支出金及び、交付金の算定見込みに基づき、それぞれ財源内訳を補正するものでございます。

その下、5項出産育児諸費、1目出産育児一時金につきましては、当初6件の見込みに対しまして、実績は5件となる見込みでございます。1件分、42万円を減額補正するものでございます。

その下、3款後期高齢者支援金等から次のページ、13ページの6款介護納付金までにつきましては、社会保険診療報酬支払基金からの額の決定に基づきまして、それぞれ補正をお願いするものでございます。

その下、7款共同事業費拠出金、1目高額医療費拠出金、3目保険財政共同安定化事業拠出金は、千葉県国民健康保険団体連合会からの拠出見込額に基づき、それぞれ補正

をするものでございます。

その下、8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費につきましては、受診実績に基づきまして、合計で170万1千円を減額補正するものでございます。

次のページ、14ページ上段、2項保健事業費、2目疾病予防費につきましては、人間ドック助成の実績に基づきまして、40万円を減額補正するものでございます。

その下、10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金は、平成28年度分の国負担金に関しまして、償還すべき額が確定したことに伴いまして、減額補正するものでございます。

その下、3項繰出金、1目直営診療施設勘定繰出金につきましては、鋸南病院の施設整備分として、76万円を繰り出すものでございます。

2目一般会計繰出金は、28年度分繰出金の精算に伴いまして、303万円を一般会計に返還するものでございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

1款国民健康保険料につきましては、被保険者数の減少、収納状況を踏まえまして、一般・退職被保険者を合せ、849万8千円を減額補正しようとするものでございます。

下段、2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金から次のページ、8ページの上段、4目特定健康審査等負担金は、給付実績及び概算交付見込額によりまして、それぞれ補正しようとするものでございます。

その下、2項国庫補助金、1目財政調整交付金につきましては、交付見込額によりまして補正をするものでございます。

その下、3款療養給付費等交付金につきましては、退職被保険者、前期高齢者、後期高齢者の療養給付に要する費用に対し、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、交付見込によりまして、それぞれ補正をしようとするものでございます。合せて749万3千円を減額補正するものでございます。

その下、4款前期高齢者交付金につきましては、65歳から75歳未満の前期高齢者に係る医療費の不均衡を調整するため社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、交付通知に基づきまして、20万5千円の増額補正をお願いするものでございます。

その下、5款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金及び2目特定健康診査等負担金につきましては、交付見込みによりまして、186万8千円の減額補正をお願いするものでございます。

その下、2項県補助金、1目財政調整交付金につきましては、交付決定に基づき、604万7千円の増額補正をお願いするものでございます。

次のページ、9ページをお願いいたします。

6款共同事業交付金につきましては、1目高額医療費共同事業交付金及び、2目保険財政共同安定化事業交付金は、共に千葉県国民健康保険団体連合会から交付されるもので、額の確定によりまして補正するものでございます。合せて1,538万6千円の減額補正でございます。

同じページの中段、8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、それぞれ負担金等の額の確定によりまして、補正をお願いするものでございます。

その下、2項基金繰入金につきましては、歳入歳出の決算を見込んだ中で、基金を繰入れる必要がなくなりましたので、全額を減額するものでございます。

次のページ、10ページ、10款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金及び、2目退職被保険者延滞金につきましては、実績により、それぞれ減額補正をお願いするものでございます。

その下、2項雑入、5目特定健康診査等徴収金につきましては、特定検診受診者の個人負担分の徴収金でございます。実績によりまして、減額補正をお願いするものでございます。

6目雑入につきましては、医療機関等からの保険給付費等の返還金の実績によりまして、増額補正をするものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第17 議案第15号「平成29年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 平野幸男君。

[税務住民課長 平野幸男 登壇]

○税務住民課長（平野幸男）

議案第15号「平成29年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

今、補正予算は、決算見込みを踏まえ、歳入歳出それぞれ340万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ、1億2,245万5千円にしようとするものでございます。

それでは、歳出から御説明いたします。7ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費及び2項徴収費につきましては、実績に基づき、減額補正をお願いするものでございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、額の確定により、341万9千円の減額補正をお願いするものでございます。

3款、1項、1目保健事業費につきましては、後期高齢者検診事業の決算見込みにより、23万1千円を減額しようとするものでございます。

8ページをお願いいたします。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金につきましては、被保険者の異動実績に伴いまして、34万3千円を減額しようとするものでございます。

2項繰入金につきましては、一般会計からの繰入金、28年度分の精算を行うため、増額補正を行い、67万5千円を一般会計に返還するものでございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入について御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料及び2目普通徴収保険料につきましては、被保険者の異動に伴い、それぞれ補正をお願いするものでございます。

2款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、額の確定に伴い、315万1千円

を減額補正しようとするものでございます。

3 款繰越金につきましては、前年度繰越金が 2 5 9 万 2 千円でございますので、2 0 9 万 1 千円を増額補正するものでございます。

4 款諸収入、2 項償還金及び還付加算金につきましては、実績によりまして、3 4 万 3 千円を減額しようとするものでございます。

4 項受託事業収入につきましては、千葉県後期高齢者広域連合から事業委託されております、後期高齢者検診事業の確定に伴いまして、3 1 万 2 千円を減額しようとするものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行いません。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第 1 8 議案第 1 6 号「平成 2 9 年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 杉田和信君。

〔保健福祉課長 杉田和信 登壇〕

○保健福祉課長（杉田和信）

議案第16号「平成29年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」御説明いたします。

今補正予算は、歳入歳出それぞれ875万7千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,332万7千円とするものでございます。

決算見込みを踏まえ、各サービス給付費等を増減させていただきました。

はじめに歳出から説明をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費5万円の増額は、高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費における給付に伴う該当通知等の送付件数の増によるものでございます。

第2項賦課徴収費、第1目賦課徴収費5万円の増額は、保険料の督促及び還付等における当該通知の送付件数の増によるものでございます。

第3項介護認定審査会費、第1目介護認定審査会費20万2千円の減額は、今後の審査回数を踏まえた見込の結果、委員報酬の減額をお願いするものでございます。

第2目認定調査費62万8千円の増額は、介護保険認定システムの改修に伴う委託料でございます。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費でございますが、9ページの中段の、合計で958万9千円の増額をお願いするものでございます。これは、第1目居宅介護サービス給付費、第2目地域密着型介護サービス給付費及び第6目居宅介護サービス計画給付費における利用者の増が理由で、決算を見込み計上いたしました。

また、同項各目において、国庫補助金における調整交付金の交付率が下がる見込みにより、財源内訳で変更をお願いするものでございます。

第2項介護予防サービス等諸費でございますが、第1目介護予防サービス給付費300万円の減額は、第6款の地域支援事業費への移行による利用者の減が理由で、決算を見込み計上いたしました。

また、前項同様に第3目介護予防住宅改修費及び第4目介護予防サービス計画給付費を含め、財源内訳の変更をさせていただいております。

10ページをお願いいたします。

第3項その他諸費及び第4項高額介護サービス費においても、第1項同様、財源変更をさせていただいております。

第5項高額医療合算介護サービス費の174万7千円の増額及び第6項特定入所者介

護サービス費の250万円の減額は、決算を見込み過不足補正をお願いするものでございます。

また、第1項同様、財源内訳の変更をさせていただきます。

11ページをお願いいたします。

第6款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費でございますが、第2款保険給付費、第2項介護予防サービス等諸費から移行されまして282万1千円の増額を、第3項包括的支援事業・任意事業費では、在宅介護用品給付件数の減で、42万6千円の減額をお願いするものであります。

また、第2款保険給付費同様、各項において財源内訳の変更をさせていただきます。

次に歳入関係でございますが、6ページをお願いいたします。

第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料につきましては、被保険者の異動等に伴い、特別徴収及び普通徴収等を増額するものでございます。

第3款国庫支出金からは、決算を見込んだ歳出予算額に合わせまして、それぞれの国・県、支払基金、町等の負担分を計上したものでございます。

7ページをお願いいたします。

第6款繰入金、第2項基金繰入金につきましては、544万1千円増額いたしまして、基金の取崩し額を1,716万4千円とするものであります。

なお、平成29年度末の基金残高は、1,027万7千円となる見込みでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

はい、6番 緒方猛君。

○6番（緒方猛）

どういう実態になっているのかということで、教えていただきたいのですが、8ページの2款のですね、保険給付費ということで、1目で居宅介護サービス給付費、それから2目で地域密着型介護サービス給付費、これがいずれもですね、予算額がだいぶ大きくなっているのですが、在宅サービス、それから地域密着型のサービス等々はですね、大変な御苦勞をされているという具合に思っているのですが、数字だけで見るとこんなもんなんです、この実態というのはどういうことになっているのでしょうか。

こういう実態なんだということが分れば教えていただきたいと思いますが。

○議長（小藤田一幸）

保健福祉課長 杉田和信君。

○保健福祉課長（杉田和信）

こちらの保険給付費の介護サービスに係ります給付関係で、在宅介護のサービスにつきましては、要介護1から要介護5、いわゆる軽度の方から重症の方までの訪問によります介護サービス、またはサービスにおいてはですね、当然その入浴サービスとかですね、色んなサービスの提供を受ける方がおりまして、その方のサービスに関しましてこちらの方で費用の方を給付しているところでございます。

そして、2目の地域密着型の介護サービス給付の主なものに関しましてですね、認知症の方とかですね、鋸南町にございます事業所、それもこちらの方のサービスを受ける事業所にもですね、小規模の施設にあたりますけれども、そちらの方で受ける介護サービスの関係の給付費にあたってですね、利用量が増えているということが要因になって、今回こちらの方へと補正の増額をお願いしたところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（小藤田一幸）

はい、6番 緒方猛君。

○6番（緒方猛）

確認なんですけれども、在宅医療の関係が量的というか、質的といいますか、そういう面倒見、面倒見という言葉は良くありませんけれども、そういう対応がパワー的に大変になってきているという実態があるからこういうことになっているのでしょうか。

家庭介護というのはとても大変だと思っているんですよ。それがこういう実態としてもね、数字としてもそういう結果が表れているのかどうかという辺りが知りたくて質問している訳なんです。

いかがなんでしょうか。

○議長（小藤田一幸）

はい、保健福祉課長 杉田和信君。

○保健福祉課長（杉田和信）

やはり給付費自体が多少伸びていることの中からですね、当然家庭の中でですね、看れないことの中でですね、このような介護のサービスを受けているということになるのかと思いますので、そういった方々が増えているものではなかろうかなとは思われます。

以上でございます。

○議長（小藤田一幸）

他に質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩し13時30分から会議を再開します。

…………… 休 憩・午後 0時04分 ……………
…………… 再 開・午後 1時30分 ……………

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

休憩を解いて会議を再開します。

日程第19 議案第17号「平成29年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 杉田和信君。

〔保健福祉課長 杉田和信 登壇〕

○保健福祉課長（杉田和信）

議案第17号「平成29年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第1号）について」御説明いたします。

2ページをお開き願います。

実施計画に基づき、御説明申し上げます。

はじめに収益的収入では、119万2千円を追加し、補正後の総額を5,373万1千円とするものでございます。

第1款病院事業収益、第2項医業外収益、第2目他会計補助金は、直営診療施設の運営費として国保調整交付金が交付されますので、国保会計からの補助金76万円を増額するものであります。

第3目長期前受金戻入は、固定資産除却に伴い、当該固定資産における県補助金の未償却残高を収益化するため、43万2千円を計上したものでございます。

なお、現金の伴わない収益でございます。

次に収益的支出につきましては、207万9千円を追加し、補正後の総額を8,998万1千円とするものでございます。

第1款病院事業費用、第1項医業費用、第3目指定管理者交付金の76万円は、国保会計補助金を医療法人財団鋸南きさらぎ会へ交付するものであります。

第4目資産減耗費の131万9千円は、除却した固定資産3件分の減価償却における未償却残高を計上いたしました。

なお、資産減耗費につきましては、現金の伴わない費用でございます。

次に、資本的支出であります。169万6千円を追加し、補正後の総額を3,816万1千円とするものでございます。

第1款資本的支出、第2項建設改良費、第1目有形固定資産購入費は、ガス滅菌器の更新により169万6千円をお願いするものでございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額169万6千円は、過年度分損益勘定留保資金をお願いするものでございます。

3ページをお願いいたします。

平成29年度の予定キャッシュ・フロー計算書であります。平成29年度末における資金残高は、下段の1,237万5千円と見込んでおります。

4ページから7ページまでは、平成28年度の損益計算書及び貸借対照表、8ページから10ページまでは、平成29年度の予定貸借対照表となっておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第20 議案第18号「平成29年度鋸南町水道事業会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

建設水道課長から議案の説明を求めます。

建設水道課長 平嶋隆君。

〔建設水道課長 平嶋隆 登壇〕

○建設水道課長（平嶋隆）

議案第18号「平成29年度鋸南町水道事業会計補正予算（第3号）について」御説明いたします。

今、補正予算は、事業の完了等、額の確定による補正をお願いするものであります。

それでは、予算書の2ページをお願いします。

実施計画により説明いたします。

収益的収入及び支出のうち、収入におきましては、第1款水道事業収益を77万3千円増額し、5億2,793万1千円にしようとするものです。

内訳でございますが、第1項営業収益、第1目給水収益は、水道料金の増によりまして、129万3千円を増額するものです。

第2目受託工事収益は、受託工事確定額により10万円を減額するものです。

第3目その他営業収益は、消火栓工事費確定によりまして、一般会計負担金61万8

千円を減額するものです。

第2項、第3目県補助金は、補助金の確定によりまして、19万8千円増額し、9,719万8千円にしようとするものです。

次に、支出では、第1款水道事業費を109万円増額し、4億7,338万6千円にしようとするものです。

内訳であります。第1項営業費用は事業費の決算を見込み、各科目を調整させていただき、187万4千円を減額し、4億2,960万7千円にしようとするものです。

第2項営業外費用、第2目消費税は今補正予算により算出しまして、229万6千円の増額を見込んだものであります。

第4項特別損失といたしまして、本年度水道料金不納欠損の費用として66万8千円の増額を予定しております。

3ページをお願いします。

資本的収入及び支出のうち、支出では、第1款資本的支出を1,530万1千円減額し、2億2,561万1千円にしようとするものです。

第1項建設改良費の事業費確定により、調整し減額しようとするものです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額、1億5,561万1千円は、過年度分損益勘定留保資金1億4,349万5千円、当年度分消費税資本的収支調整額707万9千円及び当年度分損益勘定留保資金503万7千円で補てんをお願いするものです。

4ページをお願いします。

平成29年度鋸南町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、平成29年度末における資金残高は、3億4,193万3千円となる見込みでございます。

5ページは、職員の給与費の明細書で、6ページから9ページは、平成28年度鋸南町水道事業損益計算書及び貸借対照表、10ページから12ページは平成29年度鋸南町水道事業予定貸借対照表でございますので後ほど御参照願います。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明

○議長（小藤田一幸）

日程第21 議案第19号「平成30年度鋸南町一般会計予算について」を議題といたします。

副町長より、議案の重点説明を求めます。

副町長 内田正司君。

〔副町長 内田正司 登壇〕

○副町長（内田正司）

議案第19号「平成30年度鋸南町一般会計予算について」御説明申し上げます。

当年度の予算編成方針につきましては、町長から提案理由において、述べさせていただきましたので、割愛させていただきます。

なお、本定例会におきまして「予算審査特別委員会」が設置され、御審議をいただくこととなりますので、私からは全般的な事項を主に御説明をいたします。

よろしく願いいたします。

それでは、1ページをお願いいたします。

平成30年度鋸南町一般会計予算の総額は、37億3,362万2千円と決めました。

前年度予算額40億6,793万1千円と比較して、3億3,430万9千円、8.2%の減となるものであります。

減額となりました要因は、前年度は幼稚園建設事業として計上いたしました4億3,661万円の減額により大幅な減額となったものでございます。

平成30年度は安心・安全なまちづくり予算として、防災対策事業の予算を多く計上しております。

第2分団に配備しております消防ポンプ自動車更新事業として2, 168万4千円を計上いたしました。

また、町の防災行政無線について、現在のアナログ波の電波が平成34年度に終了となるため、平成30年度、31年度の2ヶ年に渡り、各御家庭にデジタル戸別受信機を配布する計画でございます。

今年度は1, 560台分とこれに伴う本庁舎屋上アンテナ工事費の合計8, 577万7千円を計上させていただきました。

有事の際には、町内全域に速やかな緊急対応ができるよう整備を進めて参ります。主な財源といたしましては、事業に対する起債充当率100%、交付税算入率70%の緊急防災・減災事業債を予定しております。

教育関係の予算につきましては、児童用タブレットパソコンへの更新、小中学校の校務用パソコンの機器更新及びセキュリティ強化、海洋センタープール設備関係の改修工事を行ってまいります。

前年度より引き続きまして、各事業ごとに作成した計画に基づき、道路橋梁工事・トンネル補修工事、漁港整備工事を国の交付金や補助金を活用し事業を進めて参ります。

また、南房総広域水道企業団の補助金・出資金につきましては、企業団の現在の内部留保資金及び近年の収支状況により、今後の統合化を踏まえ、廃止となった場合においても、少額ではありますが純利益が発生することから、30年度より廃止することとなりました。

歳入においては、先の12月議会において、幼稚園の保育料無償化の条例を可決いただきましたので、町内に住所を有する方については無償化とする内容の予算となっております。

それでは、歳出から主要事業につきまして御説明をさせていただきます。

27ページをお願いいたします。

27ページ下段から28ページの上段でございます。

2款総務費、1項総務管理費関係では、1目一般管理費、12節役務費中、ふるさと納税収納等システム利用料6万9千円、クレジットカード取扱手数料11万3千円、13節委託料中、豊かなまちづくり寄付金業務代行委託料770万円を計上いたしました。実績を基に平成30年度の寄付金を1, 250万円と見込み、寄付金受入等の業務代 hands 手数料と特典代金をあわせた豊かなまちづくり寄付金業務代行委託料を計上させていただきました。

32ページをお願いいたします。中段でございます。

6目諸費、19節負担金補助及び交付金中、広域市町村圏事務組合負担金は、主に消防費の増額によりまして、前年度比1, 030万円増の2億1, 768万5千円を計上いたしました。

33ページをお願いいたします。下段から34ページの上段でございます。

2項賦課徴収費、11節需用費、印刷製本費中、テスト用紙代として77万9千円、13節委託料中、コンビニ収納サービス委託162万円をコンビニ収納サービス導入事業の経費として計上いたしました。

納税者の利便性と徴収率の向上を図るため、町税等をコンビニエンスストアで納付できるサービスの導入経費でございます。30年度は、運用テスト等を行い、31年度から本格稼働を行う予定となっております。

38ページをお願いいたします。

中段の3款民生費、1項社会福祉費関係では、1目社会福祉総務費、28節繰出金、国民健康保険特別会計繰出金は、前年度比124万円減の9,941万1千円で計上いたしました。

減額の主な要因は、保険料負担の平準化に資するための財政安定化支援事業分の繰出金が減額する見込みでございます。

39ページの最下段、3目老人福祉費、19節負担金補助及び交付金中、千葉県後期高齢者医療広域連合負担金は、前年度比15万8千円増の1億3,262万2千円を計上いたしました。

増額の主な要因は、医療諸費見込み額の増により、町が負担する医療給付費負担金が増額となる見込みのためでございます。

そのすぐ下、40ページ最上段になりますが、28節繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金は、前年度比18万9千円減の3,905万1千円で計上いたしました。減額の主な要因は、後期高齢者広域連合納付金の保険基盤安定分が減額見込みのためでございます。

42ページ上段をお願いいたします。

5目介護保険費、28節繰出金、介護保険特別会計繰出金は、前年度比85万8千円減の1億6,888万7千円を計上いたしました。

減額の主な要因は、介護給付費繰出金が前年度と比較いたしまして、268万2千円の減額見込みのためでございます。

45ページをお願いいたします。

中段の2項児童福祉費関係では、1目児童福祉総務費、20節扶助費、子ども医療費扶助は、前年度と同額の1,520万円を計上いたしました。子育て支援策の一つとして、0歳から中学生までの通院1回の自己負担を300円とし、調剤は無料としております。

議案第5号で御審議いただきました条例改正により、前年度まで設けておりました所得制限を廃止するものでございます。

51ページをお願いいたします。

最上段の4款衛生費、1項保健衛生費関係では、3目環境衛生費、19節負担金補助及び交付金中、一般廃棄物処理施設整備負担金は前年度比586万4千円増額の730万6千円を計上いたしました。

南房総市に建設を予定しております一般廃棄物処理施設につきましては、29年度に選定地の地元説明会を終え、30年度は測量・地質調査・施設整備基本計画策定等を行って参ります。これに伴う事業費の増額が主な要因となっております。

52ページ上段をお願いいたします。

5目病院費でございます。19節負担金補助及び交付金、病院会計補助金4,249万2千円、24節投資及び出資金、病院会計出資金1,296万2千円を計上いたしました。

鋸南病院事業会計への支出見込額は、前年度比2,582万4千円減の5,545万4千円となっております。

補助金につきましては、前年度比232万1千円の減額となりました。

減額の主な内容といたしましては、経常経費にかかる費用の減額でございます。また、出資金につきましては、前年度比2,350万3千円減となりました。

内容につきましては、起債の元利償還金の減額によるものでございます。

52ページをお願いいたします。

2項清掃費関係では、1目清掃総務費、19節鋸南地区環境衛生組合分担金は、前年度比878万9千円増の1億3,250万7千円で計上いたしました。

増額の主な要因は、同組合の財政調整基金繰入金の減額により、歳入の不足分を補てんするものとなりました。

53ページをお願いいたします。

上段の3項水道費では、1目水道費、19節水道会計補助金1億80万円を計上いたしました。

補助金の内訳は、高料金対策繰出分が1億円。水道事業会計職員の児童手当費繰出分が80万円となっております。

54ページから55ページになります。

5款農林水産業費、1項農業費関係では、3目農業振興費、8節報償費中、地域おこし協力隊員報償398万4千円、13節地域おこし協力隊活動支援業務委託400万円を計上いたしました。

地域おこし協力隊につきましては、平成29年度は初年度ということで、企画費に計上しておりましたが、活動内容により各分野ごとに組替を行ったものでございます。

有害対策の地域おこし協力隊2名の方には、協議会との調整、狩猟エコツアーをはじめ、様々な活動をしていただいております。

有害鳥獣対策経費につきましては、合計で3,566万1千円を計上いたしました。

前年度と比べ1, 180万4千円の増となっております。

主な増額の理由ですが、有害獣の捕獲頭数の増加により、13節委託料中の鋸南町有害鳥獣対策協議会委託が前年度と比較いたしまして113万6千円の増、国の鳥獣被害防止総合対策交付金中、捕獲経費に対する上乘せ分が、前年度比111万5千円増となっております。

同じ55ページの、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金中、中山間地域等直接支払事業交付金でございます。中山間地域において集落と5年間の協定を結び、水田の維持管理に対する助成を行う制度でございます。平成30年度も、前年度と同額の1,305万7千円を計上させていただきました。

58ページをお願いいたします。

上段の林業費関係でございます。

1目林業振興費、15節工事請負費、林道補修工事として148万円を計上いたしました。補修予定場所の嶺岡林道につきましては、道路舗装・側溝等の傷みが進み、大雨等の際の陥没や側溝の水が溢れる等の状況となっております。そのため、平成30年度から5ヶ年で補修工事を行っていく計画でございます。30年度は、側溝補修39メートル、舗装補修31.9平方メートルを行う予定でございます。

59ページをお願いいたします。

下段の3項水産業費関係では、4目漁港建設費（勝山漁港）、19節負担金補助及び交付金中、農山漁村地域整備交付金事業負担金（勝山漁港）につきましては、前年度と同額の1,250万円を計上いたしました。県営勝山漁港の沖北防波堤消波ブロック264個を製作、転置、515個のブロックを運搬据付を行う予定でございます。整備事業費1億円のうち、町と勝山漁協の地元負担分を計上しております。負担割合は町8.75%、875万円、勝山漁協3.75%、375万円となります。

なお、町負担額875万円のうち780万円は公共事業等債を充てる予定でございます。

そのすぐ下になります。

5目漁港建設費（保田漁港）でございます。前年度比160万円増の1,470万円を計上いたしました。うち1,460万円は、吉浜船揚場補修工事と、その積算委託に要する費用で、負担割合は、国と町がそれぞれ50%ずつとなります。

なお、財源は、水産物供給基盤機能保全事業補助金730万円と町負担分730万円でございます。町負担分730万円のうち650万円につきましては、公共事業等債を充てる予定でございます。

60ページをお願いいたします。中段でございます。

6款商工費、1項商工費関係では、2目商工業振興費、8節報償費及び13節委託料に地域おこし協力隊に係る経費698万8千円を計上いたしました。

観光関連業務として地域協力隊2名を募集し、3年間の委嘱期間の中で、活動をしていただく経費となります。

30年度早々に広く募集をいたしまして、7月から活動を開始したいと考えております。

61ページから62ページ上段、3目観光費になります。地域振興課に配備しております2トンダンプにつきましては、先の全員協議会において御説明させていただいたところではありますが、様々な御意見をいただき、再度検討いたしまして、エンジンの修繕にかえ、12節役務費及び18節備品購入費に中古ダンプの購入経費といたしまして223万4千円を計上させていただきました。

65ページをお願いいたします。

7款土木費でございます。1項土木費、1目土木総務費、19節負担金補助及び交付金中、住宅取得奨励金は、前年度とほぼ同額の750万円を計上いたしました。本町への定住促進と地域経済の活性化を図ることを目的に、町内で新築住宅を建築又は購入し、一定の条件を満たす方を対象として最高で100万円の奨励金を交付するものでございます。2分の1の国の補助額から5%減額による337万5千円の補助を受け、町負担額は412万5千円となりますが、これまで過疎対策事業に役立てる目的で積み立てて参りました、過疎地域自立促進特別事業基金を取り崩して、全額充当する予定でございます。また、同節中、リフォーム補助金300万円を新規計上させていただきました。町民の生活環境の向上及び町内産業の活性化を図ることを目的に、リフォームを行った方に20万円を上限に、15件の補助を予定しております。

66ページをお願いいたします。

2項道路維持費でございます。13節委託料、橋梁補修設計委託1、100万円、15節工事請負費、橋梁補修工事3、800万円とトンネル補修工事2、400万円を計上いたしました。橋梁補修設計委託につきましては、赤伏橋、御堂下橋の橋梁補修工事の設計を委託する予定でございます。30年度の橋梁補修工事につきましては、計画的かつ予防的に、和見橋（延長17.2メートル）の補修工事を実施いたします。

また、トンネル補修工事として、前年度、設計委託をいたしました内宿トンネルの補修工事を実施いたします。道路橋梁長寿命化修繕事業の事業費は7,300万円でございます。財源につきましては、国の防災・安全社会資本整備交付金4,090万3千円と町負担分3,209万7千円、このうち2,340万円につきましては、公共事業等債を充てる予定でございます。

67ページをお願いいたします。

4項国土調査費関係でございます。

1目国土調査費は、前年度比1,358万円減の258万3千円を計上いたしました。

平成29年度に、元名地区の現地調査を実施いたしましたものを、地籍図作成と地籍測定の委託を行うものでございます。

69ページをお願いいたします。

8款消防費、2目消防施設費でございます。11節需用費のうち防災備蓄費108万1千円及び18節備品購入費、防災昼セット26万8千円を計上いたしました。備蓄品の更新及び避難所で少しでも快適な住空間を維持するため、防災昼セットを購入するものです。財源としましては東日本大震災復興基金の歳入134万9千円を予定しております。同じく2目消防施設費でございます。

すみません。68ページにお戻りいただきたいと思えます。

12節役務費及び18節備品購入費を合わせまして2,168万4千円を計上いたしました。冒頭でも申し上げましたとおり、第2分団に配備しております消防ポンプ車につきまして、平成10年3月の登録より20年を経過し、更新の時期を迎えております。財源といたしまして、県の消防防災施設強化事業補助金177万4千円と、町負担分1,991万円そのうち、1,980万円につきましては、過疎対策事業債を充当する予定でございます。

15節工事請負費でございます。防災行政無線関係工事で777万7千円、18節備品購入費で戸別受信機7,800万円を計上いたしました。こちらにつきましても、冒頭で説明をさせていただきましたが、30年度から役場屋上局のデジタル化、戸別受信機を購入し、一体的に整備して参ります。

県地域防災向上総合支援事業補助金150万円と町負担分8,427万7千円のうち8,420万円につきましては、緊急防災事業債を充当する予定でございます。

また、同じく18節に全国瞬時警報システム受信機275万4千円を計上いたしました。現在、役場2階に設置されておりますJアラートの受信機につきましては、平成31年度から処理能力や容量を向上させた新型受信機での運用となるため、更新をするものでございます。財源につきましては、同じく緊急防災減災事業債275万円を充当する予定でございます。

73ページをお願いいたします。

教育費関係でございます。

2項小学校費、1目学校管理費、13節委託料及び18節備品購入費に、平成21年度に導入いたしましたデスクトップ型パソコンをタブレット型パソコンに更新する事業費といたしまして1,480万4千円を計上いたしました。パソコン教室で使用する他、持ち運びが可能となるため、別の教室等でも使用できるようになり、電子黒板等のICTを活用した授業も可能となります。財源につきましては、過疎地域自立促進特別事業債1,430万円を充てる予定でございます。

73ページをお願いいたします。

2項小学校費、1目学校管理費でございます。13節委託料、14節使用料及び賃借料に、校務用パソコン更新のための事業費187万2千円を計上いたしました。こちら

につきましても、平成21年に導入して以来9年を経過し、経年劣化により不具合を生じております。文部科学省より、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が示され、本町においてもこの指針に沿った整備を行うものでございます。

76ページをお願いいたします。

中段の3項中学校費、1目学校管理費、13節でございます。委託料及び15節の工事請負費でございますが、無線LAN環境構築事業1,331万4千円を計上いたしました。こちら、文部科学省のICT環境整備の指針に基づいて、校内の必要な場所でネットワーク接続が可能となる環境を整備するものでございます。また、鋸南中学校は、避難所となっていることから、災害発生時には公衆無線LANとして開放し、被災者への情報提供も可能となるように整備して参ります。財源につきましては、国の公衆無線LAN環境整備支援事業補助金340万8千円及び町負担分990万6千円、このうち960万円につきましては、過疎対策事業債の充当を予定しております。

同じく15節工事請負費に体育館LED灯改修工事844万6千円を計上いたしました。中学校の体育館は、現在、水銀灯を使用しており、頻繁に球切れなどがおこり、たびたび予算をお願いしているところでございます。LED灯は消費電力が6割削減となりますので電気料も低減され、耐用年数も概ね20年持つ計算となり、維持管理も軽減されますので、この際改修するものでございます。財源につきましては、こちら、過疎対策事業債840万円の充当を予定しております。

79ページをお願いいたします。

上段でございますが、4項幼稚園費、1目幼稚園費、15節工事請負費でございます。幼稚園遊具設置工事として210万6千円を計上いたしました。30年8月に完成予定の鋸南幼稚園新園舎に併せまして、園庭に5種類の遊具を設置するものでございます。財源につきましては、全額、豊かなまちづくり基金を充当させていただきたいと考えております。

86ページ上段をお願いいたします。

6項保健体育費、3目町民体育施設費、13節でございます。委託料及び15節工事請負費で、海洋センタープール設備等改修事業費合わせまして3,267万9千円を計上いたしました。海洋センターにつきましては、開設以来25年が経過し、機械室・ボイラー室・屋外排管設備等が、経年劣化により、機能が著しく低下している状態であるため、大規模改修を実施して参ります。事業費の財源につきましては、過疎対策事業債3,260万円を充当する予定でございます。

88ページをお願いいたします。

7項学校給食センター費、1目学校給食センター費、18節でございます。備品購入費にスチームコンベクションオープン2台の購入費559万1千円を計上いたしました。設置後25年を経過し、蒸気配管の故障や調理の際の焼きムラが出る状況となっております。

ます。買い替えにより、効率的で安心な給食が提供できるよう努めて参ります。財源については、過疎対策事業債550万円を充当する予定でございます。

89ページをお願いいたします。

11款公債費でございます。1項公債費、1目元金と2目利子の合計は、前年度比539万9千円増の5億3,574万8千円を計上いたしました。平成27年度に発行の臨時財政対策債の償還がはじまり、元金については、1,775万円増額となりましたが、利子については、前年度より1,235万1千円減額となりました。合わせまして539万9千円増となるものでございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。

13ページをお願いいたします。

1款町税でございます。町税の総額は7億3,001万8千円で、前年度比2,116万6千円、2.8%の減と見込んだところでございます。減額となった主な要因は、町たばこ税の減収及び固定資産税の評価替えによる減収を見込んだことによるものでございます。

14ページの上段から15ページ上段にかけてですが、2款地方譲与税から8款地方特例交付金につきましては、国からの交付を見込み、合計で1億8,740万1千円を予定いたしました。前年度比で1,270万円、7.3%の増額となることを見込んだものでございます。増額の主な要因は、県からの情報を基に消費の上向き傾向を見込み、地方消費税交付金を前年度比1,160万円増額と見込んだためでございます。

15ページの中段でございます。

9款地方交付税であります。前年比1.9%減の16億6,700万円を計上いたしました。その内訳といたしまして、普通交付税は15億7,700万円を予定しております。平成29年度の国の交付税総額が前年度比2.0%減の見込を踏まえ、試算を行いました。県の試算も踏まえた上で予算計上したものでございます。また、特別交付税は、試算による見込額の結果から、平成29年度の当初予算と同額の9,000万円を計上いたしました。

17ページの中段、13款国庫支出金から21ページ上段までの14款県支出金につきましては、各事業の特定財源でありますので、予算審査特別委員会におきまして各課の説明の中で、説明を申し上げさせていただきたいと思っております。

22ページをお願いいたします。

16款寄付金でございます。1目豊かなまちづくり寄付金につきましては、平成29年度決算見込に基づき222万円増の1,250万円と見込み計上いたしました。なお、同額を歳出、基金費において、豊かなまちづくり基金へ積立てることとしております。

その下の繰入金でございます。2項基金繰入金でございますが、4目過疎地域自立促進特別事業基金繰入金につきましては412万5千円を計上いたしました。歳出で御説明

をさせていただきます通り、土木費の住宅取得奨励金交付事業に充当するものでございます。5目東日本大震災復興基金繰入金、134万9千円につきましても、歳出で御説明を申し上げます通り、消防費の防災備蓄費及び備品購入費に充当するものでございます。

24ページをお願いいたします。

19款諸収入、3項雑入でございます。6目雑入、1節雑入におきまして、24ページの中段、中ほどでございます、医療財団負担金2,577万1千円を計上いたしました。県からの派遣で町職員として位置づけられております鋸南病院勤務の医師2名分の負担金となっております。

20款町債でございます。1項町債であります、平成30年度の町債につきましては、合計で3億4,530万円を予定しております。前年度比で2億1,000万円減額となるものでございます。起債の内容でございますが、1目臨時財政対策債は、町試算等によりまして、前年度比200万円減の1億1,800万円を予定をいたしました。3目過疎地域自立促進特別事業債につきましては、歳出で説明いたしました小学校のタブレット型パソコン事業等に充当するものでございます。その他の町債につきましては、歳出で御説明いたしました各項目へ充当するものでございます。

なお、予算の組み立ての中で、町債の各目及び各節の番号中、番号の飛んでいる目番号、節番号につきましては、29年度予算から30年度予算へ財源を繰り越す科目があるため、その充当番号を空欄としているものでございます。

22ページにお戻りいただきたいと思っております。

これまで、平成30年度の歳入歳出の概要を申し上げて参りましたが、18款繰越金につきましては前年度と同額の1億円の計上を予定いたしました。なお、不足する財源を17款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金でございますが、財調から8,182万円を補てんすることといたしました。その結果、基金取り崩し後の残高は、11億2,610万6千円となる予定でございます。これからも、この基金を大切にかつ有効に活用できるように努力すると共に、自主財源の乏しい本町におきましては、地方交付税の動向により、様々な指標や財政運営上に大きな影響があることから、今後も十分注視しての活用を目指して参ります。

最後に、人件費関係でございますが、引き続き厳しい財政運営が見込まれますが、管理職の本給1%、給料独自削減を実施することで、予算を計上したところでございます。合わせまして、特別職の給料につきましても、引き続き町長30%、副町長・教育長20%の削減で計上をさせていただきます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

すみません。1カ所訂正をお願いいたします。

歳入の説明で、22ページの基金の繰入金のところでございますが、4目過疎地域自立基金繰入金、5目東日本震災基金繰入金と申し上げましたが、それぞれ3目と4目の誤りでございましたので、お詫びして訂正をさせていただきたいと思っております。

○議長（小藤田一幸）

副町長から、議案の説明が終わりました。

これより、平成30年度鋸南町一般会計予算全般に関わることについて、総括質疑を行います。総括質疑に対する答弁については、この後付託予定となる、予算審査特別委員会の際にお願いすることとし、詳細部分については、特別委員会において、慎重に審議を行っていただきたいと思います。

それでは、予算編成方針等、予算全般に関わることで総括質疑がありましたら、お願いします。

質疑はありませんか。

6番 緒方猛君。

○6番（緒方猛）

30年度ですね、予算を今から審議していく訳なんですけど、一般的に言われますね、行財政改革でそれぞれの自治体が節約をしながらですね、予算を組んで、しかし、国からの補助金だとか色んなのをいただきながらですね、自治体の事業を行っているというのが実態だろうと思うんですね。そうすると今、色々説明をしていただいたんですが、よく分からないのはですね、行財政改革のために何をどれだけ我慢するというか、努力をして必要な予算をですね、節約しているんだと。あるいは、新たな財源を生んだんだと。というようなことはどういう形だか分かりませんが、これは説明できるんですか。

○議長（小藤田一幸）

はい、他にありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

それでは、質疑がないようですので、総括質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第19号「平成30年度鋸南町一般会計予算について」は、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

御異議なしと認めます。

よって、議案第19号「平成30年度鋸南町一般会計予算について」は、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をし、休憩中に予算審査特別委員会を開催願ひ、委員長・副委員長の互選をお願いしたいと思います。

議員各位は委員会室にお集まりください。

暫時休憩をいたします。

…………… 休 憩・午後 2時24分 ……………
…………… 再 開・午後 2時45分 ……………

○議長（小藤田一幸）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に予算審査特別委員会を開催し、委員長に笹生正己君、副委員長に渡邊信廣君が選任されましたので、報告いたします。

◎議案第20号の上程、説明

○議長（小藤田一幸）

日程第22 議案第20号「平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

税務住民課長より、議案の重点説明を求めます。

税務住民課長 平野幸男君。

〔税務住民課長 平野幸男 登壇〕

○税務住民課長（平野幸男）

議案第20号「平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」御説明いたします。

予算編成の基本的事項についてですが、本町の国民健康保険は、医療技術等の高度化、生活習慣病の増加などに起因して、医療費の増加が続いている一方、社会保険制度の改正などに伴い、被保険者数の減少が顕著となり、一人あたりの医療費は増加の傾向にあります。本年4月からは、このような国民健康保険の状況に鑑み、財政基盤の安定化等を目的とした、国の財政支援の拡充とともに、都道府県が、市町村と国民健康保険の運営を担い、財政運営の責任主体として、中心的な役割を担うこととなります。

一方、市町村は、地域との身近な関係の中、被保険者の実情を把握した上で、資格管理や保険給付の決定、保険料の賦課、徴収、保健事業等を担うこととなります。

予算の編成にあたっては、制度改正の趣旨や新たな財政の仕組みを把握した上で、国からの通知や県が示す納付金等の額を参考としつつ、地域の実情や、過去の推移等を勘案した上で、より適切な額の計上を行いました。

予算の規模は、前年度と比較して15.5%の減、広域化に伴い、国からの補助金等が県に集約されるなど、新たな財政の仕組みにより、歳入歳出の予算規模が縮小となったことが要因でございます。

なお、保険料率は、本算定におきまして、改めて精査して参りますので、よろしくお願いたします。

それでは、予算内容を御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ11億9,490万3千円にしようとするものでございます。

次に歳出を御説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。

科目の前に白い三角の表示がありますのは、制度改正に伴いまして、不要となった科目でございます。

1款総務費につきましては、国保事業に必要な事務的経費を計上しております。

1目一般管理費につきましては、前年度当初と比較し、58万3千円の増額で、国保事業の広域化に伴い、13節委託料中、情報集約システム業務委託及び情報連携端末導入委託の費用を新たに計上したことが増額の要因でございます。

13ページをお願いします。

2款保険給付費、1項療養諸費につきましては、合計で7億6,173万9千円を計上いたしました。前年度と比較し、0.7%の減でございます。平成29年度の決算見込額を参考に計上をいたしました。

同じページの下段から、次のページ14ページ上段にかけての2項高額療養費につきましては、合計で1億1,591万3千円を計上いたしました。前年度と比較し、27.3%の増でございます。同じく平成29年度の決算見込額を参考に計上をいたしました。

15ページ、下段をお願いいたします。

3款国民健康保険事業費納付金ですが、広域化に伴い、平成30年度から新たに計上した科目でございます。運営主体となる県に納めるべき額を計上しております。

1項医療給付費分につきましては、合計で1億7,848万3千円、次ページ、2項後期高齢者支援金等分につきましては、6,435万1千円、3項介護納付金分につきましては、2,012万4千円で、県からの通知に基づき計上をいたしました。

同じページの下段から、次のページ17ページ上段にかけて、4款共同事業費拠出金につきましては、1項、1目退職者医療共同事業事務費拠出金以外の科目は、広域化に伴いまして不要となったため、廃除科目といたしました。

17ページ中段、5款保健事業費、1目特定健康診査等事業費782万2千円につきましては、特定検診に係る委託料等が主なものでございます。前年度実績を踏まえ計上いたしました。

同じページの下段、2項保健事業費、2目疾病予防費、19節人間ドック助成金260万円ですが、前年度の実績を踏まえ、40万円を減額して計上いたしました。

次に、18ページから19ページにかけての3項特別総合保健事業費につきましては、各目をあわせて、1,870万6千円を計上いたしました。保健福祉総合センター「すこやか」の維持管理費と保健指導等の事業費及び職員・保健師2名分の人件費等でございます。前年度と比較して、51万6千円の減額計上となりました。

次に、21ページ2段目、後期高齢者支援金等から、次のページ22ページ、介護納付金につきましては、広域化に伴い不要となった科目で廃除科目といたしました。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

1款国民健康保険料につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分、それぞれに、県に納めるべき国民健康保険事業費納付金の額に、保健事業等に要する費用を加え、保険料賦課総額を見込み算定を行いました。

一般・退職被保険者をあわせて、2億1,478万9千円を計上いたしました。前年度と比較して、8.9%の減となりました。

同じページの下段から、8ページ上段にかけての2款国庫支出金につきましては、当初予算での計上額はございませんが、災害時等における歳入受け入れを想定しまして、1項国庫補助金の科目は残し、その他の科目は廃除科目といたしました。

その下、3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金につきましては、広域化に伴い、新設した科目で、1節普通交付金8億2,045万7千円は、当該年度に支出する保険給付費に充当するための計上でございます。

2節特別交付金、2,411万8千円は、それぞれ説明欄に記載した項目について、県から交付されるもので、通知等に基づき計上をいたしました。

その下、同じく3款県支出金の県負担金につきましては、不要となりましたので科目を排除しております。

同じページの下段、5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、前年度と比較し1.2%減、9,941万1千円を計上いたしました。

1節保険基盤安定繰入金、保険料軽減分ですが、低所得者の保険料軽減分として、県

が4分の3、町が4分の1を負担し、一般会計より繰入れをしようとするものでございます。

9ページをお願いします。

2節保険基盤安定繰入金、保険者支援分は、低所得者を多く抱える保険者を支援するため、国が2分の1、県と町がおのおの4分の1を負担して、繰入れしようとするものでございます。

3節出産育児一時金繰入金は、1人あたり42万円、5人分の見込みに対し、町が3分の2を負担するもので、140万円を計上いたしました。

4節その他一般会計繰入金につきましては、保健福祉総合センター「すこやか」の施設管理分等を繰入れするものでございます。施設管理費及び健康増進指導事業費の減少により、前年度と比較して51万6千円の減額となりました。

5節財政安定化支援事業繰入金は、国保財政の健全化及び保険料負担の平準化に資するため、繰り入れするもので、前年度と比較し、11.9%減、1,412万5千円を見込み計上いたしました。

6節一般会計事務費等繰入金は、国保会計事務経費分として繰入れるもので、前年度と比較し、5.1%の増1,465万円を計上いたしました。主な要因は、一般管理費及び賦課徴収費における業務等の委託経費が増額となったためでございます。

その下、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金につきましては、1,000万円を予定しております。これにより、当初予算後の基金残高は1億1,127万9千円となる予定でございます。

その下、6款繰越金につきましては、現時点で見込める額として、前年度と同様の額2,500万1千円を計上いたしました。

次のページ、10ページ中段から下段につきましては、広域化に伴い科目が不要となり、廃除科目としたものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

税務住民課長から議案の説明が終わりました。

これより、平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計予算全般に関わることについて、総括質疑を行います。

総括質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第20号「平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」、予算審査特別委員会に付託の上、審査いたしたいと思いを。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

異議なしと認めます。

よって、議案第20号「平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」は、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

◎議案第21号の上程、説明

○議長（小藤田一幸）

日程第23 議案第21号「平成30年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

税務住民課長より、議案の重点説明を求めます。

税務住民課長 平野幸男君。

〔税務住民課長 平野幸男 登壇〕

○税務住民課長（平野幸男）

議案第21号「平成30年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について」御説明いたします。

予算編成の基本的事項についてですが、本特別会計の主なものは、保険料収入と保険料軽減分に対する基盤安定繰入金の収入、保険者である千葉県後期高齢者医療広域連合への納付金と、後期高齢者検診に要する費用等の予算であります。

平成30年度は、2年毎、保険料改定の年度となることから、広域連合からの通知等を精査し、適切な額の計上に努めました。

それでは、1ページをお願いいたします。

予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ1億3,252万9千円にしようとするものであります。前年度当初予算と比較しますと、5.3%の増となります。

それでは、歳出から御説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費につきましては、後期高齢者医療保険事業に必要な事務的経費でございます。126万円を計上いたしました。

2項徴収費につきましては、保険料の徴収に関する経費や本算定に伴う、算定処理委託料が主なもので66万4千円を計上いたしました。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、前年度と比較し、666万円の

増、1億2,688万1千円を計上いたしました。

被保険者数の増加及び保険料率の引き上げにより、保険料分の納付金が増額となったためでございます。

その下から、次ページ、9ページ上段にかけての3款、1項、1目保健事業費195万1千円につきましては、広域連合が実施する保健事業を受託して行うもので、保健福祉課との連携により実施する総合検診等が主なものでございます。

2目疾病予防費65万円は、人間ドック助成金でございます。受診者13人分を見込みました。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入について御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、総額8,997万7千円を計上いたしました。前年度と比較し、8.3%の増でございます。主な要因は、千葉県後期高齢者医療広域連合が定めた平成30年度、31年度の保険料率が、平成28年度、29年度と比較し、1人当たり平均保険料年額で、1.2%増額となったためでございます。

その下、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金及び、保険料軽減額に対する補填分でございます。2目保険基盤安定繰入金につきましては、合せて3,905万円を計上いたしました。前年度と比較し、0.5%の減額でございます。

一番下になります。4款諸収入、4項受託事業収入237万7千円につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合からの委託による健診事業分が主なものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

ただいま、税務住民課長から議案の説明が終わりました。

これより、平成30年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算全般に関わることについて総括質疑を行います。

総括質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第21号「平成30年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について」、予算審査特別委員会に付託の上、審査いたしたいと思っております。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

異議なしと認めます。

よって、議案第21号「平成30年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について」は、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

◎議案第22号の上程、説明

○議長（小藤田一幸）

日程第24 議案第22号「平成30年度鋸南町介護保険特別会計予算について」を議題といたします。

保健福祉課長より、議案の重点説明を求めます。

保健福祉課長 杉田和信君。

〔保健福祉課長 杉田和信 登壇〕

○保健福祉課長（杉田和信）

議案第22号「平成30年度鋸南町介護保険特別会計予算について」御説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ12億2,784万7千円を予定いたしました。前年度と比較いたしまして、1,168万2千円、0.9%の減となるものでございます。本予算につきましては、平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険計画の策定にあたり、平成27年度、28年度及び29年度の9月末までの要支援、要介護者数及び介護サービス給付費の実績に基づいた国の「見える化」システムにより算出されたサービス給付費の見込額を基本に編成させていただきました。

はじめに歳出から御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

第1款総務費、第1項総務管理費は、介護保険システム使用料等の事務運営費でございます。第2項賦課徴収費につきましては、保険料の算定に伴う電算委託に要する費用が主なものでございます。第3項介護認定審査会費は、第1目介護認定審査会費の認定審査委員10名による隔週ごとに実施する審査会の委員報酬及び、11ページをお願いいたします。第2目認定調査費の役務費における各医療機関等の医師が作成する意見書に対する作成料が主なものでございます。

11ページ下段から14ページまでの第2款保険給付費関係につきましては、国の「見える化」システムにより算出された、個々のサービス給付費見込みにより、編成させていただいております。

11ページ下段の、第1項介護サービス等諸費においては、第1目居宅介護サービス給付費から第6目居宅介護サービス計画給付費までは、要介護1から要介護5までのいずれかの介護度に認定された方の訪問介護、通所介護、施設介護等の介護サービスに対する給付で、総額10億7,146万8千円を予定しております。前年度と比較いたしまして、548万6千円、0.5%の減となっております。

12ページ下段から13ページ中段までの、第2項介護予防サービス等諸費においては、第1目介護予防サービス給付費から第4目介護予防サービス計画給付費までは、要支援1・2に認定された方の介護サービスに対する給付で、総額747万1千円を予定いたしました。前年度と比較いたしまして、684万5千円、47.8%の減となっております。法改正により、介護予防における訪問介護、通所介護が16ページの、第6款地域支援事業費へと移行されたことが要因となっております。

第4項高額介護サービス費は、1ヶ月に支払った介護サービスの利用負担額が、定められた上限額を超えた場合に、その超えた額を支給するものでありまして、総額2,379万5千円を予定いたしました。前年度と比較いたしまして、286万9千円、10.8%の減となっております。

第5項高額医療合算介護サービス費は、世帯における1年間の医療費及び介護サービスの利用負担額の合計が著しく高額となり、定められた上限額を超えた場合に、その超えた額を支給するものでありまして、総額173万9千円を予定いたしました。

第6項特定入所者介護サービス費であります。介護施設に入所されている方の食費や居住費の負担額は、課税状況等に応じて定められており、当該サービス費は、利用している低所得の方の食費や居住費に対する本人負担を軽減するための給付費として、総額5,516万6千円を予定しております。前年度と比較いたしまして、666万円、10.8%の減となっております。

16ページをお願いいたします。

第6款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費は、第2款保険給付費、第2項介護予防サービス等諸費、第1目介護予防サービス給付費から移行した訪問介護及び通所介護と介護予防の計画策定に係るサービスに対する給付であり、総額1,546万6千円を予定いたしました。前年度と比較いたしまして、644万7千円、71.5%の増となっております。

第2項一般介護予防事業費は、要介護状態等にならないための事業を実施する費用で、887万7千円を予定いたしました。前年度と比較いたしまして、694万円、43.9%の減となっております。

昨年度職員1名分の人件費を計上しておりましたが、補助限度額の調整が必要であるため、次項の包括的支援事業・任意事業費へ移行させていただきました。

17ページをお願いいたします。

第3項包括的支援事業・任意事業費は、高齢者からの各種相談や各事業所への指導・助言また、ケアプラン作成に関する相談、支援をするための費用として、職員3名分の人件費を含む事業費であります。総額で、2,955万8千円を予定いたしました。前年度と比較いたしまして、977万1千円、49.4%の増となっております。

次に、歳入について御説明いたします。

戻っていただきまして、7ページをお願いいたします。

第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料は、第7期介護保険計画の策定に基づき算出された保険料を各段階の見込み被保険者数に乗じた総額となっており、2億4,300万円を予定しました。前年度と比較いたしまして、1,207万3千円、5.2%の増となっております。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金の2億587万3千円は、保険給付費の居宅サービス給付費に対して20%、施設サービス給付費に対しては、15%の補助率で交付されますので、当該負担金の合計額を計上いたしました。

第2項国庫補助金、第1目調整交付金の9,283万4千円は、保険給付費に対して8%の補助率を見込み計上いたしました。第2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の608万5千円は、歳出第6款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費及び第2項一般介護予防事業費における補助率25%で計上いたしました。

第3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）の1,131万円は、歳出第6款地域支援事業費、第3項包括的支援事業・任意事業費における補助率38%相当で計上いたしました。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金の3億1,331万7千円は、第2号被保険者の保険料分として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、保険給付費に対して補助率27%を見込み計上いたしました。

第2目地域支援事業支援交付金の657万2千円は、歳出第6款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費及び第2項一般介護予防事業費に対して交付されるもので、前目同様、補助率27%で計上いたしました。

8ページをお願いいたします。

第5款県支出金、第1項県負担金の1億7,126万7千円は、居宅サービス給付費に対して12.5%、施設サービス給付費に対しては17.5%の補助率で交付されますので、当該負担金の合計額を計上いたしました。

第2項県補助金、第1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の304万2千円は、歳出第6款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費及び第2項一般介護予防事業費における補助率12.5%で計上いたしました。

第2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）の565万5千

円は、歳出第6款地域支援事業費、第3項包括的支援事業・任意事業費における補助率19%相当で計上いたしました。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目介護給付費繰入金の1億4,505万4千円は、保険給付費に対する補助率12.5%を計上いたしました。

第2項及び第3項は、歳出第6款地域支援事業費に対して県と同率の補助を行うことから、第5款県支出金、第2項県補助金の各目と同額を計上しております。

第4目その他一般会計繰入金1,234万円は、事務費に係る町一般会計からの繰入金でございます。

第5目低所得者保険料軽減繰入金279万3千円は、鋸南町介護保険条例第3条第2項の規定に基づき、第1段階の低所得者に対して、特例の軽減措置を行った際の介護保険料の差額分を繰り入れるものでございます。

第2項基金繰入金、第1目介護給付費準備基金繰入金は、1千円を基金から取り崩そうとするものでございます。これにより、当初予算編成後の基金残高は1,027万7千円となる予定でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

ただいま、保健福祉課長から議案の説明がありました。

これより、平成30年度鋸南町介護保険特別会計予算全般に関わることについて、総括質疑を行います。総括質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、議案第22号「平成30年度鋸南町介護保険特別会計予算について」予算審査特別委員会に付託の上、審査いたしたいと思っております。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

御異議なしと認めます。

よって、議案第22号「平成30年度鋸南町介護保険特別会計予算について」は、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

◎議案第23号の上程、説明

○議長（小藤田一幸）

日程第25 議案第23号「平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について」を議題といたします。

保健福祉課長より、議案の重点説明を求めます。

保健福祉課長 杉田和信君。

〔保健福祉課長 杉田和信 登壇〕

○保健福祉課長（杉田和信）

議案第23号「平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について」御説明申し上げます。

予算書の2ページをお開き願います。

実施計画に基づき御説明いたします。

はじめに、収益的収入でございますが、第1款病院事業収益は、5,021万8千円を予定いたしました。第1項医業収益、第1目その他医業収益は、指定管理者が収受いたしました診断書料等の文書料であり、324万円を予定いたしました。

第2項医業外収益、第1目他会計負担金98万円は、国が定める繰出基準に基づく、企業債元利償還に係る一般会計からの負担金であります。第2目他会計補助金は、指定管理者への交付金及び経費等に充当するための一般会計からの補助金4,151万2千円を予定いたしました。

第3目長期前受金戻入348万6千円は、規定に基づき、有形固定資産の取得の際に受けた国や県の補助金額を当該固定資産同様に減価償却することで、現金の伴わない収入として計上するものでございます。第4目その他医業外収益100万円は、病院施設等の使用に係る指定管理者からの負担金でございます。

次に収益的支出でございますが、第1款病院事業費用は8,245万2千円を予定いたしました。第1項医業費用、第1目経費は、修繕費等の運営経費として241万円を予定いたしました。第2目減価償却費は3,556万6千円を、第3目指定管理者交付金は、指定管理者である医療法人財団鋸南きさらぎ会へ支出するもので、病院の運営費4,000万円と収入しました文書料から消費税を除いた300万円の計4,300万円を予定いたしました。

第2項医業外費用、第1目支払利息及び企業債取扱諸費は、建物及び医療機器に係る借受けた企業債の償還利息147万6千円を予定いたしました。

3ページをお願いいたします。

資本的収入でございますが、第1款資本的収入は、1, 296万2千円を予定いたしました。借受けた企業債の元金償還にあたり、一般会計から出資金として受け入れるものでございます。

次に資本的支出でございますが、第1款資本的支出は、1, 836万3千円を予定いたしました。第1項建設改良費、第1目有形固定資産購入費は、老朽化した超音波画像診断装置の更新費用540万円を予定いたしました。第2項企業債償還金は、建物及び医療機器に係る借受けた企業債の償還元金1, 296万3千円を予定いたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額540万1千円は、過年度分損益勘定留保資金でお願いするものでございます。

4ページをお願いします。

平成30年度の予定キャッシュ・フロー計算書であります。年度末の現金預金残高は、下段の700万8千円と見込みました。

5ページから8ページまでは、平成29年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表、9ページ、10ページは、平成30年度の予定貸借対照表でございます。後ほど御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

ただいま保健福祉課長から議案の説明がありました。

これより平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計予算全般に係ることについて、総括質疑を行います。

総括質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、議案23号「平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について」予算審査特別委員会に付託の上、審査いたしたいと思っております。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

御異議なしと認めます。

よって、議案第23号「平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について」は、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

◎議案第24号の上程、説明

○議長（小藤田一幸）

日程第26 議案24号「平成30年度鋸南町水道事業会計予算について」を議題といたします。

建設水道課長より、議案の重点説明を求めます。

建設水道課長 平嶋隆君。

[建設水道課長 平嶋隆 登壇]

○建設水道課長（平嶋隆）

議案第24号「平成30年度鋸南町水道事業会計予算について」御説明いたします。

予算書1ページ及び別添の予算説明書を併せて御覧願います。

第2条業務の予定量ですが、給水戸数3,675戸、5,546栓、給水人口7,892人を予定し、年間総給水量を108万3,400立方メートル、1日平均給水量を、2,968立方メートル、1日平均一人当たり給水量を376リットルといたしました。

給水戸数、年間総給水量等は、平成30年1月末までの実績を基に推計させていただきました。

第3条収益的収入及び支出、第4条資本的収入及び支出につきましては、3ページから5ページの実施計画により御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

収益的収入でございますが、第1款水道事業収益の総額を5億2,234万2千円と決めました。第1項営業収益を2億8,206万7千円とし、主な収益といたしまして、第1目給水収益で2億8,008万6千円を予定いたしました。

第2項営業外収益では、2億4,027万5千円を予定いたしました。主な収益といたしまして、第3目県補助金は市町村水道総合対策補助金分として、9,700万円を、第4目他会計補助金では、一般会計より、市町村水道総合対策補助金分として、1億円及び児童手当分として80万円を予定いたしました。

また、第5目長期前受金戻入は現金の伴わない収益ですが、4,131万7千円を予定いたしました。

4ページをお願いします。

次に収益的支出でございますが、第1款水道事業費の総額を4億6,774万8千円と決めました。第1項営業費用では、4億3,004万8千円を予定いたしました。主な支出といたしまして、職員給与費6,952万6千円、委託料1,549万3千円、各施設の修繕費871万9千円、動力費910万8千円、薬品費663万4千円、南房総広域水道企業団からの受水費1億4,834万1千円、減価償却費1億5,888万

7千円を予定いたしました。

第2項営業外費用では、3,760万円を予定いたしました。第1目支払利息の3,279万円が主なものでございます。

5ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出ですが、第1款資本的収入の総額を7千万円と決めました。

第1項企業債は、本年度予定いたします工事に係る借入金として、7千万円予定いたしました。

次に資本的支出ですが、第1款資本的支出の総額を、2億2,727万8千円と決めました。第1項建設改良費、第2目配水施設改良費は、配水管布設工事4,799万7千円を予定いたしました。

第3目浄水施設改修費は、3件の改修工事で3,431万円を予定いたしました。また、第2項企業債償還金におきましては、1億3,924万3千円を予定いたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出に対し不足する額1億5,727万8千円は、過年度分損益勘定留保資金1億1,446万9千円、当年度分損益勘定留保資金3,629万3千円及び当年度分消費税資本的収支調整額651万6千円で補てんすることと決めました。

6ページをお願いいたします。

平成30年度鋸南町水道事業予定キャッシュ・フローでございますが、年度末における資金残高は、3億5,188万円となる見込みでございます。

7ページから9ページは職員の給与等に関する明細、10ページは、債務負担行為に関する調書、11ページから14ページは、平成29年度鋸南町水道事業予定損益計算書及び予定貸借対照表、15ページから17ページは、平成30年度鋸南町水道事業予定貸借対照表でございますので後ほど御参照願います、

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（小藤田一幸）

ただいま、建設水道課長から議案の説明がありました。

これより、平成30年度鋸南町水道事業会計予算全般に係ることについて、総括質疑を行います。

総括質疑がありましたら、お願いします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、議案24号「平成30年度鋸南町水道事業会計予

算について」予算審査特別委員会に付託の上、審査いたしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

御異議なしと認めます。

よって、議案第24号「平成30年度鋸南町水道事業会計予算について」は、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をします。

議員各位は自席でお待ちください。

…………… 休 憩・午後 3時40分 ……………
…………… 再 開・午後 3時42分 ……………

○議長（小藤田一幸）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に議案付託表、及び予算審査特別委員長からの委員会招集通知書を配布いたしました。

休会中の3月9日午前10時から議案第19号「一般会計予算の審査」を、3月12日午前10時から、議案第20号「国民健康保険特別会計予算」、議案第21号「後期高齢者医療特別会計予算」、議案第22号「介護保険特別会計予算」、議案第23号「鋸南病院事業会計予算」、議案第24号「水道事業会計予算」について、それぞれ予算審査特別委員会を開催し、議案の審査をお願いしたいと思います。

◎散会の宣言

○議長（小藤田一幸）

以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしました。

3月9日及び3月12日は午前10時から予算審査特別委員会をお願いいたします。

最終日の3月16日は午後2時から会議を開きますので、定刻5分前に御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

御苦勞さまでした。

..... 散 会 ・ 午 後 3 時 4 3 分

平成30年第1回鋸南町議会定例会議事日程〔第3号〕

平成30年3月16日 午後2時開議

日程第1	議案第19号	平成30年度鋸南町一般会計予算について
日程第2	議案第20号	平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について
日程第3	議案第21号	平成30年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第4	議案第22号	平成30年度鋸南町介護保険特別会計予算について
日程第5	議案第23号	平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について
日程第6	議案第24号	平成30年度鋸南町水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番 田 久 保 浩 通 君	2 番 青 木 悦 子 君
3 番 笹 生 久 男 君	4 番 渡 邊 信 廣 君
5 番 小 藤 田 一 幸 君	6 番 緒 方 猛 君
7 番 鈴 木 辰 也 君	8 番 黒 川 大 司 君
9 番 伊 藤 茂 明 君	10 番 笹 生 正 己 君
11 番 平 島 孝 一 郎 君	12 番 三 国 幸 次 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 白 石 治 和 君	副 町 長 内 田 正 司 君
教 育 長 富 永 安 男 君	総務企画課長 増 田 光 俊 君
税務住民課長 平 野 幸 男 君	保健福祉課長 杉 田 和 信 君
地域振興課長 飯 田 浩 君	建設水道課長 平 嶋 隆 君
教 育 課 長 福 原 規 生 君	会 計 管 理 者 福 原 傳 夫 君
監 査 委 員 柴 本 健 二 君	総務管理室長 寺 本 幸 弘 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局 長 笹 生 矩 義 書 記 安 藤 睦

…………… 開 議・午後 2時00分 ……………

◎開議の宣言

○議長（小藤田一幸）

皆さん、こんにちは。
議員各位には、御苦労さまです。
定刻となりましたので、ただいまより会議を開きます。
ただいまの出席議員は12名です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小藤田一幸）

本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配布しておきました。
ここで、暫時休憩します。
議員各位には、委員会室へ御参集願います。

…………… 休 憩・午後 2時00分 ……………

…………… 再 開・午後 2時19分 ……………

◎議案第19号の委員長報告、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

休憩を解いて会議を再開します。
日程第1 議案第19号「平成30年度鋸南町一般会計予算について」を議題といたします。
本案については、予算審査特別委員会に付託し審査いただいておりますので、予算審査特別委員会委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。
予算審査特別委員会委員長 笹生正己君。

〔予算審査特別委員会委員長 笹生正己 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（笹生正己）

予算審査特別委員会に付託されました、平成30年度鋸南町一般会計予算の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本予算の審査は、去る3月9日に行いました。

審査にあたり、各委員より多くの質疑がありましたが、予算審査特別委員会は全議員で構成されておりますので、細部につきましては省略させていただき、要約して、主な質疑、意見、要望等を報告いたします。

審査した順番に、課ごとに報告いたします。

まず、議会事務局関係について、「他の市町村議会では、議会の生中継に加えて、録画でも審議の様子を視聴できるのが一般的になってきている。当議会においても新たな財政負担が発生しないのであれば、録画視聴の導入を検討してもらいたい」との要望がありました。

総務企画課関係について、はじめに、総括質疑について報告いたします。

「町では、過去何年間にもわたり、行財政改革を進めてきたが、平成30年度当初予算においては、行財政改革を更に推進するために、継続的あるいは新規に実施される施策、また見直し廃止されたものがあるか。あるのであれば、どの部分に反映されているか」との総括質疑に対し、「予算編成時、各課から約39億円の要求が出されましたが、精査することで2億円ほど圧縮いたしました。光熱水費等の需用費関係で8千万円を削減した他、特別職・管理職の給与等で638万1千円、公債費借り換えにより171万5千円、広告封筒作成で12万6千円、これらを削減いたしました。また、数値には表れませんが、道路橋梁補修工事・水産物供給基盤機能保全事業等の実施により、施設の長寿命化を図るとともに、海洋センターのプール設備改修、中学校体育館照明のLED灯改修等の実施により、将来的な光熱水費の削減を図りました。歳入関係では、職員駐車場賛助金135万6千円を含め186万3千円を見込み、今後も継続的に改革に努めて参ります」との答弁がありました。その答弁に対して「どの自治体でも進めてはいるが、住民にはその効果がわかりづらいので、住民への情報提供をお願いする」との要望がありました。

以下、その他の質疑及び答弁を報告いたします。

「消防団条例の一部改正により、55歳以上の団員も任命可能になったが、団員報酬を前年度より削減したのは、改正と相反するのではないか」との質疑に対し、「29年度は実団員数164名に対し170名分を予算計上しましたが、29年度当初は163名であったことから、30年度は4名の増を見込み、167名分を計上いたしました」との答弁がありました。「町内在住でも日中は、仕事で町外へ出る方も多いため、55歳以上の町内に勤務をする方々等に関わってもらいたい」との要望がありました。

「防災備蓄費108万1千円の内容は」との質疑に対し、「アルファ米30箱、飲料水80箱、クラッカー57箱の購入です」との答弁があり、「食品ロスが問題となっているが、フードバンク事業等への登録の検討は」との質疑に対し、「期限の迫ったものは、防災訓練で参加者に試食配布するほか、要望があれば行政区に配付もしています。また、飲料水については、災害時の簡易トイレ等での使用を考えています。寄付については、今後検討したい」との答弁がありました。

「町総合計画では、自主防災組織のカバー率を80%に目標設定しているが、現在のカバー率は。また組織立上げのために町が行っている施策は」との質疑に対し、「県内の平均カバー率は、28年4月1日時点で、60.2%ですが、現在、町では8団体、52.7%となっています。これまで行政委員会等を通じて、依頼をしてきましたが、今後は既存の組織と関わりながら、更に組織化が進むよう努めたい」との答弁がありました。

「まちづくり支援事業補助金は、29年度は1団体の利用しかないとのことだが、利用しづらいためではないか」との質疑に対し、「30年度は、継続の3年目が1団体で、3団体から申請の相談を受けています。補助金の内容については、アンケート等により再検討していきたい。」との答弁があり、「補助金に対する十分なPRをして欲しい」との要望がありました。

「地域おこし協力隊の活動は、地域との関わりが重要であると考えますが、各種団体の会合等で紹介する考えはあるのか」との質疑に対し、「住民には、4月から町報の紹介コーナーにより活動内容等を掲載していく予定です。また、新聞等で報道されているので、今後も情報提供に努めます」との答弁がありました。

「域学連携研究委託50万円は、十分な活動を期待するには少額ではないか」との質疑に対し、「30年度が初年度であり、旅費・消耗品等の経費を計上したのですが、今後も継続的な委託を考えており、増額等は、翌年度以降検討していきたい」との答弁がありました。

「12月の循環バスの時刻改正は、利用者増につながったのか」との質疑に対し、「JRの発着時刻にあわせて改正をしたもので、今後も県の公共交通関連事業と併せて、多くの方に利用してもらえるように検討していきます」との答弁があり、「現在、1日5便の運行であるので、増便の検討願う」との要望がありました。

続きまして、税務住民課関係について報告いたします。

「法人税の法人税割の対象はどのくらいあるのか。また最高納付額はいくらか」との質疑に対し、「75社で、最高納付額は、28年度は290万円でした。29年度は予定納付の段階ですので、140万円です」との答弁がありました。

「軽自動車の登録台数の内訳は」との質疑に対し、「予算編成時の数値となりますが、原動機付自転車が563台。軽自動車は、3,062台。その他及び小型2輪等は40

1台となっています。」との答弁がありました。

「個人番号カードの交付状況はどうか」との質疑に対し、「1月末現在1,117人から申請があり、1,010人に交付済みです」との答弁がありました。

保健福祉課関係について、「障害福祉費及び障害者自立支援給付費に該当する人数は」との質疑に対し、「平成29年4月1日現在、障害福祉費に該当する者は、身体障害者396名、知的障害者62名、精神障害者56名です。また、障害者自立支援給付費については、人工透析への医療費補助である更生医療該当8名、将来への障害を防止するための育成医療該当1名となっています」との答弁があり、また「透析になるのを防ぐため町が実施する対策は」との質疑に対し、「総合検診により疾病の早期発見に努め、検診結果に基づき予防事業を行っています」との答弁がありました。

「老人センター費のエレベーター保守点検の契約内容は」との質疑に対し、「ワイヤーロープの点検に加え、内部確認カメラと確認用ディスプレイ、開扉走行防止機能等の点検を行っており、点検項目が多いためです」との答弁がありました。

「介護施設等における職員の人員不足を補い、人材確保に資する予算はあるか」との質疑に対し、「介護職員資格取得費助成金として、初任者研修5名分、介護福祉士取得研修5名分、計10名分の予算を計上しました」との答弁がありました。

地域振興課関係について、「空き家バンクへの物件登録がはじまり2年経過しているが、この間の実績はどうか」との質疑に対し、「これまでに4件が登録され、うち1件が成約となり、現在3件の登録があります」との答弁があり、「物件を単にホームページに掲載するだけでは実績は上がらないと思うが、何か対策を行っているのか」との質疑に対し、「固定資産税の納税通知に周知記事を掲載しており、物件登録の相談も受けております。ただし、登録にそぐわないものも多く、登録前に不動産業者と売買契約が成立してしまう場合もあり、思うように登録が進んでいないのが現状です」との答弁があり、「空き家を借りたい方を集め、実際に空き家を借りた方から話を聞けるような説明会等の開催を検討して欲しい」との要望がありました。

「前年度25万円であった新規就農者支援事業補助金が、減額されているが、その内容は」との質疑に対し、「3名分の研修補助費15万円を計上いたしました」との答弁があり、「新規就農者には、財政支援以外の面でも要望があるように聞いている。新規就農者の意見を十分聞いた上で、予算に反映してもらいたい」との要望がありました。

建設水道課関係について、「勝山橋歩道橋国道取り付け部分の改修関連の予算計上されていないが、用地交渉に関して30年度は進展がないということか」との質疑に対し、「歩道橋は、昨年7月に一部供用開始しましたが、当初計画には至っていません。未改修部分の地権者との土地交換が完了していないため、今年度は双方の土地の不動産鑑定を20万円で行いました。諸費用等の負担で理解を得られず、現在も協議中で、今後の交渉の進展により、予算をお願いすることも考えられます。」との答弁があり、「交渉は

難しいと思うが、自転車が通る歩道橋にしては入口が狭いので、危険性を取り除くためにも、早期に解決願いたい」との要望がありました。

「29年度、2,500万円計上された道路維持補修工事費が、行政区からの道路や排水補修要望が多いなか、1,500万円に減額された理由は」との質疑に対し、「29年度は、2カ所の排水工事と道路補修工事1カ所を予定したことから、特に例年より1,000万円を上乗せし、2,500万円としました。区からは多くの要望がありますが、緊急性や用地問題等の精査を行い順次、実施していきます」との答弁があり、「高齢化が進み、要望も多いので、できれば工事請負費を増やして生活道路の整備を進めてもらいたい」との要望がありました。

「1件20万円、300万円の住宅のリフォーム補助金が計上されたが、定住促進や子育て支援制度と連携した形での補助率アップを検討しているのか」との質疑に対し、「県内実施24団体中、20万円が13団体、10万円が7団体となっています。平成30年度からの実施ですので、要望を聞きながら事業内容を精査しつつ検討したいと考えております」との答弁があり、「県内では50万円の助成をしているところがあると聞く。今後、定住施策の1つとして、検討してもらいたい」との要望がありました。

「橋梁補修設計委託料1,100万円に限らず、委託料が多額になってきているが、専門職員に設計させれば行革につながるのではないか」との質疑に対し、「建設水道課には、専門職として技師1名が配置され、道路・排水等の土木工事の設計を行っています。しかし橋梁・トンネル等の構造物の設計は、土木工事とは異なるため、現職員の専門外となります」との答弁があり、「設計のできる専門職を雇用するべきでは」との質疑に対し、「土木工事以外の特殊また専門性を要する設計は、常に業務があるわけではないので、必要に応じ外部発注で対応します」との答弁がありました。

続いて教育課関係について、「地域ボランティアへの報償費が増となった理由と放課後子ども教室の利用状況は」との質疑に対し、「放課後子ども教室を充実させるため増額要望しました。利用状況は週1回を目安に、木曜日、土曜日に23回開催しました。参加者は平日約80名、土曜日は20名ほどで、延べ1,300名となっています」との答弁がありました。

「幼稚園移転後、土地を購入する予定とのことだが、現在の状況は」との質疑に対し、「地権者が2名おり、1名からは購入する予定で検討している。もう1名については、現在は白紙で今後検討したい」との答弁がありました。

「小学校の児童用タブレットは、何台購入するか。またその活用方法は」との質疑に対し、「デスクトップ型パソコンをタブレット型41台に更新します。教室では1人に1台、移動用収納箱も購入するので、グループワークでは複数の教室で同時に活用でき、無線LANの活用もできます」との答弁がありました。

「いじめ問題対策調査会委員報酬が13万6千円計上されているが、委員の数と会議

の開催予定はどの程度か」との質疑に対し、「委員は6名で、重大事態が発生した場合に開かれるため、定期開催を予定していません」との答弁があり、「昨年から現在まで何回開催したのか」との質疑に対し、「開催されておられません」との答弁がありました。

「スクールバス運行業務委託は、どのような形態で行われているか」との質疑に対し、「運行は幼稚園・小学校・中学校の送迎を主とし、4台を運行しています。登校時は幼稚園・小学校・中学校で1便を、下校時は幼稚園で1便、小学校で2便、中学校が小学校と併せて1便運行しています。また小学校の校外学習、中学校の部活動の対外試合等でも運行しています」との答弁がありました。

以上が要約した審査の経過であり、討論省略ののち、採決の結果、平成30年度鋸南町一般会計予算については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第19号「平成30年度鋸南町一般会計予算について」予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

○議長（小藤田一幸）

ただいま、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は原案のとおり「可決すべき」ものとの報告であります。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会は全議員による構成ですので、質疑を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号から議案第24号の委員長報告

○議長（小藤田一幸）

日程第2以降の議事についてお諮りいたします。

日程第2 議案第20号「平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」から日程第6 議案第24号「平成30年度鋸南町水道事業会計予算について」までを一括議題とし、予算審査特別委員会委員長から、予算審査の経過及び結果について一括して報告を求めた後、各議案について順次、質疑、討論、採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

異議なしと認めます。

よって、議案第20号から議案第24号までを一括議題とすることに決定いたしました。

予算審査特別委員会に付託し、審査いただいた

議案第20号「平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」

議案第21号「平成30年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について」

議案第22号「平成30年度鋸南町介護保険特別会計予算について」

議案第23号「平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について」

議案第24号「平成30年度鋸南町水道事業会計予算について」

予算審査特別委員会委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 笹生正己君。

〔予算審査特別委員会委員長 笹生正己 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（笹生正己）

では、報告いたします。

ただいま議長の方から一括で行うということで、平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計予算、鋸南町後期高齢者医療特別会計予算、鋸南町介護保険特別会計予算、平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計予算、平成30年度鋸南町水道事業会計予算について御報告申し上げます。

予算審査特別委員会に付託されましたこれらの会計について御報告は、本予算の審査は、去る3月9日に行いました。

審査については、2月20日の全員協議会での協議、本議会2日目の議案説明等を経て十分審議がなされたことから、各委員からの質疑・意見はなく、討論省略の後、採決の結果、平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計予算、鋸南町後期高齢者医療特別会

計予算、平成30年度鋸南町介護保険特別会計予算、平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計予算、平成30年度鋸南町水道事業会計予算については、全員賛成で原案のとおり「可決すべきもの」と決定いたしました。

以上で、各会計の報告を終わります。

○議長（小藤田一幸）

報告が終わりました。

◎議案第20号の討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第2 議案第20号「平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」は、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり「可決すべき」との報告であります。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会は、全議員による構成ですので、質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第3 議案第21号「平成30年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について」は、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり「可決すべき」との報告であります。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会は、全議員による構成ですので、質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第4 議案第22号「平成30年度鋸南町介護保険特別会計予算について」は、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり「可決すべき」との報告であります。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会は、全議員による構成ですので、質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第5 議案第23号「平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について」は、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり「可決すべき」との報告であります。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会は、全議員による構成ですので、質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手 全員]

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第6 議案第24号「平成30年度鋸南町水道事業会計予算について」は、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり「可決すべき」との報告であります。

お諮りします。

予算審査特別委員会は、全議員による構成ですので、質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手 全員]

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

..... 休 憩・午後 2時53分

..... 再 開・午後 2時55分

平成30年第1回鋸南町議会定例会議事日程〔第3号の追加1〕

平成30年3月16日

追加日程第1	議案第25号	動産売買契約の締結に係る追認について
追加日程第2	議案第26号	動産売買契約の変更に係る追認について

◎追加日程の決定

○議長（小藤田一幸）

休憩を解いて、会議を再開します。

ただいま、休憩中に追加議事日程及び追加議案の提出がなされましたので、御手元に配布いたしました。

議案の配布漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

配布漏れなしと認めます。

ただいま提出されました、議案第25号及び議案第26号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

異議なしと認めます。

よって議案第25号及び議案第26号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

◎議案第25号、議案第26号の提案理由の説明

○議長（小藤田一幸）

町長より追加議案に対する、提案理由の説明について、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和 登壇〕

○町長（白石治和）

追加議案として、お願いいたしますのは、議案第25号「動産売買契約の締結に係る追認について」、議案第26号「動産売買契約の変更に係る追認について」でございます。

平成28年度におきまして、情報セキュリティ強化対策機器の調達を行うことにあたり、本来は予定価格が1千万円を超えることから地方自治法96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約に関する条例第3条の規定により、議会の議決を得る必要がございましたが、議会の議決を得ないまま契約を締結したことが判明いたしました。

そこで、今回改めまして議案第25号で「動産売買契約の締結に係る追認」の議決をお願いするものでございます。

また、議案第26号は本契約の「変更に係る追認」の議決をお願いするものでございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

よろしく申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

お諮りいたします。

追加日程第1 議案第25号「動産売買契約の締結に係る追認について」

追加日程第2 議案第26号「動産売買契約の変更に係る追認について」

は、関連がありますので一括議題としたいと思いますが、御異議ありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

異議なしと認めます。

よって、議案第25号及び議案第26号を一括議題とすることに決定いたしました。

◎議案第25号、議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

追加日程第1 議案第25号「動産売買契約の締結に係る追認について」

追加日程第2 議案第26号「動産売買契約の変更に係る追認について」

を議題といたします。

○議長（小藤田一幸）

お諮りいたします。

両案は、関連がありますので、一括採決としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 増田光俊君。

〔総務企画課長 増田光俊 登壇〕

○総務企画課長（増田光俊）

議案第25号「動産売買契約の締結に係る追認について」御説明申し上げます。

動産売買契約の締結に係る追認をお願いいたします内容でございますが、平成28年度情報セキュリティ対策事業において、LGWANサーバ等を購入するにあたり、平成

28年11月1日、指名競争入札により入札を執行した結果、千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目3番地、東日本電信電話株式会社ビジネス&オフィス営業推進本部ビジネス営業部千葉法人営業所千葉法人営業所長山本功が、その1については631万8千円、その2では2,050万9,200円で落札をし、平成28年11月7日に契約をいたしました。

その1とその2の契約は別々のものではありませんが、事業が一体のものでありますので、合算いたしまして2,682万7,200円となり、本来であれば、予定価格が1千万円以上であることから議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を得る必要がありましたが、議会の議決を得ないまま契約を締結したことが判明したため、今回改めて追認の議決をお願いするものでございます。

続いて、議案第26号「動産売買契約の変更に係る追認について」御説明申し上げます。

ただいま議案第25号で御説明いたしました契約のその2につきまして、パソコン・プリンター等を追加するため92万1,600円を増額し、変更後の金額を2,142万1,800円とし、合算額が2,773万9,800円となり、平成28年11月30日に変更契約をいたしました。

議案第25号と同様に、議会の議決を得ないまま変更契約を締結していたことが判明したため、今回改めて追認の議決をお願いするものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手 全員]

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議長（小藤田一幸）

これにて、今定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

よって、平成30年第1回鋸南町議会定例会を閉会いたします。

皆さん御苦労さまでした。

[閉会のベルが鳴る]

…………… 閉 会 ・ 午 後 3 時 0 5 分 ……………

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年 5月11日

議 会 議 長 小藤田 一幸

署 名 議 員 青木 悦子

署 名 議 員 笹生 正己